

令和5年第3回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
9.	1	金	本会議（招集日）	・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議		
	2	土	休 日			
	3	日	休 日			
	4	月	本会議（2日目）	・一般質問（5人）		
	5	火	本会議（3日目）	・一般質問（3人）		
	6	水	本会議（4日目）	・総括質疑 常任委員会		
	7	木	休 会			
	8	金	休 会			
	9	土	休 日			
	10	日	休 日			
	11	月	休 会			
	12	火	休 会			
	13	水	休 会			
	14	木	休 会			
	15	金	休 会			
	16	土	休 日			
	17	日	休 日			
	18	月	休 日		敬老の日	
	19	火	常任委員会、議会運営委員会、全員協議会			
	20	水	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	21	木	本会議（最終日）	・ 常任委員長報告 ・ 議案審議 ・ 追加議案上程 ・ 発委 ・ 報告 ・ 議員派遣の件 ・ 閉会中の継続調査の件 ・ 閉会		

令和5年第3回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和5年 9月 1日

閉会 令和5年 9月21日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案49	専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）（令和5年度さつま町一般会計補正予算（第4号））	R5.9.1	R5.9.1	承認	—
50	さつま町立学校条例の一部改正について	〃	R5.9.21	原案可決	文教経済
51	さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
52	さつま町子ども・子育て会議条例及びさつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
53	さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
54	さつま町火災予防条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
55	令和5年度さつま町一般会計補正予算（第5号）	〃	〃	〃	2委員会
56	令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	総務厚生
57	令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	文教経済
58	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	R5.9.1	適任	—
62	3災第768号川口柳野線道路災害復旧工事請負契約の締結について	R5.9.21	R5.9.21	可決	—
63	5災第2号大俣線道路災害復旧工事請負契約の締結について	〃	〃	〃	—
発委4	さつま町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	〃	〃	原案可決	—
報告5	町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第3号）	R5.9.1	R5.9.1	報告済	—
6	令和4年度健全化判断比率の報告について	R5.9.21	R5.9.21	〃	—
7	令和4年度資金不足比率の報告について	〃	〃	〃	—

議 案 番 号	件 名	上程日	議決日	議決結果	付 託 委 員 会
	議員派遣の件	R5. 9. 21	R5. 9. 21	決 定	—
	閉会中の継続調査の件	〃	〃	〃	—

令和5年第3回さつま町議会定例会会議録

目 次

○9月1日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）（令和5年度さつま町一般会計補正予算（第4号））	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第50号 さつま町立学校条例の一部改正について	6
（提案理由説明）	
議案第51号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	6
（提案理由説明）	
議案第52号 さつま町子ども・子育て会議条例及びさつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	6
（提案理由説明）	
議案第53号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	6
（提案理由説明）	
議案第54号 さつま町火災予防条例の一部改正について	6
（提案理由説明）	
議案第55号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第5号）	6
（提案理由説明）	
議案第56号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	6
（提案理由説明）	
議案第57号 令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）	6
（提案理由説明）	
議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦について	8
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
報告第5号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第3号）	9

(内容説明・質疑)

散 会	9
-----------	---

○9月4日(第2日)

一般質問表	1 1
会議を開催した年月日及び場所	1 4
出欠席議員氏名	1 4
出席事務局職員	1 4
出席説明員氏名	1 4
本日の会議に付した事件	1 5
開 議	1 6
一 般 質 問	1 6
岸良 光廣議員	1 6
行政改革について	
森山 大議員	2 7
高齢者孤独死について	
「先生が足りない。今、学校が大ピンチ」について	
川口 憲男議員	3 6
危機管理対策について	
古田 昌也議員	4 4
小中学校の現状について	
公共交通機関について	
たばこ税について	
平八重光輝議員	5 3
やさしさ日本一の町に	
散 会	6 2

○9月5日(第3日)

一般質問表	6 3
会議を開催した年月日及び場所	6 5
出欠席議員氏名	6 5
出席事務局職員	6 5
出席説明員氏名	6 5
本日の会議に付した事件	6 6
開 議	6 7
一 般 質 問	6 7
中村 慎一議員	6 7
高齢者クラブ活動等への支援について	
地域福祉や介護人材の確保について	
上別府ユキ議員	7 6
放課後児童健全育成事業について	
公園や子どもの遊び場について	

有川 美子議員	8 4
乗合タクシーについて	
母子手帳交付事務について	
選挙管理委員会の業務について	
散 会	9 4
○9月6日（第4日）	
会議を開催した年月日及び場所	9 5
出欠席議員氏名	9 5
出席事務局職員	9 5
出席説明員氏名	9 5
本日の会議に付した事件	9 6
議案付託表	9 7
開 議	9 9
議案第50号 さつま町立学校条例の一部改正について	9 9
（総括質疑・委員会付託）	
議案第51号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	9 9
（総括質疑・委員会付託）	
議案第52号 さつま町子ども・子育て会議条例及びさつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	9 9
（総括質疑・委員会付託）	
議案第53号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	9 9
（総括質疑・委員会付託）	
議案第54号 さつま町火災予防条例の一部改正について	9 9
（総括質疑・委員会付託）	
議案第55号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第5号）	1 0 0
（総括質疑・委員会付託）	
議案第56号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	1 0 3
（総括質疑・委員会付託）	
議案第57号 令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）	1 0 3
（総括質疑・委員会付託）	
散 会	1 0 5
○9月21日（第5日）	
会議を開催した年月日及び場所	1 0 7
出欠席議員氏名	1 0 7
出席事務局職員	1 0 7
出席説明員氏名	1 0 7
本日の会議に付した事件	1 0 8
開 議	1 0 9

議案第 5 0 号 さつま町立学校条例の一部改正について	1 0 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 1 号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	1 0 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 2 号 さつま町子ども・子育て会議条例及びさつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1 0 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 3 号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1 0 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 4 号 さつま町火災予防条例の一部改正について	1 0 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 5 号 令和 5 年度さつま町一般会計補正予算(第 5 号)	1 0 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 6 号 令和 5 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)	1 0 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 7 号 令和 5 年度さつま町上水道事業会計補正予算(第 1 号)	1 0 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 9 号 令和 4 年度さつま町歳入歳出決算の認定について	1 1 5
(提案理由説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託・閉会中の継続審査)	
議案第 6 0 号 令和 4 年度さつま町上水道事業会計決算の認定について	1 1 5
(提案理由説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託・閉会中の継続審査)	
議案第 6 1 号 令和 4 年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	1 1 5
(提案理由説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託・閉会中の継続審査)	
議案第 6 2 号 3 災第 7 6 8 号川口柳野線道路災害復旧工事請負契約の締結について	1 1 9
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 6 3 号 5 災第 2 号大俣線道路災害復旧工事請負契約の締結について	1 2 0
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
発委第 4 号 さつま町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	1 2 1
(趣旨説明・質疑・討論・採決)	
報告第 6 号 令和 4 年度健全化判断比率の報告について	1 2 2
(内容説明・質疑)	
報告第 7 号 令和 4 年度資金不足比率の報告について	1 2 2
(内容説明・質疑)	
議員派遣の件	1 2 2
(決定)	
閉会中の継続調査の件	1 2 3
(決定)	

閉 会 1 2 3

令和5年第3回さつま町議会定例会

第 1 日

令和5年9月1日

令和5年第3回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和5年9月1日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
13番	上久保 澄 雄 議員	14番	川 口 憲 男 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	早 崎 行 宏 君	議事係 長	西 浩 司 君
議事係 主任	杉 元 大 輔 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	副 町 長	高 田 真 君
教 育 長	中 山 春 年 君	総 務 課 長	角 茂 樹 君
企画政策課長	小野原 和 人 君	財 政 課 長	富 満 悦 郎 君
町民環境課長	松 山 和 久 君	高齢者支援課長	久保田 春 彦 君
子ども支援課長	藤 園 育 美 君	農 政 課 長	山 口 泰 徳 君
耕地林業課長	上谷川 征 和 君	商工観光PR課長	中 村 英 美 君
建 設 課 長	原 田 健 二 君	水 道 課 長	出 水 隆 君
消 防 長	萩木場 一 水 君	教育総務課長	大 平 誠 君
社会教育課長	永 江 寿 好 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 4 9 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号）（令和 5 年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号））
- 第 6 議案第 5 0 号 さつま町立学校条例の一部改正について
- 第 7 議案第 5 1 号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 5 2 号 さつま町子ども・子育て会議条例及びさつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 9 議案第 5 3 号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 5 4 号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 5 5 号 令和 5 年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 1 2 議案第 5 6 号 令和 5 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 3 議案第 5 7 号 令和 5 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4 議案第 5 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 1 5 報告第 5 号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第 3 号）

△開 会 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和5年第3回さつま町議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（宮之脇尚美議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番、川口憲男議員及び15番、柏木幸平議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの21日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月21日までの21日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は、省略します。

なお、監査委員から例月出納検査及び備品監査の結果について報告がありましたので、その写しをお配りしてあります。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

おはようございます。本日から私もタブレットを持って報告をさせていただきたいと思いますので、若干戸惑うところもあるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

行政報告につきましては、印刷してお配りしているところでございますけれども、この中で

7月5日の全国中山間地域振興対策協議会総会及び要請活動、8月3日の北薩空港幹線道路中央要望、8月6日のさつま町夏まつりについて補足して御報告いたします。

初めに7月5日の全国中山間地域振興対策協議会総会及び要請活動についてでございます。

私が理事を務めています全国中山間地域振興対策協議会におきまして、同会役員とともに農林水産省及び関係国会議員を訪問し、要望を行ってきたところでございます。

まず農林水産省では勝俣孝明農林水産副大臣と面会をいたしまして、令和6年度の予算に関し鹿児島県代表としてさつま町集落協定の活動事例をもとに、これは一ツ木の事例でございますけれども、これを基に中山間地域における中山間地域等直接支払交付金がいかに有効なものであるかをお伝えし、予算編成に係る格段の御配慮をいただきますよう要望したところでございます。また、農村振興局長井俊彦局長をはじめ関係部署へも同様の要望活動を行ってきたところであります。

その後、議員会館におきましては、中谷元衆議院議員をはじめ関係国会議員に対し予算施策に関する政策提案活動も行ってきたところであります。今後につきましても引き続き中山間地域の振興対策推進のため、予算確保をはじめ当事業の有効活用に向けた要望活動を行ってまいります。

次に、8月3日の北薩空港幹線道路中央要望についてでございます。

毎年度国の概算要求の前に要望してきているところでございますけれども、本年度におきましても北薩空港幹線道路整備促進期成会におきまして副会長の椎木出水市長、並びに国道504号さつま町・出水市区間改良整備促進議員期成会会長であります宮之脇さつま町議会議長、白石誠県議会議員とともに、地元選出の小里泰弘衆議院議員に同行していただき要望活動を行ってまいりました。

要望に当たっては、和田国土交通事務次官、丹羽国土交通省道路局長及び新川財務省主計局長などの関係各部署や鹿児島県選出国会議員に対し、北薩横断道路の前線早期完成、それから必要な道路関係予算の確実な確保等について要望活動を行ったところであります。和田国土交通事務次官からは、しっかりと予算を確保して進めてまいりたいとの回答をいただいたところでございます。

今後におきましても引き続き、早期全線開通に向けまして沿線自治体が一体となって推進してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、8月6日のさつま町夏まつりについてでございます。今回の夏まつりは、町夏まつり実行委員会を中心に4年ぶりに開催されました。昨年までは新型コロナウイルス感染症の拡大により中止を余儀なくされ、今回も祭り直前での台風にも心配されたところでございますけれども、無事に開催することができたところであります。手踊りでは議員の皆様も含め、27団体、約700名の方々が参加され、五つ太鼓も70台の演奏で祭りに花を添えていただき、そのほか陸上自衛隊音楽部による演奏やステージショーなど盛りだくさんの内容で行われたところであります。

残念ながら花火は強風のため延期となりましたけれども、久しぶりの大型イベントの開催で御参加いただきました皆様の喜ぶ顔、歓声に直に触れることができ、実行委員会をはじめ開催のために御尽力、御協力いただきました全ての皆様に改めて心から感謝とお礼を申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、行政報告を終わります。

△日程第5「議案第49号 専決処分の承認を求めること
について（専決処分第4号）（令和5年度さつま町一般
会計補正予算（第4号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第5「議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第49号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、商工振興事務費に要する経費の補正に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものでございます。同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

内容につきましては財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第49号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議案第49号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」は、承認されました。

△日程第6「議案第50号 さつま町立学校条例の一部改正について」、日程第7「議案第51号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、日程第8「議案第52号 さつま町子ども・子育て会議条例及びさつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第9「議案第53号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第10「議案第54号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第11「議案第55号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」、日程第12「議案第56号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第13「議案第57号 令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第6「議案第50号 さつま町立学校条例の一部改正について」から日程第13「議案第57号 令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案8件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、議案第50号から議案第57号までを一括して、提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第50号 さつま町立学校条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町立小中学校規模適性化計画、及びさつま町立求名・永野・中津川小学校再編準備委員会設置要綱に基づき、同準備委員会において、新学校名が決定されたことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第51号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」であります。

これは、個人番号カードの利用によるコンビニエンスストア等の多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付を可能とするとともに、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第52号 さつま町子ども・子育て会議条例及びさつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

これは、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第53号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

これは、国の放課後児童健全育成事業実施要綱の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第54号 さつま町火災予防条例の一部改正について」であります。

これは、対象火器設備等の位置、構造及び管理、並びに対象火器器具等の取扱いに関する条例

の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第55号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」についてであります。

これは、農地・農業用施設災害復旧費に要する経費、及び道路橋りょう河川災害復旧費、道路維持費、保健体育施設費、農業農村振興費、並びにその他主要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,040万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億7,323万6,000円とするものであります。

次に、「議案第56号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

これは、償還金に要する経費、及び介護保険給付費準備基金に要する経費、一般会計繰出金並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,750万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,596万1,000円とするものであります。

最後に、「議案第57号 令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」であります。

これは、収益的収入及び支出、並びに資本的支出の経費を補正しようとするもので、収益的収入を157万1,000円増額し、補正後を4億1,399万円に、収益的支出から955万7,000円減額し、補正後を4億2,931万6,000円とするものであります。

また、資本的支出においては、5,250万円増額し、補正後を2億4,649万8,000円にしようとするものでございます。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○教育総務課長（大平 誠君）

それでは、「議案第50号 さつま町立学校条例の一部改正について」御説明をさせていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（松山 和久君）

それでは、「議案第51号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○子ども支援課長（藤園 育美君）

「議案第52号 さつま町子ども・子育て会議条例及びさつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」御説明をさせていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○子ども支援課長（藤園 育美君）

「議案第53号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」御説明をさせていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○消防長（萩木場一水君）

「議案第５４号 さつま町火災予防条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第５５号 令和５年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（久保田春彦君）

「議案第５６号 令和５年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（出水 隆君）

「議案第５７号 令和５年度さつま町上水道事業会計補正予算（第１号）」につきまして御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいま議題となっております各議案に対する質疑は、９月６日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第１４「議案第５８号 人権擁護委員候補者の推薦について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第１４「議案第５８号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第５８号 人権擁護委員候補者の推薦について」でございます。

人権擁護委員のうち、本田智子氏が令和５年１２月３１日付をもって任期満了となることに伴い、引き続き、同氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

内容につきましては、町民環境課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださるよう、お願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○町民環境課長（松山 和久君）

それでは、「議案第５８号 人権擁護委員候補者の推薦について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第５８号は、会議規則３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、「議案第５８号 人権擁護委員候補者の推薦について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第５８号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と決定しました。

△日程第１５「報告第５号 町長の専決事項の指定に基づ
く専決処分の報告について（専決第３号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第１５「報告第５号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第３号）」を議題とします。
本件について、内容の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「報告第５号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第３号）」でございます。
これは、町長の専決事項の指定第３号の規定により、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更に伴う同組合規約の変更について、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、専決処分をしたものであります。同条第２項の規定により、これを報告するものであります。
内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長（角 茂樹君）

それでは、「報告第５号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第３号）」の御説明を申し上げます。
〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの報告に対して、何かお聞きしたいことはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

9月4日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。
本日は、これで散会します。

散会時刻 午前10時27分

令和5年第3回さつま町議会定例会

第 2 日

令和5年9月4日

令和 5 年 第 3 回 定 例 会 一 般 質 問
令和 5 年 9 月 4 日（第 2 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(12) 岸 良 光 廣	1 行政改革について (1) ア 給食センターの今後 イ 今後、児童数減少による学校再編 ウ 小・中学校のスクールバスの再編 以上の 3 点を今後どのように考えているか。 (2) さつま町職員による職員・住民の情報への不正ログインの可能性はないのか。
2	(7) 森 山 大	1 高齢者孤独死について 誰にも看取られず、亡くなった後に発見される一人暮らしの高齢者の「孤独死」が県内でも増えている。県の調査で 2021 年度は、過去最多の 96 人だった。前年度から 34 人増え、調査を始めた 2010 年度の 4 倍に上った。単身高齢者世帯の増加で地域のつながりの希薄化が進んだ影響が指摘されている。 さつま町でも、そのような「孤独死」はなかったのか。また、その孤独死を防ぐには、行政にはその機能を高める仕組みや居場所づくりなど手厚い施策があると思うが、その施策について町長に問う。 2 「先生が足りない。今、学校が大ピンチ」について 文部科学省が行った勤務実態調査 2016 年では、過労死ラインである時間外勤務、月 80 時間が中学校で 57.7%、小学校で 33.5%であったが、2022 年では、中学校教員で今もなお 37%の教員が過労死ラインを超えている。また、連合総合生活開発研究所の調査では、教員の 1 か月平均の時間外労働は自宅への持ち帰り時間を含めて平均 123 時間 16 分。休憩時間が 0 分の人が小学校で 45.3%にもなっている。過労死ライン 80 時間超えは、既に命を脅かすほどの過労時間である。当然、採用試験の受験者も年々減少し、全国の自治体では受験者を確保できなくなっている。 このようなことを踏まえて、教員不足の要因は何だと思うか。教

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		育長に問う。
3	(14) 川 口 憲 男	1 危機管理対策について (1) 避難所体制は十分との考えか。 これまでも多くの質問がされてきたが、避難所は従来のままである。近年では、降雨状況も複雑化し、全国でも浸水等による避難状況が危惧されている。現状の避難所体制は十分ととらえているか。 (2) 危機管理室設置の考えは。 危機管理の在り方は、今で十分か。情報化社会においては、関係省庁からの情報がすぐに伝わるのが大事であり、消防署との連携、鶴田ダムの流入・放流状況や気象庁が出す情報、寸時に把握できる準備対応が必要だ。光ケーブル等が確立された今、的確な情報を町民に発信すべきであり、いち早く町民へ情報を伝えるためにも独立した危機管理体制が必要と思う。危機管理室を設置する考えはないか。
4	(11) 古 田 昌 也	1 小中学校の現状について 本町の小中学校で通学や送迎などの問題があると聞く。特に部活動や夏休みなどの長期休暇について、その現状を把握し、どのように考えているのか。 2 公共交通機関について 本町の現状として昼夜問わず、公共交通機関の不足が課題になっている。6月議会で緊急対策の免許取得に関して質問したが、県においては補助制度の創設に向けた準備を行っているを確認している。そこで町として、もう一步踏み込んだ交通機関助成を検討実施する考えはないか。 3 たばこ税について たばこ税は、固定資産税などと一緒に本町における貴重な財源である。少し特殊な形で事業者が仕入れ注文をした時点で税金が発生する。今回、法律の改正に伴い自動販売機の交換が必要となり、事業者が販売をやめる傾向が見受けられる。そこで事業者支援もかね

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		て販売機交換などの支援を考えないか。
5	(9) 平 八 重 光 輝	1 やさしさ日本一の町に (1) 区公民館の運営補助について 平成17年の合併以降、区公民館運営補助に不公平が生じ、平成29年までに一部修正され現在に至っている。 令和8年度からは全ての区公民館が管理運営する自治公民館に移行するが、現在の区公民館の運営補助はどのようなになっているのか。 また、令和8年度以降の支援計画は。 (2) ごみの戸別収集を ごみを収集場所まで運べる人がいない家庭、障がいのある人・要介護者・要支援者や一時的にごみ出しのできない人などを対象に、行政でごみ収集する考えはないか。

令和5年第3回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和5年9月4日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	6番 上別府 ユ キ 議員
7番 森 山 大 議員	8番 新 改 秀 作 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 有 川 美 子 議員
11番 古 田 昌 也 議員	12番 岸 良 光 廣 議員
13番 上久保 澄 雄 議員	14番 川 口 憲 男 議員
15番 柏 木 幸 平 議員	16番 宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 早 崎 行 宏 君	議事係 長 西 浩 司 君
議事係 主任 杉 元 大 輔 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	副 町 長 高 田 真 君
教 育 長 中 山 春 年 君	危機管理監 角 茂 樹 君
企画政策課長 小野原 和 人 君	財 政 課 長 富 満 悦 郎 君
税 務 課 長 西 圀 豪 紀 君	町民環境課長 松 山 和 久 君
保健福祉課長 甫 立 光 治 君	高齢者支援課長 久保田 春 彦 君
商工観光PR課長 中 村 英 美 君	教育総務課長 大 平 誠 君
学校教育課長 岩 脇 勝 広 君	学校給食センター所長 満 園 誠 君
社会教育課長 永 江 寿 好 君	

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和5年第3回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数
の制限はありません。質問通告に従って順番に発言を許します。

まず、12番、岸良光廣議員に発言を許します。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

おはようございます。9月議会、一般質問、トップバッターということで、今、非常に緊張しております。言葉が判りにくい点もあるかと思いますが、御容赦願いたいと思います。

まず、国は、総務省が新聞等で、今年の1月1日、外国人を含めて人口は約50万人減少したと。その中で、日本人だけであるならば80万人減少しているというのが新聞等で発表されております。

我がさつま町においても人口減少は予想以上に速いペースで進んでおりますが、その人口減少よりもさらに深刻なのが小学生の児童の減少。今後、5年以降にすれば物すごいスピードで児童が減少していると。

そういう中において、まず、今回の一般質問ですが、1番目の①給食センターの今後とありますが、児童数が減っていく中で給食センターの民営化というのは非常に難しいだろうというふうに考えますが、まず、その点について町長の考えを伺います。

②今後、児童数の減少による学校の再編。特に、これについても、今回、各関係課からいろいろな資料を出していただきました。その資料については、同僚議員また執行部のほうにも紙で提出してあると思うんですが、その減少を考慮した場合、今後、学校再編を町長がどのように考えておられるか、伺います。

③小中学校のスクールバスの再編とありますが、今、年間約7,500万円以上を小中学生のバス通学に使っておるわけでありましたが、5年以降の小学生の大幅な減少によって、コース、あるいは、乗車人数、これも大幅に変わっていきます。そうすると、スクールバスの再編、これもここ一、二年の間に5年、6年以後の再編を考えなければならないと思いますが、これについても町長の考えを伺います。

2項目め、さつま町職員による職員・町民の情報への不正ログインの可能性はないか。これについても、またあとで資料を出しますが、これは職員の対応次第だと思いますので、その辺についての町長の考えを伺いたいと思います。

また、今回の一般質問については、私自身の町長に対する政策提言も行いたいと考えておりますので、私自身の質問も要点だけ手短かに質問しますので、町長におかれましては要点だけを手短かに答弁していただいて、よりよい政策論争ができるようにしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上で1回目の質問を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕
〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。

岸良光廣議員より行政改革についてということで質問を頂いておりますので、お答えいたします。

先ほど、冒頭、岸良議員からもございましたけれども、日本の人口減少、さらには、さつま町の人口減少、特に児童生徒数が減少しているという大きな問題に今直面いたしているところであります。そういうことでの御質問ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の学校給食センターの今後についてでございますけれども、これについては、御案内のとおり、今、宮之城学校給食センターと鶴田学校給食センターが2つで、2センターで運用しておりますけれども、来年4月にはこれを1センター化にしていくということで進めているところでございます。

給食数では1,500食余りとなる見込みでございまして、今回の1センター化に伴いまして人件費の削減等々で約1,500万円程度の削減を見込んでいるところであります。

当分の間につきましては直営での維持ということになろうかと思っておりますけれども、将来的には民間委託というのも視野に入れながら引き続き経費面等も含めまして検討していきたいと思っております。

次に、2点目の今後の児童数の減少による学校再編についてであります。

これまで学校再編につきましては約15年かけまして町内の学校再編について進めてきたところでございます。これにつきましては、地域、それから、PTAの深い御理解を頂きながら進めてきたところでございまして、14小学校、4中学校、合併時にあった学校が来年の4月には6つの小学校と1つの中学校ということで7校にせざるを得ないという状況下に来ているところであります。

本町におきましても、平成17年、合併当時の児童数は2,152名おりましたけれども、本年度は1,338名ということで、この間に814名減少と。少なくなってきたという状況下にあります。

さらに、令和11年度、これは、現在での予想といえますか、そういうことでございますけれども、令和11年度には児童生徒数が合わせて約1,000名程度になるんじゃないかなろうかというようなことも予想されているところであります。

このような中にありまして、町の教育委員会で定めておりますさつま町教育大綱というのがございます。この教育大綱に基づきまして、教育委員会で定めておりますさつま町教育振興基本計画というのがございますけれども、来年度は令和7年度を初年度とする令和11年度までの5年間における第3次さつま町教育振興基本計画というものを策定することといたしているところであります。

計画策定に当たりましては、今後の児童数減少による学校再編というものを重点課題の一つとしてこのように私も認識いたしております。これを含めながら第3次学校再編計画というものの策定に向けて協議に入っていこうと考えているところであります。

第3次学校再編計画に当たりましては、まちの人口減少、それから、少子化の現状、社会構造の変化等に対応できる学校の運営の在り方など、平成19年に組織された専門家、それから、有識者等による今後の学校再編検討委員会、これは仮称でございますけれども、新たにそういう組織を立ち上げながらこの関係については進めていきたいと思っているところであります。

次に、3点目の小中学校のスクールバスの再編についてであります。

小中学校の通学バスの関係等については、小学校では盈進小学校と柏原小学校においてスクールバス、それから、宮之城中学校では通学優先のコミュニティバスと路線バスということで今進めております。これはもう御存じかと思っております。

小学校のスクールバスにつきましては、町内の交通事業者へ業務委託をいたしております。来年4月に開校される薩摩地区の新しい小学校につきましても求名と永野地域の児童については同じように委託によるスクールバスということの運行を考えているところであります。

中学校の通学優先バスについては、小学校のスクールバスとは異なり、町の交通計画に基づき運行しておりますコミュニティバス7路線と路線バスの4路線の計11路線を登下校で利用しているところであります。先生方や、それから、保護者、中学校の運営協議会などからスクールバス化の要望も出されているところでございます。

このような中でございますけれども、町としましては、通学優先バスの安全性や利便性を高めるため、発着時刻の調整、それから、バス停留所の変更、大型駐車場の借用など、教育委員会をはじめ、交通事業者、それから、各関係機関等の協議を受けながら、今、改善に向けた取組を継続して進めているところであります。

次に、2点目の町職員による町民の情報への不正ログインの可能性はないのかということであります。

町職員が使用しておりますシステムは、主に、住民基本情報等を管理している基幹系システム、それとメールなど、外部と通信する庁舎内のシステム、これに大きくは2つに分かれているところであります。これは、物理的に切り離して運用いたしております。

各システムを操作するには、職員それぞれのユーザーIDとパスワードを用いながらログインする仕組みとなっております。また、住民基本情報の基幹系システムは特定の職員のみ閲覧を制限しており、全職員が一律に閲覧することはできなくなっているところであります。担当しか見られないというようなシステムとなっております。

議員御質問の不正ログインの可能性についてでございますけれども、他の職員固有のユーザーIDとパスワードを何らかの形で知り、当該職員に成り済まして操作するというのは可能であるんではなかろうかと考えておりますけれども、先ほど質問でもございましたけれども、これは職員としてしっかりと我々も対応していきたいと思っているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○岸良 光廣議員

関連質問に入る前に、各担当課が出してもらった資料の説明をしますが、まず1枚目なんですけど、小学校の児童数、令和元年に約1,018名おりました。令和5年、今年度が838人。令和11年度は610人になる予定であります。

しかしながら、あとで説明しますが、令和11年から約4年後ぐらい、5年になりますとこの610人が恐らく420名以下になるであろうというふうに予測されます。

それと上から3番目に入学者数とあるんですが、これは小学生の入学者数なんですけど、令和元年度時はさつま町全体で151人ありました。今年度、令和5年は129人、そして、昨年生まれた新生児、6年後の新1年生ですけど、これは68人です。だから、さつま町全体で新1年生が68人しかいない。これは現状です。

次に2番目の資料を見ていただきたいと思います。これは来年から6年後までの各小学校の入学予定数です。これは出生時の住所で提出してありますんで、その後、旧薩摩、旧鶴田から宮之城地区のほうに引っ越してきた方が結構おられます。

だから、入学時の数字はかなり変わってくるかもしれませんが、特に来年は、135人の新入学生のうち、盈進小学校が74人、佐志が11人、山崎が12人、柏原19人、鶴田小11人。これは中津川となっていますが、正式には薩摩小学校になると思うんですが、8人です。

これが、6年後、昨年生まれた子供たち、これが全体で68人ですが、私どもが盈進小学校の6年のときに盈進小学校で約1,200名児童数がありました。また、私どもより7つ8つ上の先輩方のときには盈進小学校で2,000人から児童数がおったと思うんですが、その盈進小学校ですら6年後は35人の入学予定しかありません。

佐志小が6人、山崎小が5人、柏原小学校が6人、鶴田小が9人、中津川が7人とありますが、この人数も、特に盈進以外のところについては、多分、入学者が変わってくると思います。

これは先ほど申しましたとおり、旧宮之城地区の近くにかなりの方が新築あるいは中古住宅購入で転居してきておられる関係で各小学校の人数が変わってくると思うんですが、ここで一番注目してほしいのが、今年は7月末で今42人しか新生児が生まれておりません。

そうすると、今の状況から行くと、昨年は68人ですけど、せめて70人生まれてくれればいいと思うんですが、ひょっとするとまた70人を下回る可能性があります。ということを、一応、頭の中に入れておいてください。

それとスクールバスですが、今、小学校は3コースあります。これで約71名がスクールバスで通っているんですが、これで、年間、約1,883万6,950円という金額がかかっております。これは、一応、頭の中に入れておいてください。

次に中学校なんですけど、中学校のスクールバスに、一応、一般の方が若干乗っておられますが、これは全体のほとんど2%ぐらいです。

ここで、一番、皆さんによく目にしてほしいのが合計のところなんですけど、2021年（令和3年度）は年間で2万3,994人の中学生が利用しておりました。これが令和4年には2万908人。年間約3,000人の利用者が減っている。今年の令和5年度は、6月までの実績ですが、6,583人なんですけど、これもひょっとしたら昨年度の2万908人を下回る可能性があるであろうなと。

特に、中学生の放課後にいろんな部活をしている子供たち、これについては、鹿児島銀行の上の駐車場、2か所ありますけど、夕方6時半ぐらいになると車がすごいです。要するに、バスを使わずに親御さんたちが迎えに来ているという形で利用者数が、今、言いましたように1年間で3,000人以上減っているんですけど、委託料額の下欄、令和3年度が4,508万3,500円、令和4年度もほぼ同じで、令和5年度、今年はこれが200万ちょっと上がりまして4,740万7,000円。利用数は減ってきているんだけど、委託料は上がってきている。ここだけは頭の中に置いておいてください。

次の資料ですが、皆さんの資料についていないかもしれませんが、これ以外に乗合タクシーというのがあります。乗合タクシーについては一般の方をしておるんですが、これが、約、年間2,273万6,000円かかっている。皆さんの資料にはこれはついていないと思いますが、一応、参考程度に申し上げております。

次の資料として小学校のスクールバス利用者と中学校のバス利用者の一覧表ですが、小学校については現在3コースが来年2コース増えて5コースになるんですけど、中学校は約13コースあります。

現状、20人を超える大型バスを使うコースが5コースありますけども、今後、5年後には20人を超えるコースはなくなると思います。大体、令和11年に600人台に落ちますけども、その後、4年5年して400人台に児童数が落ちてきます、小学生が。

そうすると、コースは、小学校再編を私たちはしなきゃならんと思うんですが、今の状況からいって大型バスの利用はほぼないだろうなと。特に、大型バスといっても、今、ちくりん号とさつま号が2か所走ってますけど、恐らく、この2台があれば20人を超えるところは2コース程度になるんじゃないかなというふうに考えていますので、一応、そこも頭に入れておいてください。

次に、中学校の臨時バス、要するに予定していた朝の通学、帰りの下校以外に臨時でタクシーなんかをお願いすること、これは、年間に約784万円。これは令和4年度の実績でありますので、先ほどのやつは令和5年度の予算になっていますけど、臨時についてはもう実績でなっていますので、令和4年、昨年だけで784万円かかっているということをまず頭の中に入れておいてください。

そこで、まず、給食センターの民営化というのもあるんですが、正直に言いまして、令和2年度、上野町長が町長になられたときに給食センターを民営化に出したいんだと言って担当課のほうから試算も出されました。

そのときに、その試算は小学生が976人で「中学生もこの人数で試算されたんですか」というふうに担当所長に聞きましたところ「そうです」という回答がありまして、それであれば、小学校だけでも976人で試算して、今後、四、五年で急激に児童数が減りますよと。そうすると、民間に出した場合に、民間企業の採算というのを考えたときに、下手をすれば、民間に委託はしたけども、民間のほうが合わないとなればまたその分を上げるんですかと。それとも、将来的に民間委託をして採算が合わないと言われれば、あまりにも経費が上がればまた自前でやるんですかと。そうすると、億単位の金がかかりますよねと。だから、「今後は、当面、今の状態のままで進めていって状況を見たほうがいいんじゃないですか」というふうに町長に私は質問した経験があると思うんですが、そのときに町長も「当面、それを見ていきたい」というふうな説明があって、この時点では民営化については一旦ストップしていただきました。

ただ、これについて、町長は先ほども民営化は考えていきたいということなんですが、僅か、今、838人、6年後は610人、それ以降、恐らく3年4年したら400人ぐらいに小学生だけで減るんですよ、今の状況で行くと。

中学校を合わせても、かなりの、中学校を合わせても1,000人を切る食数になるんですが、そうなったときに、本当に民営化しようとしたときに、受けていただいたときに、私は児童1人頭の今の状況のかかる予算等は民営化したときは民営化したほうがかなり料金が上がると思うんですが、それでも民営化をしたいというふうに考えておられるのか、伺います。

○町長（上野 俊市君）

児童数の減少というのは、先ほど来お答えしていますように、非常に大きな問題でございまして、給食センターの関係等について民営化を考えているかというふうなので民営化についても研究していかないといけないと私は思っています。

当然ながら、直営がいつまでもできるかという、なかなか職員の配置、採用の関係等もございまして、そういう状況から考えますと、一方では民間の委託にしたときのそういう経費とかそこあたりはしっかりと研究して、これが、2年後、3年後、果たして社会情勢の変化によってどう変わっていくかというのは見極めながらここはしていきたいと私は思っています。だから、今、民営ありきではないと。私はそういうことをはっきりと申し上げておきたいと思います。

○岸良 光廣議員

私も全く同じ意見なんですが、給食センター所長に聞いてみたら「今の陣容は10年ぐらいは大丈夫です。今おる職員でいけば10年ぐらいは職員で対応できます」という説明がありました

けども、10年後になりますと非常に生徒数が極端に減っていきますので、町長から今説明があったように、できれば、町長部局の中でも、3人も4人も要りませんが、2人ぐらい、これからまた質問します学校再編とかバスの関係についても、町長部局のほうにそれが単独でできる人を2名程度つけていただいて、今後、5年後6年後以降の給食センターをどうすべきか。

特に、これは子供たちの給食の安全安心ですよね。特に皆さんも記憶にあると思うんですけど、4年5年ぐらい前は、名古屋でもいろんなところでも民間に給食を委託したときに混入物があったりとか、民間企業によっては、給食があまりにもお粗末、子供の栄養状態にそぐわないというのが四、五年前にテレビニュースで放送されておりましたけども、子供たちに安心安全に必要な栄養を取ってもらう、そういうためには、民間ではなくて、私は、今後、5年6年以降は行政が自前で給食を提供する、そういう形のほうが一番いいと思うんですが、それについても、今、町長から説明があったように、専門的にそこをしっかりと見ていけるような形で人員配置をしていただけならというふうにこの件は要請をして次に移ります。

次は学校再編です。先ほども2枚目の資料で御説明しましたが、6年後まではまだ何とかそれなりの児童数があるんですが、6年後は68人になっておりますけど、今年もさっき言いましたように、7月末で42人です。何とか70人に行ってくれればいいかなと思うんですが、最近の五、六年の毎年の減る数字を見てくると、恐らくここ二、三年は70前後で推移するんじゃないかなと。

令和11年以降、今の実績から行くと、4年、5年後には恐らく500人を切って400人から450人程度が恐らく小学生の児童数だろうと。そうなってくると各小学校の人数が極端に減ってきますから。

要するに、6年後は、盈進で35人、佐志が6人、山崎が5人、柏原6人、鶴田9人、中津川が7人と。これで行くと、極端に、70人程度で行くと70人掛ける6学年で420人ですよ。

一番最初に説明しましたように、今、宮之城地区に旧鶴田や旧薩摩から移ってくる方がかなり増えてきていますけど、小学校の児童数が恐らく入学時は変わってくると思うんですが、その中で、なぜ私が再編ということを行うかといいますと、一番、子供たちにとって大事なことは、同じ教育を受けること。まず、子供たちにそういうのを国が認めているという。

何が言いたいかというと、勉強だけでなく、スポーツにおいても団体行動においてもいろいろな形で子供たちは学ぶ機会は平等になさけないわけです。

ところが、同学年で最低でも10人以上おればある程度の競技ができます。でも、10人を下回るという競技をしたくてもできない。ということは団体競技ができる子供たちとそういうのが学校でできない子供たちに分かれてきます。

学ぶ機会を奪うんじゃないで、確かに小学校がなくなれば地区が衰退するということをよく言われますけども、私は今後については児童数がそんだけ減ってくるんだから、まず第一に子供たちのことを考えましょうよと。

子供たちはみんな平等に教育を受ける権利があるわけですから。勉強だけでなくスポーツにしても団体生活にしても、それがみんな平等に受けられることを考えていきたい。そうすることはまず恐らく6年以後に再編が必要であらうと。

これについても、町長に先ほど給食センターのことで言いましたけども、将来、今後、5年以降の子供たちの小学生の児童数というのを考えて専門的に見ていただく部署が必要じゃないかなというふうに考えますので、その辺、町長、もう一回、どのように考えておられるか、考えをお伺いします。

○町長（上野 俊市君）

学校再編につきましては、私も教育委員会で第2次の再編を進めてきたところでありまして、学校再編を進める際におきましても、今、岸良議員がおっしゃるように、まず児童生徒には平等にできるようにということで、大人数のところと少人数のところ、先ほどありましたように、スポーツの関係についてもそうですし、切磋琢磨するにはある程度の一定の人数が必要ですよというような観点等々で進めてきたところであります。

そのような状況下でこれまでやってきたわけですが、今回の薩摩地区の3地区の学校再編によりまして、一通り、初動の学校再編は終わると思っております。しかしながら、5年後6年後の児童数を見ていきますと非常に減っていくというような状況の中で果たしてこの状況でいいのかということは当然だと私も思っております。

先ほど1回目の答弁でも申し上げましたけれども、今回、また新たに第3次の再編に向けた協議を進めていく準備をしたいと思っております。あらゆる観点からここについては検討をしていきたいと思っております。

また、単にただ学校を合わせたただけでいいのか、それじゃなくて学校の特色を生かした……。

やはり地域から学校がなくなるというのは、この頃、如実によく聞く場面でもあります。学校があればそこにいるんだけどという話も聞きます。

ですから、そういう観点、それから、先ほど言われた教育の平等、等しく同じ教育を受けられるようにというのは非常に一番基本のところだと思っております。ここ辺りの関係につきましても多角的に研究・検討を進めていきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

私が考えているのも町長の考えておられることもほぼ同じだと思うんですが、要は、学校再編を5年6年後を見据えてやるかやらないか、これは町長の決断一つだと思うんです。

ただ、私がなぜ児童数が増えることはないだろうな、減る一方だろうなと思うのは、さつま町の人口は台帳人口と推計人口があります。台帳人口というのは昔からの人口であって、実際、住所はあるけど、さつま町にはいない人が含まれたのが台帳人口です。推計人口というのは国勢調査を基にして実際にさつま町に今いる人を表した推計人口です。

私が約11年前に議員になったときに台帳人口と推計人口で約650人ぐらい差がありました。住所はあるけども宮之城にはいないという人が約650人。だけど、国から下りてくるお金というのは台帳人口で金の下りてきますから台帳人口も大事なんですけど、実際はそれだけ人がいない。

それが今年度を見てみますと7月の時点で台帳人口と推計人口で400人ぐらい違います。推計人口で行くと現在1万8,800人ぐらいですかね。推計人口で行くと約400人ですから1万9,000人台になるんです。

ところが、1万8,800人の中に約400人ぐらい外国人の方がおられます。その外国人の400人を引くと1万8,400人というのが7月ぐらいのさつま町の実際の人口だと思います。

その中で、これは台帳人口からしか出てこないんですけど、今現在、台帳人口上、男性は19歳から29歳までが693人です。女性が668人。合計で1,361人というのが19歳から29歳までの今のさつま町の人口です。

この中で、これは台帳人口ですので、推計人口で行ったときにひょっとすると1,300人を下回っている可能性が大です。1,200人ぐらいになるかもしれません。そのぐらいの人口数しかないんですけども。

これは何が言いたいかというと、結婚していただいて子供ができる一番可能性のある年代、これはあまり言うと怒られるかもしれませんが、こういう年代が恐らく1,200人ぐらいしか

さつま町はいませんよと。

女性も男性も恐らく推計で行くと600人を下回りますので、500人台だと思います。それから行くと小学生の新生児が年間を通じて70人を上回るというのは非常に難しいなというのがありまして、今の現段階で、町長から答弁がありましたように、地域の小学校は残したいというのがあるんですが、本当に、何回も言いますけど、町長部局に専門的にこれを見ていく人を2名だけでもつけてもらえれば、5年後、6年後のそういうさつま町の状況を鑑みたときに、本当に学校再編をどうすべきなのかというのを考える、そういうポジションをぜひつくっていただきたいんですが、この点について町長の考えを伺います。

○町長（上野 俊市君）

今、生産年齢人口の分、1,300人という数字等を出されたところであります。私が今手元に持っている資料で見ても、今、おっしゃる年層の人口が減ってきているというのは本当に危惧いたしているところであります。

そういう状況でありますから、町内にいらっしゃる方もそうですけれども、町外から何とかこちらのまちに住んでいただかんと解決しないと私は思っていますし、当然、そういう動きをやっています。

様々な子育て対策もし、企業誘致もしながら、また、そういう形でとにかくこのまちに住んでいただくということをしていかないとこの人数というのは増えていかないと思っています。でするので、ここについてはあらゆる対策も講じながら今後も引き続きやっていきたいと思っています。

また、専門的なそういう部署ということでございますけれども、今、組織再編の検討も進めておりまして、そういう政策的なものを進める専門的な部署というのは、どういう形でできるかどうかというのはまた別としまして、そういうのも検討しているところであります。

人口を増やしていくというのは一つだけでは駄目です。いろんなものを組み合わせてしっかりとしたものをつくっていかないと、人は増えていかないと、住んでいただけないと思っていますので、一つが欠けても駄目だと。

ですから、総合的な対策、学校もそうですし、働く場もそうですし、そういうのを全体でつくっていかねばならないと考えておりますので、そういう形で進めていきたいと思っています。

○岸良 光廣議員

今、町長の答弁がありましたように、地域外から人口を増やすと。これが実現すれば本当にいいことなんですけど、恐らく、今の日本の状況から行くと、さつま町だけじゃなくて、日本全国、特に鹿児島県内においても、今、人口が増えているのが始良地区ぐらいで、鹿児島市内の明和中学校、明和小学校、一時期は新興住宅地でマンモス中学校でしたけど、今、中学校、小学校を残したいために小中学校の統合をやっておりますように、義務教育学校として学校を残していきたいというふうなところもあります、鹿児島市内でも。

実際、私も町長が今答弁されたように何とか増えてくれればいいんですけども、今の状況として恐らく人口が増えることはあり得ません。私が何が言いたいかというと、決してそれを憂いて言っているんじゃないくて、現実を現実と捉えて次のステップでどういう取組をしていくか。

人口が減るのは今の現状で仕方がないと。子供たちも減っているんだけど、その子供たちによりよい教育を与える場をどうやって作るか。また、さつま町としてその人口でどうやって今後生き抜いていくのか。それは将来のビジョンを描かないといかんと思うんです。

そのビジョンを描くためにも私が専門的につくってほしいというのは、これから、また、1番

目、給食センター、2番目、学校再編をしましたけど、3番目も含めて質問していきますが、ここでこの資料提出を頂いたときに私が非常に感じたのが、縦割り行政です。

まず、何が言いたいかというと、最初、教育総務課に行きました。「小学校と中学校の児童数と通学場所の資料を出してくれ」と言ったら教育総務課では「うちは小学校だけなんですよ」と。「中学校はどこに行けばいいのか」と言ったら「中学校は企画政策課です」と。なぜかという、児童が乗るバスに一般も乗れる枠があると。一番最初の説明で言いました約2%ぐらいが乗られておるんですけど、その関係で企画政策課ですと。

企画政策課でその資料をもらって「これだけか。ほかはないのか」と聞いたら「あります。臨時便があります」と。「その臨時便はどこにあるの」と言ったら「これは教育委員会です」。

要するに、小学生は教育総務課、中学校は企画、臨時便は教育委員会。ばらばらなんですよ。だから、実際、この資料をもらって、ほかの役場の担当者の方でもでしたけども、これをどう思うかと言ったときに「初めて見ました」というのが多いんですよ。こんだけかかっているんだと。通学にこんだけかかっている。こんだけ、もう生徒がいない。要するに、一括して見る場所がないんですよ。

だから、私がさっき言う町長部局の中というものは、せめて2人だけの職員の方がおられれば、これから質問します学校のスクールバスも含めてトータル的に今後5年間を見据えて、5年先6年先を見据えて将来ビジョンをするためには一括して見る必要があると思うんです。それを行政縦割りじゃなくて一本化していただきたいなど。

それをなぜ望むかというので今度はバスの質問に移っていきますが、先ほどの資料の小学校、中学校のスクールバスのところがあつたんですが、ここで、実際に今どんだけかかっているかといいますと、先ほども言いましたけども、小学生で今3コースで年間1,886万3,950円。これが来年はあと2コース増えますんで恐らく2,000万円を超えるでしょう。中学校で4,740万7,000円。これに、臨時バス、教育委員会が管理しているこれが昨年度実績で784万316円。トータルで7,408万4,266円というのが小学校・中学校のスクールバスの関係でかかっております。

これ以外に、先ほど言いました乗合タクシー、一般の方がメインですけども、これが2,273万6,000円かかっております。小中学校のスクールバスと乗合バスを合わせますと年間9,682万266円。約1億円弱かかっておる現状なんですけど、これは私は必要であれば必要な経費としていいと思うんです。ところが、今後、先ほども何回も言いますが、5年後、6年後は小学生が400人台になってくる。そうすると中学生もそれに比例して減ってきます。

実際、先ほどの説明で、中学校が13コース、小学校が3コース、来年増えて5コースになりますけども、この人数を見てほしいんですけど、20人を超えているのは5コースです。

町のちくりんバスが入っている町バス、それから、南国交通バスが入っている宮之城大口線が26人、町バスのさつま号が20人、それと泊野・平川・白川コースが29人、紫尾・柊野コースが21人。

20人を超える児童というのは恐らく5年後6年後はないと思います。20人以下、極端に言えば恐らく児童数から考えると15人以下になるだろうなというところで、まず町長も、発想の転換ですよ。町長、正直に言います。民間企業的な考えで行きます。

というのは、15人以下がメインであれば、例えば、9人乗りや15人乗りのバス1台を購入したときに約600万円とします。民間であれば、600万円の車を買ったときに大体5年ないし6年で償却します。

だけど、町の場合は、10年間使えば、1台600万円で購入した9人乗りか15人乗りか、

それを10年でしますと年間60万円ですよ。年間60万円の車を10台購入したときに年間600万円ですよ。15台購入しても1,000万円に行きません。何が言いたいかというと、1台600万円の車を10年使えば年間60万円です。それが10台あって600万円です。そうすると15台あれば約900万円で台数がそろいます。

今度、その運転手をどうするか。シルバー人材センター、もしくは、町職員の60歳から65歳までの方がかなりおられますよね、今後も。そういう方々が早出・遅出というふうに勤務すると民間に出さなくていいんですよ。

シルバーと町職員で車15台、車経費として、年間、車両が約1,000万円、それとガソリン代・保険代を含めても約一千二、三百万円。町職員は既に給料を払っているわけですから、それに運転手当をつけたにしても恐らく年間2,000万円かからないでしょう。2,000万円かからない。約一千七、八百万円で今の七千五、六百万円の経費の分がそれだけ少なくなる。

そう考えていくと、なぜこれが言いたいかというと、人口が減ってくるんだから国から下りてくる金も減ってきます。それで、子供たちを安全に通学させる方法として、小さい車でいいわけですから、そう考えると、今、約8,000万円ぐらいかかっているところが2,000万円ぐらいで済むとなれば浮いたお金は今度はほかの事業に使えるわけですよ。そういう考え方を。

発想の転換ですよ。民間ではそう考えますよねと。だけど、そういう考えを町長が今後将来的なビジョンとして考えられることがあるのかどうか。その点について伺います。

○町長（上野 俊市君）

そういう民間の発想に立ってと。今、そういうことで御指摘いただきましたけど、児童生徒の安全安心を考えますと、しっかりとしたそういう専門の業者に委託していくというのが私は一番いい方法だと思っております。

確かに効率性とかそこら辺から見ますと非常に大型バスを走らせる必要もないというような状況になってくると思います。そういうときに果たして今の形でいいのかと言われれば変えていかないとはいけないと。私もそう思っております。

ただ、そこにありましたように、職員の60歳を過ぎた再任用職員とかが今います。そういう職員に運転をさせたらということでございますけれども、先ほど来、申し上げますように、安全安心ということを考えますと、すぐそういう形にできるかというとなかなか難しいんじゃないかなと思うっております。

ただ、おっしゃいますように、そういうやり方というのも、過去には、町の職員で専用の運転手というのを設けながら、ちくりんバス、ちくりん号とか、そういうのを運転してた時期もありますから、そういうのも一つの方法かと思っております。これも全体的・多角的なところから今後検討していかないとはいけないと思っております。

ただ、このまま大型バスがそのまま走るかといいますと難しい部分も出てくるかと思っております。

公共交通という部分をしっかりと維持していくためには、このやり方というのが私は今のところベターだと思っております。時期、時代に応じた形でこの変換は変えていかないとはいけないと私も思っております。

○岸良 光廣議員

今の町長の答弁は私もそれは理解しますけど、今後、5年6年先には、もう判っていることは事実なんですよ。これだけ減っていくというのは。

と同時に、町長も言われましたけど、子供たちの安全安心を考えると、職員と一般の民間企業で運転されている方、あるいは、シルバーで運転されている方はどんだけ差があるのかなと。私

はないと思いますよ。職員の60歳から65歳までの方々の運転というのも私は安心できると思いますよ。だから、それは人選だと思います。

特にこの3点について、将来のビジョンも10年先じゃないんですよ。5年、6年先のことで。とにかく行政縦割りじゃなくて町長部局の中に専門部署をつくっていただいて、将来のビジョンのためにどうするかということをしちっと自分たちで見ていくためのそういう場を設けていただいてよりよい形で子供たちの教育が受けられるような環境を。

なおかつ、持続可能に経費的な面もできるだけ削減できるところは削減し、必要なところに財源を投資していくということも将来ビジョンとしては大事なことだと思いますんで、そこをぜひしていただけるような職場をつくっていただけるよう強く要請して1番目の質問を終わります。

次に、さつま町職員による職員・町民の情報の不正ログインはないのかというのがありました。今年、多分2月か3月だと思うんですが、私もそのときはテレビのニュースを何気なく聞いておったんですが、ある市で夕方のある時間になると職員全員が自由にいろんなところにアクセスできると。そこで、その市職員は自分の知り合いの市民の方の個人情報を閲覧したということ。でテレビで全国版で放送がありまして、そのときに私も何気なく聞いていてそういうことをする人がいるんだなというふうに感じておったんですが、実は、先月、8月、南日本新聞に出ていました不正ログインについて「日置市は、4日、庁内のシステムに不正ログインし、他職員のメールの閲覧などをしたとして、教育委員会の主査36歳を減給10分の1、3か月、同課の課長補佐58歳と産業建設部の主事補23歳を戒告した」とあります。

一番びっくりするのは、市によると、1月1日から4月24日までの間、他職員のIDとパスワードを使って、主査が697回、課長補佐が38回、主事補が232回にわたり不正ログインをしたというふうに出ています。

ここで2つの点が私は非常に引っかかります。一つは、こんだけのことをやっとならば民間では懲戒免職ですよ。ところが、公務員は身分保障をされております。だから、こんだけのことをやっても減給10分の1、3か月で、産業建設部の主事補は戒告だけの処分。減給はないんですよ。

物すごく緩いんですよね。緩いからこんなことを平気でやるのかなという点が一点ありました。

それと、この主査なんですけど、これは職員の個人情報となっていますけど、1人で697回も市職員のだけを見るのかなと。それを見ることができるとことは市民の個人情報も見ることができるということです。

1人で、1月から4月までの間、僅か4か月間の間に697回ですよ。ということは、よく判りませんが、ひょっとすれば市民の個人情報も見ていたのかなという疑問が湧きます。それと、課長補佐が38回、これはこのぐらいかなと思いますけど、主事補が232回にわたって。これもすごい数なんですよ。

何が言いたいかというと、役場職員の方は、実際、町民の個人情報を見ないと仕事はできませんよ。だから、そのためにみんな町民の個人情報は見えています。

というのが、先ほども町長が専用のパスワードとIDと言いましたが、日置市でも、他人のIDとパスワードは自分のIDパスワードから誰が何番ぐらいだろうなというのは判るだろうとここに書いてありますけど、それで、全く関係ない、特に私が心配するのは、税務課、それと福祉課、高齢者、それから建設の入札、いろんなところ、そういうところの情報に入ろうと思えば入る可能性は第三者のIDから入れるんですよね。

だから、そういうのができないように、町長、今後、職員の指導をもっと徹底したほうがいいんじゃないですかねという提言なんです。

日置市で起こったことがさつま町では絶対起きないということはある得ないと思うんです。

100%全くさつま町はそういうことはないですよというのは私は言えないと思うんですが、今後、町民の情報、職員の情報、これをきちっと守ってもらうためには職員教育しかないと思うんですけど、その辺について、町長の今後の職員教育についての意欲をどのように考えておられるか、お示しいただきたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

日置市でそういう不正ログインの事案があったということは私も承知しておりますし、確認いたしたところであります。

基幹系システムによりまして、履歴を確認させましたけれども、本町におきましてはそういう不正ログインの確認は該当する事案というのはなかったところであります。

不正ログインを防止するために、先ほどありますように、パスワード、それからログイン用のID、これを定期的に変えていくとかそういうことは必要だと思っておりますので、ここについてはまた徹底していきたいと思っております。

また、職員教育の関係等については、当然ながら、地公法で守秘義務、それからそういう情報の漏えいということはまず固く禁じられておりますので、これはあってはならない行為でありますし、また職員研修の段階でもここについては徹底していきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

もう時間がないので最後にしたいと思います。

給食センター、小学校の再編、それと通学のバスの関係についても、とにかく行政縦割りじゃなくて一本化で見ていただいて、将来のさつま町のあるべき姿というビジョンをきちっと考えていただいて、小学校はこういうふうにしていこうというような形で、また給食はこういうふうにしていこうということを考えていただくために、私は、政策提言として、今回、一般質問をさせていただきました。

それと、職員のこういう不正ログインについても、あってはなりませんけども、現状、仕事をしていく上では個人情報を見ないと仕事ができないことは私も重々承知しております。

これについても、将来性のことを考えて職員の教育でさつま町がこういうことで新聞に載るようなことがないように、きちっとした職員教育をしていただきますよう強く要請して私の質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で岸良光廣議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時35分とします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時35分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、7番、森山大議員に発言を許します。

〔森山 大議員登壇〕

○森山 大議員

おはようございます。

通告に従いまして質問を2点ほどいたします。

まず、1点目は高齢者孤独死について。

誰にもみとられず亡くなったあとに発見される独り暮らしの高齢者の孤独死が県内で増えていると。県の調査で2021年度は過去最多の96人だったと。前年度から34人増え、調査を始めた2010年度の4倍に上ったと。単身高齢者世帯の増加で地域のつながりの希薄化が進んだ影響が指摘されていると。

さつま町では孤独死はなかったのか。また、孤独死を防ぐには、行政にはその機能を高める仕組みや居場所づくりなど手厚い施策があると思いますが、その施策について町長にお尋ねいたします。

2点目は「先生が足りません。今、学校が大ピンチ」。

文部科学省が行った勤務実績調査（2016年）では、過労死ラインである時間外勤務月80時間が中学校で57.7%、小学校で33.5%であったが、連合総合生活開発研究所では、教員の1か月平均の時間外労働は自宅への持ち帰り時間を含めて平均123時間16分、休憩時間がゼロ分の人が小学校で45.3%にもなっていると。過労死ライン80時間超えは既に命を脅かすほどの過労時間であると。当然、採用試験も年々減少し、全国の自治体では受験者を確保できなくなってきていると。

このようなことを踏まえて教員不足の要因は何だと思えますか。教育長、お答えを頂きたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

森山大議員から高齢者の孤独死についての御質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、孤独死に関する定義でございますけれども、国の定義につきましては示されておりませんけれども、鹿児島県の定義としまして、65歳以上の独り暮らしで誰にもみとられずに亡くなり、亡くなってから2日以上経って発見され、市町村が把握したものということでされているようでございます。

さつま町ではこの10年間の孤独死の数は13人となっております。また、年齢の分布におきましては、65歳以上が10名、40歳以上65歳未満が3名、さらに男女別では男性が10名、女性が3名となっているところであります。

御質問のありました孤独死を防ぐ対策についてでございますけれども、高齢者の見守り対策として取り組んでいるところでございまして、具体的には、1つ目に高齢者等の援護を必要とする方々に対して声かけや安否確認を行うとともに近隣の福祉ネットワークづくりを促進する地域見守りネットワーク支援事業がございまして。

2つ目に、食事の調達が困難な65歳以上の高齢者及び障がい者に食事の提供と安否確認を行い、高齢者等の健康保持や自立した生活の維持を図るための「食」の自立支援サービス事業。

そして、3つ目に独り暮らし等の高齢者に24時間365日対応型の緊急通報システムを設置しまして急病または災害時等の緊急時に迅速かつ適切な対応をする緊急通報装置設置事業などを実施しているところでございます。

緊急通報システムの設置数につきましては、令和5年の7月末の時点で12名が設置されているようでございます。実際にこれらの事業により独り暮らしの高齢者が急病等の際に緊急通報を行い命を取り留めたという事例もあります。

このほかにも協力事業者として登録した事業所の従業員が業務中に高齢者等の何らかの異常に気がついたときに役場に連絡・通報を頂く高齢者等を見守り活動事業がございまして、郵便局や九州電力など4機関7事業所の協力によりまして見守り活動を行っていただいているところでございます。

また、居場所づくりとしましては、地域サロンなど地域の通いの場として高齢者の方々の身近な場所で交流や運動、レクリエーションにより健康づくりや介護予防の取組を行っていただき、個人と社会をつなぐ拠点として活動いただいているところであります。

このような通いの場に行けない人をどうするかということが重要な部分でもございます。地域で見守りを行っていただいている方々、民生委員、それから、地域支え合い推進員の方など、このような方などに積極的な声かけを行っていただくよう協力もお願いいたしてまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 中山 春年君登壇〕

○教育長（中山 春年君）

森山議員の教員不足の要因についてお答えいたします。

現在、国内においては、運送業、建設業、サービス業などあらゆる職業で人手不足が問題となっております。もちろん、報道でも御存じのように、また、議員の御指摘どおり、学校現場においても教員不足が全国的な課題となっております。

教員不足の要因としまして、次のようなことが考えられます。

まず、1つ目に、教員としての労働環境が改善されず、ほかの職業と比較して十分な魅力を感じられないため、教員を志す人が減少しております。

例えば、小学校では副担任がいないため学業指導や生徒指導、会計事務など一人で全ての業務を行うことになっております。

中学校では、部活動指導における時間外での勤務により超過勤務が増えたり経験のない部活動の顧問を任されたりすることで肉体的・精神的にも負担となったりすることもあります。

また、一人一人の児童生徒のニーズに応じた教育を施すため家庭訪問や保護者、外部機関等との対応など多くの時間を必要としております。

2つ目に、通常の業務に加えプログラミング教育や英語教育など、学習指導要領や国の方針にのっとって様々な教育的ニーズが年々増えており、これに対応するために専門的な知識や技術の習得が必要となっております。

また、がん教育や主権者教育、租税教育など、様々な対応を迫られており、それを指導していくための研修の時間が増えることで通常の業務が勤務時間外に行われ、長時間勤務の実態につながっております。

3つ目です。法改正による35人学級編成、また特別支援学級の急激な増加により十分な数の教員確保が難しくなっております。過去10年間の推移を見ますと、児童数・学校数の減少により通常の学級は減少しているところでありますが、県内の小中学校の特別支援学級の数、平成25年度は702学級でしたが、令和5年度は1,886学級と大幅に学級数が増え、それに伴い必要な教員数が増えている状況にあります。これらの要因が相まって教員不足が発生していると考えられます。

〔教育長 中山 春年君降壇〕

○森山 大議員

ただいま、町長から、高齢者孤独死について回答を頂きました。さつま町でもこのような事例

が10年間で13人起こったということでございます。

そこで、孤独死を防ぐには、近所や頼れる人との接点を持ち、社会から孤立しない、させない予防が大切だと。地域の見守りや支え合いの力を強めていきたいということで町長のほうから答弁がございましたので、納得いたします。

そこで1点目の質問ですが、孤独死に対する国の定義や統計はないと。先ほど町長もおっしゃいました、県は、死後2日以上経って発見され、市町村が把握したものなど、独自の基準に沿いままとめた。市町村は民生委員や公民会長から報告を受ける場合が多いと。調査には限界があり、実数はより多いと見られております。

また、遺体発見は町の中心地や住宅街が圧倒的に多いという。実際、さつま町でも民生委員等を確保することが非常に難しいと。こういった背景にはどのようなものがあると思いますか。お尋ねいたします。

○町長（上野 俊市君）

民生委員の役割というのは非常に今重要視されているところでございます。民生委員の活動そのものも非常に幅が広がっておりまして、区域も広がっているというようなこともあります。

今現在、民生委員につきましては定数が94名に対して90名ということで委嘱されておりまして、これは国の非常勤の公務員という形になりますけれども、本町の充足率は96%となっております。

委員の確保ができない、難しいという要因として考えられるのは、担い手の中心だった60歳代の方々が定年延長によって定年後も働かれる方が増えてきているというのがまず一つ。それから、全体的に高齢化が進んできている。

また、委員の改選時期がちょうど12月ということで、3年に1回の改選でございますけれども、12月ということでございまして、ある程度、地域公民会等の組織が固まったあとでの改選ということになりまして非常に時期的な問題等もあるようでございます。改選の時期が12月ということでありまして、これにつきましては県のほうへもまた要望として今出しているところであります。

できれば、公民会等の総会が行われます3月期にこういう改選ができれば地域での推薦というものもある程度もう少し進むのではなかろうかということから、これも県のほうにも今要望いたしているところであります。

それと、最後に、民生委員さんが受け持つ、人口減少ということで人が減ってくるということで、対象地域が広がってきていると。1つの公民会であったのが隣の2つ、3つの公民会を対象として見なければならぬというようなことで、このようなことが考えられるのではなかろうかと思っているところでございます。

○森山 大議員

1点目の背景について町長のほうから回答を頂きました。現在、94名の中で90名が民生委員であると。委員のパーセンテージは96%であるというようなことでお話がございました。

背景には離職や家族との死別などをきっかけに周囲と疎遠になる孤独死が浮かび上がってくるというふうに私は思っております。一たび孤立化すると、生活意欲が衰え、健康や生活状態の悪化に気を配らないセルフネグレクト（自己放任）が進むおそれがあり、孤独死に直結しかねないということのようでございます。

そこで2点目の質問ですが、県内の単身高齢者は2020年度の国勢調査では11万9,020世帯に上り、2015年の前回調査から約8,000世帯増加したと。一般世帯に占める割合は16.4%と全国で2番目に高いものでございます。2040年度には総人口の約40%以上を

占めると推計されており、孤独死はさらに増えるという傾向にあると。

孤立を防ぐには、各地で地域ぐるみの見守りや安否確認が行われているようですが、重要な役割を担う民生委員の成り手不足など住民の自助には限界があると。

これらを含めて高齢者の雇用環境整備に取り組まれる気持ちはないのか。町長、いかがですか。

○町長（上野 俊市君）

見守りのための環境整備ということでございまして、先ほど回答させていただきましたけれども、マンパワーによる定期的な見守り、これは緩やかな見守りということでございますけれども、先ほど申しました緊急通報装置やセンサー機器など、ＩＴ技術を活用した日常的な見守りにつきましては、２４時間３６５日の確実な見守りを行うことができると考えているところであります。

これら双方の見守りサービスを必要に応じて使い分けしながら、バランスよく利用しながら孤独死を未然に防ぐことができるように進めてまいりたいと考えているところであります。

ＩＴ技術の関係等につきましては、今現在、民間のアドバイザーも来ていただいておりますけれども、私のほうからこういう形で、そういうＩＴを使った見守り活動、物のスイッチを入れたらそこで安否が確認できるというようなシステムやらそういうのが簡単にできないかということでもまた指示もいたしているところでございまして、そういう技術等も使いながら一方ではマンパワーを生かしながらという両方の面での取組というのが必要ではなかろうかと考えているところであります。

○森山 大議員

ただいま町長のほうから雇用環境整備について回答がございました。

県内では、２１年度時点で約半数の自治体が、先ほど町長もおっしゃいましたけど、配食サービス事業者による安否確認、緊急通報体制の整備を行っている。事業を拡大し、必要な予算や人員を確保して進めてほしいということですが、必要な予算や人員の確保等は我が町でも政策ができていいのか。どうですか、町長。

○町長（上野 俊市君）

できていますというところまではまだないと思っているところであります。ここについては、先ほどありましたように、いろんな組合せをしながらする必要があるかと思っております。

なかなか、マンパワーといっても、玄関のところすら出てこられない方、出て行きたくない方というのもしらっしゃるかと思えますし、また、先ほど言いましたように、そういうＩＴ技術等を活用した形での安否の確認等々、その方々に合わせた対策というのは進めていかないとはいけませんけれども、なかなかまだ完全な形での対策というのはできておりませんので、これを一つずつ解決していきたいと思っております。

○森山 大議員

ただいま町長から回答を頂きました。我が町でもこれらはしっかりとできているということをお願いしておきます。

そこで４点目の質問ですが、孤独死の不安を抱えるのは高齢者だけではないと。コロナ禍で交流が減り、経済的困窮に陥って孤独を感じている現役世代は少なくないと。価値観の多様化で結婚しない人が増える一方、望まない孤立に悩む人もいます。

孤独死を全て防ぐことは難しいが、命の危険にさらされている人を可能な限り発見できる体制づくり等はどのようなものなのか、町長にお尋ねいたします。

○町長（上野 俊市君）

命の危険にさらされている人を可能な限り発見できる体制づくりというようなことでございます。

望まない孤立に悩む人というようなこともございまして、非常に、今、高齢者等の社会的な孤立、地域との希薄化、これが一番大きいんじゃないかならうかと思っております。いろんな地域ぐるみの活動等にもなかなか出ていくきっかけすらつけれない、出ていけないという方が増えてきているというのは感じるところでございます。

地域における高齢者の方々、また、そういう孤立になりやすい方々が、何とか、その出番といますか、出てくる場、それから活躍の場をつくっていく。これが必要になってくるのではなかろうかと思っております。

その一つが、今、各種、地域で行われていますサロン、町内では六十数か所されておりますけれども、このサロンの関係やら、それから、おたすけ隊、あと、ボランティア活動ですね。そういうのを実施していくことで、地域の人々の関わり合い、地域づくり、それから、居場所づくりにつながっていくのではなかろうかと思っているところであります。

地域で孤立などの不安のある世帯に対しましては、公民会の役員の方々、民生委員、それから、地域支え合い推進員の方もいらっしゃいます。こういう方々と深く連携して細かく見守っていくということが必要ではなかろうかと思っております。

行政や社会福祉協議会、それからまた、地域包括支援センターもございますので、ここ辺りともしっかりと連携し、また、情報等も共有しながら訪問活動なりこれを行いながら、孤独死、それから孤立死ということを防いでいかなければならないと思っているところでございます。

なかなか一方的に進めていけばいいというようなものでもないし、孤独死、それから孤独になりやすい方々にどう接していくかというのは今後の課題かと思っているところでございます。これにつきましては、先ほど申しましたように、行政だけじゃなくて、関係機関、地域一体となってまた進めていきたいと思っております。

○森山 大議員

ただいま町長のほうから回答を頂きました。個人の問題ではなく、社会全体で向き合う課題だと。認識を広げたいということの回答でございました。これらを今後もしっかりとやっていただくことを要請してこの問題は終わります。

次に教員不足の原因は何だという質問に教育長から回答を頂きました。

私が思うには、最大の原因は学校がブラック職場ではないかというふうに思っております。つまり、教職の過酷な勤務状態が広く社会に知られ、教職の魅力や意欲をしのぐほどだということでございます。

休職や退職をしても代替者はおらず、産休・育休が取りにくい。病気休暇も取れない。自分が休んだら迷惑がかかると思って頑張ってしまう。心身のバランスを崩してしまう。

こんな負のスパイラルに陥っているということでございます。

2021年4月の小中高では教員不足は2,303人でした。また、小学校では、47、4学級で担任がおらず、教頭先生などが代替えをされたと聞いております。

そこで、2点目の教育実習に行って教員志望をやめるのはどのような理由からか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（中山 春年君）

教育実習に参加しても教職の道に就かない学生は県内のみならず全国でも多くおります。約2週間から4週間の教育実習を通じて、児童生徒と触れ合い、共に学んでいく達成感を味わうことでほかの仕事にはない魅力ややりがいを感じて教職の道を目指そうとする学生もおります。

その一方で、報道でも問題視されている教職員の超過勤務の問題や部活動による休日出勤、多様化する児童生徒指導への対応及び保護者への対応など、実際の教育現場で業務の実態を目の当

たりにすることで教員志望のために教育実習に参加したにもかかわらず、教員志望をやめる学生も少なからずいるようです。

また、もともと教員志望ではなく、教育学部を卒業するために単位修得が目的で教育実習に参加している学生やほかの職業に就くためにスキルアップをする目的で教員免許を取得する学生も多くいると伺っております。このように教育実習に参加する者が全て教職員になろうとしているわけではないという実態があります。

以上で終わります。

○森山 大議員

ただいま教育長から教育実習に行って教員志望をやめるのはどのような理由からかということで回答を頂きました。

私は何と言っても学校は忙しいんじゃないだろうかというふうに思っております。授業がびっしり詰まっていて、そのほかの事務作業、保護者対応や教育委員会からの調査物、必要な会議もしなければならず、教育実習に行って担当教員に相談しようとも随分遅い時間にならなければ話をする余裕もないと。そんなに追いまくられている実態を見て希望がなくなってしまうというようなことだろうと私は思っております。

そこで、3点目に、給特法について議論されていますが、どのように思われますか。教育長、お尋ねいたします。

○教育長（中山 春年君）

私自身、給特法の見直しがそのまま働き方改革の改善につながるかというと、多少、不安に思っているところであります。

給特法では教育職員に原則的に時間外勤務手当や休日勤務を支給しない代わりに給料の月額額の4%に相当する額を教職調整額として支給することが定められております。

しかしながら、近年の教職員の時間外勤務についての調査によると月45時間を超える教職員は8割以上となっている現状があり、給料の月額額の4%では労働と対価が見合っていない状況であります。

公立の教育公務員に時間外勤務を命ずる場合は、校外実習、修学旅行、その他学校の行事、職員会議、非常災害緊急の措置を必要とする場合の以上4項目でありまして、臨時または緊急のやむを得ない必要があるときに限られておりまして、それ以外の業務については部活動を含め校長の職務命令によらない教職員の自発性・創造性に基づく勤務としてみなされてきたことが長期勤務の常態化につながっていると考えられます。

現在、国のほうでも給特法についていろいろな議論がされているのは承知しております。給特法の見直しについては国の方針で進められていることですので今後の国の動向を注視していくことしかありませんが、私自身、給特法の見直しだけで終わらず、現在の勤務実態を反映させ、あらゆる観点から見直した抜本的な改革が必要であろうと考えております。

○森山 大議員

ただいま給特法について教育長から回答を頂きました。

給特法というのは1946年に労働基準法として制定された法律でございますよね。これが、1972年に給特法がまた改定された。当時に比べて今はやることは増える一方で、勤務時間ははるかに長くなっているというふうに言われております。

現在は、在校等時間の上限を45時間、年間360時間としています。上限を決めることでそこまで働けとの労働強化につながるのではないかと懸念しているところでございます。

教員の労働時間に残業代が出ていない実態は多くの人が知らないかと思いますが、その代わり

に給料の先ほど教育長が言われた月額4%に相当する教職調整額として支給されております。

また、給特法によりほかの多くの公務員や同じく教員として働く国立や私学の教員には支払い義務が課される残業代が公立学校の教員には合法的に支払われないのが実情ということで、教育長が先ほど言われましたということでございます。

4月にはこども家庭庁が発足いたしました。子どもの権利条約を生かした学校になっていくと。学校のこのような状況を子供がどう捉えているのか、どんな学校になってほしいのか、どんな先生と一緒に過ごしたいのか、子供の意見を聞いて反映されていくことが学校が良くなっていくことだと私は期待している一人でございます。

そこで4点目に学校の多忙の状況は、子供たちにとってどのような影響があると思われますか。教育長にお尋ねいたします。

○教育長（中山 春年君）

御指摘のとおり、学校の多忙、教職員の多忙というのは、子供たちにとって様々な影響があるということは日々感じております。

まず1つ目ですが、先生方は、事前に教材や子供一人一人の実態に応じて興味・関心を高め、授業を組み立てていきます。しかしながら、多忙のあまり十分な教材研究の時間が確保できなくなるという心配があります。そうすると授業の質が下がり、児童生徒の学力の定着につながらなくなります。

2つ目です。児童生徒一人一人の思いを十分に酌み取れないことが起こります。補充指導の時間が十分に取れなかったり児童生徒と向き合う時間が取れなかったりすることで子供たちが不安な思いを抱えたりすることもあります。

3つ目です。現在、一番大きな問題となっているのは、先ほども御指摘がありましたけれども、メンタルダウンに陥る教員が増えることです。精神的な不安から休職に入ってしまうと児童生徒や保護者にとっては心のよりどころとなる担任が不在になることで心理的な影響も考えられます。

このように多忙な状況が継続すると多かれ少なかれ子供たちへの影響が出てくると考えております。

○森山 大議員

ただいま教育長のほうから回答を頂きました。

子供にダイレクトに影響が出ているというふうに私は思っております。学校の長時間労働の状況は子供と先生にとって極めて危険なレベルに来ております。病気、休職している先生は5,800人を超え、子供の自死は514人と過去最多。うつ病状の子供の数も増えていると。本当に異次元の教育政策が必要でしょうと。

先生が忙しくなって子供一人に向き合う時間が取れなくなっていて集団としての学校をつくっていくことが難しくなっている。そして、先ほど教育長が言われました発達障害の子供が増えていて、特別支援学級が702学級から1,886学級に数が増えているというようなお話をされました。発達障害の子供が増えていて法的にケアが必要とされる子供への個別指導も必要なのにそれも十分できていない状況だと私は思います。

2021年11月に実施されました学校の業務に関する調査報告書によれば、持ち帰り仕事を含めた平均残業時間は小学校で94時間超、中学校で121時間超であると。これでは長時間労働は改善されていません。過労死ラインも大幅に超えている状況で非常に残念で私はならないというふうに思っております。

そこで、5点目に学校の長時間労働の解消に何が必要だというふうに思われますか。教育長にお尋ねします。

○教育長（中山 春年君）

学校の長時間労働の解消についての御質問でした。

学校の長時間労働の解消には教職員、行政、保護者、地域、皆さん方の意識改革が必要であると考えております。十分な数の教員を確保し、教員1人当たりの授業及び他の業務量を適切なレベルに減らす必要があると考えております。これにより、教員の負担を軽減し、長時間労働を解消することができます。

併せて、印刷や電話対応、会計事務などを担う教員業務支援員の配置も有効的であると考えております。

本町におきましては、業務の効率化として校務支援システム等を整備し、授業計画や成績管理、出席管理等々、多くの業務改善を今進めているところであります。また、学校の実態に応じてペーパーレス会議に取り組んでおります。

業務の適正化では、超過勤務が一番多い教頭先生方の負担軽減としまして週休日や休日の校舎等の点検等につきまして本町の管理職は今年の夏から廃止しております。夏休み期間も、学校閉庁、11日から15日に設けましたけれども、この間は用務主事や地域の方々の協力で植物の管理をしていただいたところもあります。

サポート体制の充実では、GIGAスクールの充実を図るためにICT支援員を定期的に訪問させたり、支援を必要とする発達障害の子供さんたちやらそうでない子供たちも含めまして児童生徒をサポートできるよう各学校に特別支援教育支援員を配置したりしております。

勤務関係につきましては、児童生徒が登校しない夏休みにリフレッシュウイークや学校閉庁日を設け、職員が連続して休みを取得しやすいように改善を図っております。また、今後、さらなる改善として先般から申し上げておりますコミュニティ・スクールの充実をさらに図っていきたいと考えております。

現在、各学校におきましては、学校運営協議会や保護者、地域の協力を得ながら登下校の見守りなどを行ってもらっているところであります。今すぐに解決につながる特効薬はありませんが、町教育委員会としましても現場の意見を聞き取りながら少しずつ進めていきたいと思っております。

併せて、教師自身の意識改革も図り、児童生徒にとって良質の教育環境を整え、教育活動を進めていきたいと考えているところです。

○森山 大議員

ただいま教育長に長時間労働の解消には何が必要かということでお尋ねいたしましたが、教育長の考えと私の考えもほとんど似たような感じなんですけど、そこで私は長時間労働を減らすには教員の数を増やすことだろうというふうに思っております。倍に増やせば授業の持ち時間が半分になると。

それと業務を減らすこと。先ほど教育長も言われました。教員以外の人を増やして、教育に重きを置いていない部分、そして、例えば、採点や事務作業を手伝うスタッフを補充するとかアフタースクールを学童に移行するとか、学校教育の要になる部分とそうでない部分を切り分けて業務を分担し、複層的に支援することが効果的であると私は思いますけど、教育長の見解や考えはどうですか。

○教育長（中山 春年君）

ありがとうございます。議員がおっしゃっていただいているような考えは本当に私のほうも一致しているなと思っております。

文科省が平成29年度に学校における働き方改革の緊急対策の一つといたしまして業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策ということをうたっております。

その中で、基本的には、学校以外が担うべき業務としまして、先ほども申しあげました登下校に関する対応とか放課後、それから、よく、中学校ですけれども、夜間などにおける見回り、それから、問題行動があったときに補導された、そのときの対応。これは学校が全て今までよくやっておりました。こういったところの見直し。

また、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務。これは部活動また児童生徒の休み時間における対応と言われております。

そして、最後ですが、教師の業務だが負担軽減が可能な業務。先ほどおっしゃっていただいたような支援員を入れ込んで代わってやってもらうというようなこと。

この3つを分けて、今、提言がなされております。こういったところもまた私どもも進めていければと考えております。

○森山 大議員

教育長、こういった施策を一つでもやっていただければ私は長時間労働を減らすことができると思いますので、ぜひやっていていただきたいと要請しておきます。

長時間労働の最終的な被害者は私は教え子であると。子供たちだというふうに思っております。そして、教員の無償労働のサービス享受し、多くの業務負担を学校教員に要求してきたのは最終的には保護者を含む私たち一人一人であるというふうに自覚しているんです。

だからこそ公立学校教員の長時間労働の問題を学校の問題と閉じ込めず広く社会的な課題として受け止める必要があるし、給特法の枠組みを維持した政策提言に対して町民、市民の声を上げていく必要があるというふうに思います。こういったことは教育長と私も一緒でございます。

給特法は教育職員の待遇確保のために定められた法律でございます。2023年5月22日、文部科学省からの諮問を受けて給特法の改正を視野に入れた議論が始められました。大きな課題ですが、ぜひ教育委員会等でも議論していただいてこの問題を少しでも解決の方向にしていきたいと要請して私の一般質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で森山大議員の質問を終わります。

次は、14番、川口憲男議員に発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

それでは、私の質問をいたしますが、身近にコロナの関係が発生したものですからマスクをしたままで質問させていただきます。

それでは、さきに通告しました危機管理対策について町長のほうに質問いたします。

平成18年にさつま町では甚大な水害を被りました。その後には家屋に被害を受けることの大雨はない状況であります。現在でも耕作地や河川ではいまだに被害対策が進んでいる状況であります。

また、国内を見ますと、線状降水帯が発生し、大雨がどこでも発生し、大きな災害につながっています。この時期の災害はいつどこで起こるか判らない状況にあります。

また、行政・議会の責務としてそれには事前の対策として災害をいかに少なく人命を守ることが大事ではないかと考えております。大きな命題だと考えています。それにはこれまでも活動されてこられました自主避難がまず一番ではないかと思えます。

高齢者は風、雨が少ない時間帯の避難が大事であります。多くの町民に言えることですが、次には災害を防ぐ事前の対策だと思います。全町民が防災意識を高めること。自治体も町民も危機意識の認識が大事です。また、地域で危機意識を維持した、周知した防災リーダー等の育成も

重要ではないでしょうか。

現在の危機管理の在り方は、避難所は水害、地震、原発等に十分対応可能しているか。鹿児島市の8・6水害と呼ばれることでは昼過ぎからの洪水で河川の氾濫で避難が遅れたことなど、さつま町の避難体制や避難所は現在で十分と言えるか。

総務課で危機管理係として業務を遂行中ですが、危機管理室として1部屋を確保し、現在のデジタルやパソコンは、気象庁、国土交通省、鶴田ダム管理所、町内各河川の水位等の情報がいち早く細かに入っていきますので、今ではこうしたきちっと危機管理担当がいち早く集約することが大事ではないでしょうか。

また、避難所との連絡等にもこういうデジタルを活用することが大事ではないかと思います。昨年までに庁内の無線LANも整備完了しました。先ほど高齢者のところでも話が出ていますように、電話等でその人の状態を聞き入るとか、そういうこともありましたけれども、我が町でもこういう無線デジタルを使った活用策を大いに進めることじゃないでしょうか。

町長が以前のときから、私はここにバッジをつけてきましたけれども、SDGsをこれからも継続して町でもしていくということでしたけれども、こういうことを大いにつながらすことがこういう災害対策にもつながるんじゃないでしょうか。

近隣の市町村でも防災訓練を実施しております。二、三日前も、私の携帯とか、それからタブレットにこういう非常訓練の情報が入ってきました。びっくりして、さつま町かなと思ったんですけども、何なら伊佐市でした。

そこで、伊佐市が呼びかけていたのは、今の防災の備品とか、それから、自分たちが周りでやっていることを確認せえというような通報でした。さつま町の私たちの携帯等にもそれが入ってくるという時代です。

いろんなことにも備えれば憂いなしの言葉もあります。さつま町として、危機管理の在り方は、さきにも質問しましたが、避難所の在り方、危機管理の在り方、万全と捉えているのか、次の2問について質問いたします。

避難所体制についてはこれまでも同僚議員が幾となく質問しておりますが、再度、重ねて質問いたします。十分なのか。

それから、2問目に、今、危機管理係としていますが、これを危機管理室という考え方に改めて設置する考えはないか。

1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

川口憲男議員から危機管理対策についての質問を頂いておりますので、お答えいたします。

まず、1点目の避難所体制について十分であるのかということでございますが、議員も冒頭に申し上げられましたけれども、非常に毎日のように全世界のどこかで異常気象等が原因と思われる大きな災害も発生しているところであります。

今年も本町におきましては、8月の中旬に台風6号の接近によりまして全町域に対しまして避難指示を発令したところでございます。

現在、避難所の開設につきましては、20の地区を対象に状況により開設場所を選定しまして必要に応じ避難していただいているところであります。

また、令和3年7月の豪雨災害等の教訓も踏まえまして、自主防災組織の運営による届出避難所、この制度の創設によりまして、今現在、町内で11か所の登録があるところでございます。

気象警報等が発令された際には、それぞれの地域による開設の判断を頂いているところでございます。

指定避難所の開設方法につきましては、昨年度行いました町政座談会におきましても、これまでの方法にとらわれず、例えば、危険予測がされている地域のみを開設するというようなことなど、柔軟な開設についても周知を図ってきたところでございまして、状況に応じたこういう避難体制が取れるように引き続き準備してまいりたいと思っているところであります。

指定避難所につきましては、今年度、Wi-Fiの機器による情報共有、それから情報取得ができるよう、また、簡易ベッドやマットを購入しまして環境面におきましてもストレスの軽減が図られるよう取り組んでいるところでございます。

今後におきましても計画的に環境整備を図るなど、改善していく必要性を感じているところであります。

届出避難所の登録につきましても、防災に関する出前講座など、機会あるごとに説明いたしているところでございますけれども、登録できる公民館等につきましては取り組んでいただきたい制度でございますので、今後も機会を捉えながら周知に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、避難所の運営につきましては、熊本地震の教訓等について熊本県危機管理防災特別顧問による地区行政推進委員、公民会行政連絡委員及び災害対策の本部職員を対象とした講演も実施したところでございます。

今後も、引き続き自主防災組織の防災力向上も図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の危機管理室の設置の関係等についてでございます。

危機管理機能の面から考察しますと災害対応として実務を担う消防本部と距離がありますことから情報共有等についてネットワークを使用して連携を図っているところであります。災害が予想される場合には情報連絡員派遣を消防本部と確認するなど、連携はできているところであります。

また、派遣実績のある自衛隊、それから、川内川河川事務所、さつま警察署、鹿児島気象台職員などの待機場所の確保や危機管理係が行っている情報の分析や発信に対する体制につきましては現在の自然災害の激甚化を考慮しますと改善の余地があると考えているところであります。

私自身、川内川の河川事務所長、それから、ダムの管理所長、気象台の台長等々のホットラインも設けておりまして、いち早い情報を提供していただきまして危機管理に備えた対応を行っているところであります。

今後におきましては、他の自治体の環境をまた研修するなど組織人員、指揮命令系等の調査・研究を行いまして、さつま町が危機事象に対して迅速かつ的確な対応につなげられるよう、組織の改変も含め、また、人員の配置も行っていきたいと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○川口 憲男議員

町長のほうから回答を頂きました。私が質問した中で町長のほうからもやっていることもあると。それから、今から計画しているということもありましたので、その点を確認して次に進めていきたいと思います。

今、20校区に避難所を設置している。これは私も承知しておりますし、それと11か所の届出制のところがあればそれを認めているということでした。今後も11か所の届出制のところがあれば引き受けるということでした。

そのほかにWi-Fiの設備環境をこれからは充実させていくというお答えも頂きましたので、ぜひこれは取り組んでいただきたい。そして、各公民館もこれは十分対応できているんじゃないかと思っております。

それと自主防災組織の件でこれからも向上を図っていくという答弁を頂きました。これは今から進められていくわけですから、より私もこのところでもう少し強く質問したかったんですが、今から向上を図っていくということです、ぜひどうしたらいいのかで仕事を進めていただきたいと思います。

そのまず1点のところなんですが、避難所体制については、さっきも申し上げましたように同僚議員も何回となく質問しております。町長の回答の中で、20地区の中に設置があるんですが、そのほかの11か所あるいは希望のあるところにはそれを認めるということがありました。

その関係で、町長、今度、今年7月、それから、6月、7月の状況を見てみますと、避難所に、雨の量も少なかったんじゃないだろうし、風の影響もそうなかったもんですから、さほど避難している方が少なかったんですけども、要望があれば11か所以上にも届出があったら認めるということでした。

20地区の避難所の中で、距離的に、そこに避難される方、特に高齢者が多いんですけども、4キロメートル、5キロメートル以上のところがあります。その点、先ほど申された11か所以外の要望のところがあればそこも避難所として設けるということがありましたが、そのところをもう一回説明していただけますか。

○危機管理監（角 茂樹君）

指定避難所につきましては、ただいま町長のほうから答弁がありましたように、町内20地区、基本的には1地区1つの避難所を設けているところでございます。

町の地域防災計画におきましては、20地区に今現在37か所を配置し、あらかじめ想定される災害に備えまして避難所の指定をさせていただいているところでございます。

特に大雨などによる浸水被害が予定される場合につきましては、特に固有名詞を挙げますと、虎居地区公民館、湯田いきいき研修館、鶴田保健センターの3か所については、川内川本線に近いこともございまして、これらについては大雨が予想されるときには別の避難所を指定しているという現状にございます。

また、地域においては、今、御指摘のとおり避難所まで遠いということもございまして、地域のほうからもそのような御要望も頂いており、昨年度から届出避難所といった制度を設けながら自主的に自主防災組織が中心となった避難所というものを指定させていただいているところでございます。

これらについては拡大していきたいと考えておりますし、今の避難環境を考えますとコロナウイルスでありますとか非常に距離を取っておかなきゃならない環境も整えなきゃならない部分もございまして、そういった意味も含めまして増やしていければというふうなことも考えているところでございます。

○川口 憲男議員

おっしゃるように、さっき私の質問のところもここに書いておったんですけども、例えば、水害時の発生するときには今説明があった虎居とか湯田地区とか非常に危険のあるところは別の箇所に33か所以上の届出避難所を設置できるんだということをおっしゃいました。

そういうことができることによって距離も短くなってきますよね。大雨のときに4キロも5キロも歩いていったりとか、高齢者になれば車の運転のところもちよっと危ないでしょうけれども、それも免除されると言うと言葉がおかしいですね。それも安易にできるんじゃないかと思えます

ので、ぜひそういうところはもうちょっと町内に周知していただきたいと思います。

それと、どうしても避難所としたときには我々の考えることは、台風とか水害、こういうことなんですけど、そのほかに、地震とか、今、いろいろ話もありますけど、原発とかそういうところも想像されるわけですから、そういうところを考えた避難所づくりが大事じゃないかと思います。

そこで、今、町長、避難所でも、備品、備蓄品、例えば発電機とか、それから今の時期でしたら扇風機とか、どこの公民館のほうでもエアコンがついたんですけども、こういう届出制度のそういうところはどうか。そういうところも今後検討されなきゃならないところだと思いますが、今、町で、食料品、水、いろんな備品等も確保されております。これが大体どのような方向なのか。

例えば、食品でしたら3か月とか。3か月は長いですかね。そこあたりの貯蓄ができるとか。水でしたら半年とか長いのでなら1年というのもありますけど、そこあたりの体制が今の20地区の避難所の在り方で十分なのか。そこあたりはどういうふうに考えられていらっしゃるんですか。

○町長（上野 俊市君）

十分かと言われると、どこあたりが十分なのかということにもなろうかと思いますが、今、備品関係につきましても、順次、整備も図ってきているところでございまして、冒頭に申し上げましたWi-Fiの関係等についても、今年度、全部、整備が済んでいるというような状況等でございます。

また、それぞれの20地区の備蓄品、食料品の関係等についてはまた危機管理監のほうから説明させますけれども、このようなことから、順次、整備を図っていった、体制、環境整備が図られる取組も、今、一応、いたしているところでございます。

○危機管理監（角 茂樹君）

長期避難時の備蓄等の対応ということにもなろうかというふうに思っております。

基本的に避難所については災害から身を守るために緊急的に避難する場所であります。限られた空間の中で多くの方々が一時的に生活を送られることから、ルールを定め、住民の皆様が主体的に避難所の運営に関わっていただくことが良好な環境を保つ上での非常に大切なことではないかというふうにも思っているところでございます。

そのためにも、一時的な生活を送られるための食料・毛布などの持参をお願いしつつ、町におきましても、先ほど町長のほうから御答弁がありましたように、避難所の様式に対応した備品、例えば、マットでありますとか簡易ベッド、簡易トイレ、間仕切り等をはじめ、食料や水、生活必需品、資機材、感染予防品等の備蓄は町の備蓄計画というものを定めまして計画的な運用・目標を定めた備蓄を目指しているところでございます。

先ほどございましたように、今年度は、避難所へのWi-Fi、そういったIT・デジタル機器の整備というのもこういった計画に基づいて整備を行ったということでございます。

○川口 憲男議員

非常に、備品、備蓄の関係につきましても、長期が可能なものとか、あるいは短い時間にしかできないとか、先ほど課長の答弁にもありましたように、一時的避難の対応であるから、長期的避難所としての対応、地震とか、それから土砂災害とか、そういうのがあったら長期的ですけども、また備品も違って来るだろうけれども、風水害が来た場合は一時的避難ですから、そのときの対応。

いろんなところでも、一部、1食か2食は自分で確保して持って行ってくださいというような話も出ていますから、確かにそれが一番大事だろうと思うんですけど、先ほど課長の説明の中で

いろんな仕切りとかそれからベッドとかそういうのは確保してあるということでしたけれども、これから先も年に応じてそれを充実させていくということでした。

それと、町長の答弁の中で、気象庁やどこやったですかね。それから、ダムと。ここのところで、またその後でも危機管理監のところでもしようかと思ったんですけど。

避難所の中に対して、いろいろテレビ等もあるんですけども、危機管理室からどんな情報とかいろんなのを流せるようなWi-Fiの利用というのは、私は2問目の危機管理室のところでも申し上げたかったんですけども、これも充実させていくということでしたんですけど、どのような計画を持っていच्छるのか。近い将来という言葉で表現していいのか。

町長のホットラインはそういうふうにつながっていますけど、今度は、地域と役場、行政とのホットライン的なのはどういような考え方でこれを進めようとされているのか、そこをお伺いします。

○町長（上野 俊市君）

私が申し上げたホットラインの関係等については、いち早く状況をまず把握する必要があるということで、昨年、令和3年度の災害を教訓としまして、今、3者、川内川河川事務所、ダム、それから、気象台ということで連携を取って、いち早くそういう情報を収集しながら、これをいかに避難に町民の方々に知らしめていくかということで、今、取組も進めているところであります。

その一つとして、避難所にWi-Fiを設置してそういう情報の提供を早くしていく、それから、また町民の方々へは防災無線を使う、また、公式LINEを使って避難を呼びかける、また、河川の状況等について水位の関係等についてもいち早く情報を提供していくということで今進めているところであります。

今後におきましても、我々が持っている情報を、我々だけじゃなくて、いかに正確な情報を早く出していくかと。それをどう避難につなげていくかということが非常に大事な部分でございますんで、ここあたりは、危機管理係を中心に、危機管理監もおりますけれども、そこといち早く協議しながらこれを発信して呼びかけを行っている状況でありまして、さらに、ここについては、強化といひますか、そこを図っていきたいと思ひているところであります。

○川口 憲男議員

1問目の避難所体制のところでもう少し言おうかなと思ひたんですけど、2問目と絡んできましたので。

町長の話にありましたように、自主防災組織の向上を図っていくと。避難所の充実とかいろんなことに対しては、自主防災組織、それから、自治会の役割というのが非常に大きくなってくるんじゃないかと思ひております。

今、行政のほうでも、避難所を開設したときに、まず、担当職員といひますかね、その地域の職員が行って開設してということでしたけども、一晩か二晩であつたらそれで十分対応できていけるんじゃないかと思ひんですけど、これが長期になって水害を被つたとか災害を被つたとなればどうしてもそういう自主防災組織とか公民館の対応もお願いしなきゃならないと。そういったときに対して町長の今説明にありましたようなWi-Fiを使った情報交換が非常に大事になっていくんじゃないかと。私もそう思ひております。

それで、町長、2問目に、危機管理室を危機管理係から室に昇格させて、そこに、町長が持っていच्छるホットライン、これが行政のほうにも充実されるような、あるいは気象庁、それから鶴田ダムまた消防署との関係、そこあたりが充実したような一定の場所で情報が集約できる室的なところ、危機管理係から室に昇格させるようなことができないかということも私は感じて

いるんですけども、その辺のところは町長はどういうふうにお考えですか。

○町長（上野 俊市君）

今、総務課に、危機管理監、それから、危機管理係というのを設けておりまして、また防災専門官も設置いたしているところでありまして、危機管理室といいますか、危機管理監、危機管理係、防災専門官、ここはしっかりと今連携を取りながらやっているところでありまして、先ほど申しましたように、いち早い情報等をそこで提供し、また、今、防災専門官のほうにおいても専門的な見地・知識から早い情報収集をしていただきまして対策会議等にもつなげているところがあります。

今、対策本部、対策も警戒本部なり設置しますと、今の庁議室をそういう部屋として活用し、先般も庁議室の中に河川の状況が判るもの、それから雲の状況が判るもの等々のモニターの設置もできないかということで検討させているところがあります。

室の設置と言われるのは組織の全体的な見直しの中で考えていけばいいのかなと思っておりませんが、取りあえず、取りあえずといいますか、当面、今のできる体制というのは非常に迅速な対応ができていますと私は今思っているところでございます。室の設置についてはそういう組織の再編等の見直しの中で併せて検討していきたいと思っております。

○川口 憲男議員

室の設置、今、町長の説明にありましたように、いずれの流れの中で考えていくということをおっしゃいました。それでもいいんじゃないかと思えますけど、より充実した発信が町民にもできていくような考え方を持ってそういうところを入れてほしいと思います。

先般の先月末の新聞を見ますと、都城市もいち早く防災室をつくったと。それは、被害情報をいち早く、町民というか、市民に知らせるためと町長の把握が十分できるよにということでした。

なぜ私が室にこだわっているのかといいますと、町長、18年の災害、さつま町でも受けましたけれども、このときを見てみましても、情報が非常に頓挫したり、こちらから情報を聞き入れてもどこが把握しているか判らない状況が非常にありました。

だから、私のところも被害を負うて、それから、県道も、水没というか、橋が水につかりまして通行止めをせんにやいかんかったりするんですけども、どこに連絡してもそれが通じなかったというか、指示がうまくいかなかったです。そういうところで、さつま町でも、紫尾山系、100ミリ以上の雨が降ったら、どこでも、今の降雨状態ですか、起きる可能性があるとは私は確信しております。

ですから、時間雨量100ミリというようなことを情報で聞いたらすぐ避難するとかすぐ安全な場所に行くとかそういうのもまた地域の方々にも呼びかけをせんにやいかんと思うんですけども、そういう意味からもこういう各連携を取れるような場所をちゃんとつくるべきだと私は思っております。

それから、今、町の中小河川、町のというか、町管理の河川にも県の河川にも水位計をつけました。ほぼどの小さな川にもそういう水位計がついて、大体、何ミリの水量が上がっているということ、川内川河川以上にそれが充実していると思います。そこあたりの情報は町民に知らせるべきだと。そういう考えから室の設置が急がれると思うんですが、その考え方はどうですか。

○町長（上野 俊市君）

室の設置ということでございますけれども、先ほど来、申し上げますように今しっかりとそこについては連携を取りながらやっていまして、室となりますとまた一歩上の段階での検討が必要かと思っているところでもあります。

今、組織再編の関係等で協議も行っているところでありまして、危機管理の関係等についてもその中で検討しているところでもあります。室がいいのか、今、危機管理監ということで総務課長が兼任しておりますけれども、こういう災害が頻繁に発生する時代また大きな災害等が発生している事象等を考えますと本当に総務課長と危機管理監という形の兼務が適当かどうかというのでも今そこで議論いたしているところでもあります。ここについてはそういう組織の中でまた先ほど来ありますようにそこを検討していきたいと思っております。

今現在では、この組織、今の中でしっかりと先ほど来申しますように正確な情報を早く取っていかんことを早く町民の方々に知らせていくかということは、そこはしっかりと対応していきたいと考えておりますので、そういうことで御理解いただければと思います。

○川口 憲男議員

室に関しては、これからの議論もいろいろあると思いますけれども、検討していく中で進めていくという答弁を頂きました。

長くは申しませんが、町長、18年災害後、ダムの方は考え方といいますか、ダムのほうが考え方というか、放流体制ががらっと変わりましたよね。下のほうに穴開けを造ってダムに長く水をためないというような工面で流してくれました。

その分、下流のほうには5月でもちょっと雨が降ったらすぐ多くの水が流れてくると。今度の7月のときでも相当の量を流していると。だけど、その分、地域の河川も水の量が少なくて済むというか。

18年災のときには、同じような水の量を流したんですけれども、私は湯田の向いに住んでますけど、湯田のまちがあと何センチかで築堤を乗り越えるということがありましたけど、ここ何年かを見てみますと、ほとんど3メートル4メートル下を同じ量、水の流れがその量で推移しているという効果もあるように感じております。

しかし、まだ町内を見ますと築堤がこれでいいのかとかいろんなことがあって、川内川治水に対しても町長もいろんなところに要望活動をされていますけれども、今、この状態ではさつま町でも被害は起こらないというような感じを受けますけど、令和3年の紫尾山系の雨量の場合はどうしても多くの雨が紫尾山系から下流のほうで起きています。

しかし、川内川に来ればその水の量はさほどではないということは私も感じております。そこいらを考えたときに私たちのまちでも山林や里山の崖崩れとか土砂崩れとかいう可能性はあると思います。

実質、令和3年のときに平川とかそういうところとか、神子とかいろんなところでは床下を土砂が流れて住民の方々が取り除いているというときもありました。災害については、土砂とか、あるいは、樹木の倒壊とかそういうんじゃなくて家に被害というのはなかったんですけど、ややもすればそういうところまでつながっていくんじゃないかと私は考えております。

そういった関係でより早く情報をするというようになれば、今の危機管理室で十分なのかなというふうにも思っております。それは先ほど町長の答弁にありましたように今後また検討していくというような話でしたので、ぜひそれを取り入れていただきたいと思います。

最後というか、重々、私の質問した中では全部お答えも頂きました。その中で、鶴田ダムの放流あるいは流入量から放流にしたデータ、私はほとんどタブレットか携帯でその情報を見ているんですけれども、いつもの情報と量が多いなということを感じているんですけれども、それをいち早くどうして町民に知らせてくれないのかということは国土交通省にもいつも電話しております。そういうところの情報等も、役場、行政のほうがいち早く知ればそれをまたいろんなところで流せるんじゃないですか。今のWi-Fiを使った活用策とか。

よそのまちでは家庭のパソコンにまちの情報として流すというところも設置しているところもあるそうです。それは今後の課題でしょうから。そうなんですけども、うちの場合は防災無線を使ってそこあたりもお知らせするということがあつていいんじゃないかと思っております。

私は、47年でしたかね、45年だったんですかね、湯田のまちが流失したときとか、それから18年の水害のときとか、十分、水の怖さを味わってきた一人として、水害から命を亡くしたということは多く周りに聞いていないんですけれども、そういうことがあつてはならないということ強く感じております。

ぜひ、危機管理系の重要さというのは私も認識しておりますので、今後もそこあたりをもう少し充実した活動に持っていく、また避難所の在り方、先ほど申し上げました地区公民館なり自治公民館なり、それから、自主防災組織の充実なりを広めて役立てていただきたいと要望しておきます。

終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で川口憲男議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね1時5分とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時05分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、11番、古田昌也議員に発言を許します。

〔古田 昌也議員登壇〕

○古田 昌也議員

お疲れさまです。

午後一番、せっかくタブレットが導入されたということで、タブレットを見ながらですが、通告書どおり質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず、第1番のほうで現在の小中学校の現状についてお伺いいたします。

本町の小中学校の通学や送迎など問題があると聞きます。特に部活動や夏休みなどの長期休暇について、その現状を把握し、どのように考えているのか。

続いて2番に行きます。公共交通機関についてでございます。

本町の現状として昼夜問わず公共交通機関の不足が課題になっています。6月議会で緊急対策の免許取得に関しての質問をしたが、県において補助制度の創設に向けた準備を行っているということも確認できています。そこで、町としてももう一步踏み込んだ交通機関の助成を検討・実施する考えはないか、お伺いいたします。

最後になります。たばこ税についてでございます。

たばこ税は固定資産税などと一緒で本町における貴重な財源であると考えております。少し特殊な形で、事業者が仕入れ、注文した時点で税金が発生し、今回、通信システムサービス終了に伴い自動販売機の交換が必要となり、事業者が販売をやめる傾向が見受けられる。そこで事業者支援も兼ねて自動販売機の交換などの支援を考えないか。

以上3点のほうをお伺いいたします。

通告書の1回目の質問を終わります。

〔古田 昌也議員降壇〕

〔教育長 中山 春年君登壇〕

○教育長（中山 春年君）

古田昌也議員から小中学校における通学や送迎についての御質問を頂きましたので、お答えいたします。

小中学校の通学支援につきましては、遠方からの自家用車利用による通学の場合に自家用車利用通学費補助をしております。このほか、小学校では盈進小学校と柏原小学校におきましてスクールバスの運行、宮之城中学校におきましては通学優先のコミュニティバス運行、また、乗合自動車の定期券補助、自転車通学補助による支援を行っているところであります。

小学校のスクールバスにつきましては、登校1便、下校2便を運行しておりますが、登下校の時刻や停留所に関する改善の要望や事故等の問題もなく安全に実施されていると考えております。

一方、中学校の通学バスにつきましては、開校当初から様々な御意見や御要望等もあり、コロナ対策や交通誘導員の配置、停留所の変更等、改善できるものにつきましては、その都度、改善に努めてきているところであります。

さて、部活動や夏休みなどの長期休暇時についてであります。学校や部活動の終了時刻からバスの時刻までに路線によっては長い時間を待つことがあることは承知しております。

中学校の通学バスは民間バス4路線とコミュニティバス7路線の計11路線で運行しておりますが、地域公共交通対策事業と連動したコミュニティバスであるため時間を変更することがなかなか難しいという問題や民間バスに比べコミュニティバスは運行本数自体が少ないという課題もあります。

テスト等で学校が早く終わる場合には、必要により民間のバスを借り上げ、臨時便として運行するなどの対策を取っていますが、コミュニティバス路線につきましては基本は小学校のスクールバスと同じく下校2便で運用しているため夏休みの下校便はお昼頃と夕方を設定しております。

例えば、部活動が14時頃に終了した場合に夕方まで待つという状況もあります。各部活動の終了時刻に近い時間であれば、それに合わせたバスの時間設定も検討できますが、実情としましては、各部活動のグラウンドや体育館の使用割り振り等で難しいため、あらかじめ学校へバスの時刻をお示ししており、その時刻を考慮した活動をお願いしているところであります。

今後におきましても、各関係機関や団体と協議を行いながら連携を図り、安全で安心して児童生徒が登下校できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

〔教育長 中山 春年君降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

次に、2点目のもう一步を踏み込んだ交通機関への助成をという質問についてお答えをさせていただきます。

町内の公共交通を取り巻く状況につきましては、町内の3タクシー事業者とも乗務員の高齢化また新たな人材確保が共通の課題となっていてございまして、町内を運行する路線バス事業者においても同様でございまして、長期化したコロナ禍の影響による利用者の減少と収益の悪化も重なって経営的にも非常に厳しい状況が続いているところであります。

また、新型コロナの行動制限が緩和された現在でも業績の回復がなかなか見通せない状況となっているところであります。

また、先日も新聞報道もございましたけれども、県内におきましてもスクールバスも廃止とな

っている状況等を踏まえますと財政面だけでの支援ではなかなか解決しない極めて深刻な事態であると思っているところであります。

さらに、来年4月からは、自動車運転業務の時間外労働の上限規制、いわゆる2024問題が適用されることになりまして運送業はもとよりバス・タクシー業においても大きな影響が及ぶものと考えているところであります。

こうした状況の中、町としましては、町内のタクシー事業者における新たな乗務員確保を図る一助となるよう本年6月議会におきまして関連議案を議決いただいたところでございますが、その後、タクシー事業者を訪問した上で制度の周知と活用について、直接、要請を行ったところであります。

また、私自身も町内のタクシー事業者3社の代表の方とも意見交換をさせていただき、運転手の確保と特に夜間のタクシー運行について要請いたしたところでございます。

古田議員の御質問にもあったとおり、現在、県におきましても二種免許取得促進に向けて新たな助成制度を検討中と聞いており、国による二種免許の受験資格の年齢要件緩和、21歳から19歳に緩和するということでありますけれども、この条件緩和や同じく二種免許取得のための給付制度など国を挙げての取組が広がっている状況にありますけれども、様々な産業分野で人手不足が厳しい状況の中、事業の成果が見えるまでにはもうしばらく時間がかかるものと考えているところであります。

町としましては、地域における新たな移動手段を確保するため、市町村やNPO法人等が自家用車を用いて運送を提供する自家用有償旅客運送について今年3月に策定いたしました町の地域公共交通計画にも位置づけ、本年度、2つの地域におきまして実証実験を行う予定といたしているところであります。既に20区の公民館長にもヒアリングを行ったところでございまして、現在、対象地区の選定を含め実証開始に向けた準備作業を進めているところであります。

公共交通を利用したい方、利用せざるを得ない方におかれては様々なニーズがあることを承知いたしておりますので、そうした声に少しでも応えられるよう交通事業者の皆様とも協議しながら引き続き公共交通体系の充実を図ってまいりたいと思っているところであります。

次に、たばこの自動販売機の交換に対する事業者の支援についてでございます。

町たばこ税につきましては、たばこの卸売販売事業者等が町内の小売販売業者に売り出す際に課せられる普通税であり、喫煙される方が自動販売機やコンビニ等でたばこを購入するときにその代金の中に含まれているものでございます。

令和3年度の決算では約1億3,500万円の収入であり、町税全体の約5.5%を占め、限られた財源を確保していく中におきまして大変重要な収入の一つであると認識いたしているところであります。

御質問にもありますように自動販売機の交換については令和8年3月末で現在の自動販売機で使用されております未成年の喫煙を防ぐ成人識別システムTaspoが通信回線3Gのサービス終了に合わせ使用できなくなることから自動販売機の更新が必要になるとのことです。

たばこの販売につきましては、町税として重要な財源である反面、健康面でのリスクがあるとともに受動喫煙防止対策が求められますことから事業者への支援については町内のたばこ販売協同組合の御意見もお伺いしながらその必要性を十分見極めながら多面的に検討を進めていきたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○古田 昌也議員

教育長、回答も頂きましたところで、午前中の質問の中でバス問題であったり、森山議員や岸

良議員のほうとか教育面であれだったのでもちょっと違う視点でお伺いしていきたいと思っているんですが、通学手段、先ほど時間のほうは理解しているということなんですけど、そこに格差はあるという形の認識でいいんでしょうか。お聞かせください。

○学校教育課長（岩脇 勝広君）

お答えいたします。

通学バスにつきましては、先ほども申し上げたとおりでございます。あらかじめ時間を設定しているため登下校の時刻を柔軟に変更することはなかなか難しい状況でございます。

そのため、宮之城中学校におきましては、バスの待ち時間に教室を開放して学習に取り組ませたり、部活動においては優先的にメニューを消化させたりするなどの対応を取っているところでございます。

このように通学バスを利用する児童生徒が不利益を被らないよう配慮していくことが大切であると考えておりますので、今後もよりよい方策を考えてまいりたいと思っているところでございます。

○古田 昌也議員

でも、実際に格差がある中で不登校の生徒や児童が増えていると聞くんですが、その現状というものは把握しているんでしょうか。お聞かせください。

○学校教育課長（岩脇 勝広君）

不登校の要因につきましては、一般的に人間関係や学習に対する不安などが複合的に絡み合い、一つに断定することがなかなか難しいとされているところでございます。

質問がございましたので、直近3年間の町内の通学バスを活用する児童生徒の中で不登校児童生徒の状況を調べてみました。その結果、御指摘のことが直接の原因となっていることはないようでございます。無気力や不安、友人関係を巡る問題などの理由によるものが多いと捉えているところでございます。

○古田 昌也議員

となりますと不登校の定義というものは実際には今のところ存在しているんですか。お聞かせください。

○学校教育課長（岩脇 勝広君）

不登校の定義につきましては、文部科学省において具体的に定義されたものがございますので、それを紹介いたしたいと思えます。

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくても登校できない状況にあるため年間30日以上欠席した者の中で病気や経済的な理由によるものを除いた者というふうに定義されているところでございます。

○古田 昌也議員

という形の中で、それは教員の先生方はもちろん知っていますよね。どうなんでしょうか。

○学校教育課長（岩脇 勝広君）

基本的に学校の教員であれば、その定義については認識していると思っております。しかしながら、毎年、初任者であったり、また、経験年数の少ない臨時的任用教員も採用されるというような実情もございますので、生徒指導担当者会において周知するとともに、また、学校のほうでは職員研修等でも取り扱っていただけるよう各学校に指導しているところでございます。

○古田 昌也議員

という形で、これ、先生も判っているということでしたら、まず気になるのは、さつま町は、現在、不登校の生徒の受皿は、今、文化施設のさつまる〜ムのみなんではないかな。お聞かせく

ださい。

○学校教育課長（岩脇 勝広君）

議員御指摘のとおり、本町には適応指導教室といたしまして宮之城文化センター2階のさつまる〜ムがあるところです。

現在のところ、そこに中学生が5名、小学生1名が登録しておりまして、日によっても若干異なりますけれども、常時、4名程度が通級しているところでございます。

加えまして、校内において宮之城中学校がふれあい教室を設置しております。そして、3名前後の利用があるところです。

また、盈進小学校につきましてはおひさまルームを設置しておりまして、現在、利用を検討している児童が1名いると聞いております。

このように教室に入れない児童生徒に対して対応を行っているところでございます。

○古田 昌也議員

ということは、さつまる〜ム、中学校、盈進小学校ということで3か所あるということの認識なんですよ。

でしたら、各地域に受皿は用意しないんでしょうか。そこら辺はどう考えているのか、お聞かせください。

○学校教育課長（岩脇 勝広君）

全ての児童生徒に学びの機会という意味では議員御指摘のように受皿は多いほうが望ましいと思っていますところでございます。

しかし、現在の状況で申しますと、19名の特別支援教育支援員、そして2名のスクールソーシャルワーカー、同じく、2名のさつまる〜ム指導員、そして、1名の教育相談員など、学校に関係する会計年度任用職員の確保というものが年々厳しくなっておりまして募集をかけてもなかなか集まらないという状況がございます。特に、近年におきましては、町内だけではなくて、近隣の市町にも募集をかけてやっと確保できるといった状況でございます。

しかしながら、全ての児童生徒に学びの機会を保障するという観点からも、対象児童生徒の状況、また、各学校のニーズ等に合わせ、増設の有無、設置場所、また指導員の確保等の検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○古田 昌也議員

ということでしたら、午前中に森山議員が言っていた人材の確保が難しいということでしたら、今、薩摩地区で3小学校が統合に当たり支援員の退職者とかが多分出てくると思うんです。そこに対して、人員不足であれば先にそこにお声がけをして人員の確保ということは図れないんでしょうか。どうなんでしょうか。お聞かせください。

○学校教育課長（岩脇 勝広君）

議員御指摘のとおり、人員の不足というものにつきましては課題でございますので、現在、採用しております会計年度任用職員につきましては、来年度の就労意向であったり、また本町で必要となる職種・職務内容との適正を総合的に吟味した上で募集定数の中で採用・配置を検討していきたいと考えているところでございます。

○古田 昌也議員

ということは先にお声がけをして先に決めるということが難しいということの認識でいいんでしょうか。その点だけお聞かせください。

○学校教育課長（岩脇 勝広君）

今、議員のほうがお答えしたとおりでございます。先に声をかけてというわけではなくて、来

年度の実際のニーズ、状況また本人の特性等を総合的に判断して対応していきたいと考えているところでございます。

○古田 昌也議員

でしたら、不登校の児童に対して全て平等に学びを与える機会として、タブレットの活用、オンラインの活用であったりとか、そういった方法はあるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺はどのように考えているのか、お聞かせください。

○学校教育課長（岩脇 勝広君）

これまでのコロナ禍におきましても、学級閉鎖等の処置により登校できない児童生徒に対しましては、タブレット端末を活用した授業配信、また、課題配信、また取り組んだ学習の見届け等を行ってきたところでございます。

そのノウハウもございますので、そのノウハウを生かしまして不登校の児童生徒に対しまして、町内の4つの学校が、現在、タブレット端末を使った授業配信であったり、課題配信、さらには学習状況の確認という支援に取り組んでいるところでございます。

残りの学校につきましても、タブレット端末を活用した不登校の児童生徒の支援にできるだけ早く取り組むことができるように教育委員会としまして指導していきたいと考えているところであります。

今後、この取組がさらに充実したものになるように指導を繰り返し、不登校の児童生徒と担任や友達のオンラインの交流を重ねていくことで登校意欲が少しでも高まっていくようにしていきたいと考えているところでございます。

○古田 昌也議員

ということをいろいろと今お答えを頂いているんですけど、そういう形で全てを統括していくと、児童、そして、いく中でもそういう形では起こってくると。

でしたら、居場所の確保、その他もろもろの全てを考えて、前回も言うたと思うんですけど、小中一貫校の設置を早急に検討するべきではないかなと、僕自身、本当に思うんですが、そこら辺はどのように考えているんですか。再度、お聞かせください。

○学校教育課長（岩脇 勝広君）

議員御指摘の小中一貫教育につきましては修業年限を9年とする義務教育学校と修業年限を6年と3年に区切る小中一貫型小学校及び中学校の2つのパターンがございます。

小中一貫教育では、集団の中での多様な人間環境を通して、小学校・中学校9年間の学び、そして、育ちの連続性を重視して、児童生徒の学習意欲の向上と、いわゆる中1ギャップ、この解消を目指すことを目的としているところでございます。

つまり、小中一貫教育を効果的に実施していくためには、ある一定数の児童生徒が必要となってくると考えられます。

また、小中一貫型小学校及び中学校の設置標準基準につきまして、これは12学級以上、また、義務教育学校の場合は18学級以上が望ましいというふうにされております。

本地域のようにさらなる児童生徒の減少が想定される場合におきましては児童生徒にとっての教育的効果や持続可能な学校運営という観点からも小中一貫校の設置につきましては、慎重に考えていくことが妥当だと考えざるを得ないと判断しているところでございます。

○古田 昌也議員

すごく御丁寧にありがとうございますと思いますというか、お答えいただいたんですが。

そういった形で、児童のほうの不登校になる原因というものは、全てが平等に学べる機会というものはすごく重要なことだと思うんです。ただ、そういった形でいろいろと設置を、本当に、

するのは義務教育なので、こちらの大人の責任だと本当に思いますので、そこら辺は強く要望して。

ちょっと視点を変えまして先生方のことでお話を聞きたいんですが、今、さつま町立学校教職員の勤務時間の上限などの指針であったり、相談するシステムだとかを県が導入していると思うんですが、そういった形で相談件数とかそういうことは、今、何件ぐらいあるんですか。

○学校教育課長（岩脇 勝広君）

今、議員のほうからさつま町立学校の教育職員の勤務時間の上限等に関する指針についてのお尋ねがございました。

これにつきましては、当初、令和元年10月に1回目が出されているところでございます。そのあと、教育委員会のほうで時代の要請等に応じながら改訂を加えまして、最新で申しますと昨年度の10月1日に出してございます。校長研修会や教頭研修会で管理職等に周知しております。

一応、窓口につきましては教育委員会ということになっておりますが、現在までに具体的に教職員から直接教育委員会に上がってきた相談についてはゼロ件ということになっております。

○古田 昌也議員

ということは、表面上、変な話ですけど、先生たちの不満であったり、そういった悩みであったら相談はないということで理解していいという形の回答だと思います。

それに対して、保護者からの意見というのは、結構、僕たちは耳にするんですが、先生たちは、今、実際のところ、相談はないけど、どのように感じているかというのはどういうふうを考えているのか、お聞かせください。

○学校教育課長（岩脇 勝広君）

学校の教員の場合は、保護者からの相談があった場合につきましては、まず、保護者の思いをしっかりと酌み取って、そして、寄り添い、そして、親身になって対応しているところでございます。

しかしながら、教員によりましてはその対応が苦手な教員がいるということも事実でございます。その際に教員が一人で問題を抱え込むことがないように、様々な課題に対しまして、チームとして取り組むこと、また、問題を学校全体に投げかけること、そして、管理職を中心としたミドルリーダーが機能するネットワークをつくることなどを普段から管理職研修会等を通じて各学校には指導しているところであります。

○古田 昌也議員

ということは、しっかりとしていただけているという認識で理解しておきます。

見えないところが多々ありまして、先生たちも大変で御苦労があると本当に考えております。そこをフォローしていただくのが教育委員会でもあると僕は考えておりますので。

多様化の時代の中で、児童の成長も速く、情報量も多い。どんな生き方でもできる時代になっているというのはすごく感じているところであります。ですので、いろんなことに対応できるように、もしよろしければ、再度、小中一貫校の議論などを進めて、大人たち本位での再編とかそういうことではなく、児童中心で検討を本当に進めていきたいと思っております。

また、児童、保護者、先生たち、教育委員会の方々も言葉一つで最悪の事態になりかねないということを肝に銘じて、僕自身も気を引き締めながら日々生活も送って行って、すごくいい子供たちに対しての影響を与えていただきたいという形で次の質問に移りたいと思います。

続いて、公共交通に関して町長のほうから回答を頂いているんですけど、先ほどの町長の回答の中で自家用有償旅客運送というのは二種免許というのは必要ではないのでしょうか。その点の確認をお願いいたします。

○企画政策課長（小野原和人君）

ただいまの御質問に関しまして、自家用有償旅客運送の運転者の資格要件は、二種免許を保有している者もしくは一種免許を保有して国土交通大臣が認定する講習機関で交通空白地有償運送等運転者講習を受講し、これを修了した者となっているところでございまして、必ずしも二種免許を必要としないところでございます。

○古田 昌也議員

ということは講習だけでいいということですけど、変な話、お客さんを乗せて走るなら二種免許を保有していたほうがいいと考えるんですが、そこら辺はどのように考えているんですか。

○企画政策課長（小野原和人君）

自家用有償旅客運送の場合は必ずしも今申しました二種免許を必要としませんが、二種免許を取得していただくことでタクシー業務や運転代行業務への従事の可能性があるということでございます。この分野の人材確保につながる可能性がございますことから一般的には望ましいのではないかと考えております。

ただし、会社等に属さない個人を対象とした取得支援は、町内のタクシー、運転代行、自家用有償旅客運送の業務に確実に従事されることが担保されないということから慎重にここについては判断する必要があると考えております。

○古田 昌也議員

でも、町民にそういった形で二種免許を取得したパイを増やすという考え方であれば補助したほうがいいと僕は考えるんですけど、その点はどう考えますでしょうか。

○企画政策課長（小野原和人君）

ただいまの御質問に関しましては、タクシーであったり路線バスであったり、そうした公共交通の面、それと運転代行業の面という2つの考え方があると思いますので、それぞれお答えをさせていただきます。後段の運転代行については商工観光PR課長のほうからお答えさせていただきます。

町長が先ほど申しました6月議会で議決を頂きました二種免許の取得補助、この制度では町内に営業所を有する交通事業者のみを補助対象としているところで個人は対象外となっております。

町としましては、将来にわたって安定した公共交通サービスを維持するためにはサービスの提供者でございます町内のタクシーまたはバス事業者の経営基盤の安定化が最も重要だろうと考えているところです。

したがって、本町においては個人タクシーの営業というのが認められておりませんので、個人よりも事業者への支援が効果的であろうかと考えているところです。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

タクシーや運転代行がないことで観光や飲食業へ与える影響が大きくなってきておりまして現在の免許取得補助に期待しているところではございますけれども、運転代行業につきましても、先ほど企画政策課長からありましたとおり会社には属さない個人を対象とした取得支援は慎重に判断する必要があると考えているところでございます。

○古田 昌也議員

でしたら、個人が難しいのであれば、今も話が出ています運転代行業に対して事業拡大の推進を図るための補助、助成など、そういった形では考えないですか。お聞かせください。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

現在の運転代行業者が事業拡大をされる場合に支援する考え方の質問かと思いますが、一般的に必要とされるものに随伴車としての車両、それから料金メーター、メーター用のプリン

ター、あんどん等があるかと思います。これらの事業に係る支援につきましては、運転代行業者と意見交換を行いながら協議を進めていきたいということで考えております。

○古田 昌也議員

ぜひともそこら辺の支援というのを強く要望していきたいと思います。

というのも、今、夜の運行とおっしゃっていましたが、本当に公共交通というものは町民の命を守るすべでもあると僕は考えているんです。

といいますのも、両親が飲酒をされて本当に運転ができない、救急車が本当にたまたま重なった、そのときに公共交通が走らないとどうしようもないという形というのが一番本当に最悪なケースだと思いますので、そこら辺の事業支援というものは、再度、強く要請したいと思います。

それと、ちょっと前に戻るんですが、先ほど町長の答弁の中でもありましたとおり自家用運転のモデルケースなどをやって選定していくという形があるんですけど、そのこと等も加えてどのくらいの程度で進んでいるのか。そういった実施、実証実験というのを予定しているというところなんですけど、これはどのくらいのペースでどのくらいの箇所ですることを考えているのか、お聞かせください。

○企画政策課長（小野原和人君）

地区でのモデルケースということになりますが、先ほど町長が申されました自家用有償旅客運送の実証試験を2地区で予定しているというところですよ。

基本的には、乗車時間であったり、運行区域の制限がある乗合タクシーを補完するような形を想定しておりまして、現在、夜の運行はそこまでは想定していないというところですよ。

当初、10月スタートで予定しておりましたが、何よりも担い手の確保、運転手の確保というのが少し難航しておりまして、スケジュール的には少しずれ込んできているような状況ですが、遅くとも年内にはスタートできる形で協議を進めていきたいと考えているところです。

○古田 昌也議員

ということで、2か所を予定しているという形ですね。それは公民館単位での運転代行といった形の先ほどの説明という形で理解します。

そこで、本町の交通機関は6月議会で補正が出るほど緊急を要するものだと本当に考えております。このことは喫緊の課題でもあり、重要な事案だと本当に思っています。

先日、ある会に参加させていただいたときに町民アンケートの中で年齢問わず課題が交通の問題でした。送迎や買物、交通問題は様々でしたけど。このことは本町全域の課題、問題だと本当に考えて。確かに人口減少が激しく、働き手不足、人員の確保は難しいですが、民間圧迫にならないように、まずは免許の保有者を増やしてそのパイを増やして、それでも足りないときは共助を求めて公民館単位での先ほど言っていた自家運転のやつのほうをやっていただきたいと本当に思います。

モデルケースがないんであればつくらないかと言いたかったんですけど、モデルケースをつくるということでしたので、その点を踏まえて強くまた要望して次の質問に移りたいと思います。

たばこ税のことに關してです。

たばこ税におきまして、重要な財源となっていると思います。その中で、お伝えしときたいというか、確認しときたいことが何点かあったんですけど、度重なる増税に対して喫煙者数の減少が本当に多いです。喫煙可能場所の減少によって喫煙機会の喪失などを起因として販売量がすごく減少しております。町内であって零細のたばこを販売するお店は経営悪化や廃業に追い込まれる厳しい現状に本当にあるんです。

その中、これをキープする、支援するためにそういうことを考えることはないでしょうか。お

聞かせください。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

町内のたばこ販売店につきましては、コンビニエンスストアを除きまして、現在、23店舗があるところでございます。

たばこ販売に対する支援策につきましては、先ほど町長の答弁もありましたとおり、その必要性も十分見極めながら検討を進めていきたいということで考えております。

○古田 昌也議員

答弁のとおりという形でしたので。

ただ、何が言いたいのかといいますと、健康増進法の趣旨でもあるように非喫煙者の望まざる受動喫煙を防止するためにも分煙環境の整備を進めることが非常に重要だと本当に認識しています。

これらの背景にあって、でも、過度な喫煙規制や喫煙可能場所の制限・撤廃は、やはり零細のこのまちにとっては、たばこ店からすると本当に弱い者いじめみたいな形になって、たばこを吸うのは我慢しろ、弱い者は我慢しろと言われているように感じております。

例えばですけど、たばこ税、令和3年度で1億3,500万円あったらその10%を使うだけで1,350万円が出ます。確実に税金が納められているところで、そのお金で分煙環境の整備や維持管理は進めていけるでしょうし、さらには、たばこ税を納める町民の納得性、たばこを吸われる方の納得性も多分担保できると本当に考えております。

さらに、地方行政は、たばこ税の本当に確保、こういった形で1億3,500万円の確保にもなりますので、このことから、たばこは排除、でも、地方のたばこ税は受け取るという考え方ではなく、たばこ税の一部を活用して、愛煙家やまちのたばこ屋さん、それとまたたばこ農家さんも加えて喫煙者・非喫煙者などが共にお互い本当に気持ちよく分煙環境の整備や自動販売機の支援とかをそういった形で取り組んでいただければすごくありがたいと思いますので、ぜひともこら辺は確実に入る税金を確保するという考え方で投資として捉えていただいて、行っていただきたいと思いますので、それを強く要請して質問を終わりたいと思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で古田昌也議員の質問を終わります。

次は、9番、平八重光輝議員に発言を許します。

〔平八重光輝議員登壇〕

○平八重光輝議員

今のさつま町あるいは5年後、10年後や未来のさつま町を住みたいまち、住んでよかったと思えるまちにするため、その施策の一つとしてさつま町をやさしさ日本一の町にすべく次の2点について質問いたします。

まず、最初に区公民館の運営補助についてであります。

平成17年の合併により新生さつま町の区公民館は20となりました。平成17年度か18年度の決算審査をする中で公民館の運営補助に不公平が生じていることの思いで、その是正を強く求めました。平成29年までに一部修正され、現在に至っております。また、令和8年度から全ての区公民館は地区で管理する自治公民館に移行する計画があります。

そこで、次の2点についてお尋ねします。

1つは、現在の区公民館への運営補助はどのようになっているのか。

2つ目に、令和8年度以降の運営補助の支援計画はどのようにお考えか。

次に大きな2点目の一つとしてごみの戸別収集についてであります。

ごみを収集場所まで運べる人がいない家庭、身体の不自由な人、要介護者や要支援者や一時的

にごみ出しのできない人などを対象に行政でごみの戸別収集をする考えはないか、お尋ねいたします。

〔平八重光輝議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、平八重光輝議員からの御質問に答えさせていただきます。

まず1点目の区公民館の管理運営についてでございます。

公民館の設置状況につきましては、現在、指定管理者制度で管理運営している公民館が8か所、区独自で建設・管理運営している公民館が11か所、行政が生涯学習の拠点として直接管理する条例公民館が3か所あるところでございます。

施設の利用に関しましては、1つの区のみが条例公民館を利用している状況となっております。

町の町有施設を利用している区と独自に施設を建設し維持管理している区が混在していることからこれまでも維持管理費等への住民負担の不公平感を指摘する御意見を頂いてきているところでございます。

こうした不公平感を是正するため、平成29年度に区公民館等活動運営補助金交付要綱を見直し、施設の電気代や水道代、ガス代、建物保険等に要する費用の9割相当額を従来の補助額に追加し、建物の管理運営・維持に必要な財政負担の軽減と均衡を図ってきているところであります。

現在は、令和7年度末に迎える指定管理期間満了に向けまして8つの公民館において譲渡または廃止の協議を進めているところでございます。現在、一部、協議が継続中でございますけれども、既に5つの公民館から譲渡の了承を頂いているところでございます。

長い期間を要してまいりましたが、段階的に統一を図りながら令和8年度からの公民館の均衡ある取扱いに向けて、現在、鋭意、協議を進めているところでございます。

御質問の現在の区公民館の運営補助につきましては大きく2つあります。ソフト面での支援として区公民館等活動運営補助金とハード面での支援としまして区公民館等施設整備事業補助金がございます。

前者は、均等割、施設割、世帯数割で積算しており、令和5年度の補助金の合計額は1,246万円余りとなっているところであります。

一方、施設整備への補助については集会施設の新築、改築、改修、解体また駐車場や運動広場の整備、空調設備等の整備、バリアフリー対策等への補助となっております本年度も公民館の空調設備の整備等に活用されているところであります。

そのほか、地域元気再生事業、区公民館等放送施設整備事業、コミュニティ助成事業等の制度も設けておりまして、公民館が行う多様な活動や施設・設備の維持管理などに対しまして財政面での支援をいたしているところでございます。

令和8年度以降の支援に関しましては、まだ検討段階中でございますけれども、昨年度開催いたしましたまちづくり座談会や関係する区公民館との指定管理施設の譲渡協議におきましても公民館に人的配置をする場合の財政支援や将来施設の解体が必要となったときの補助基準の見直しなど様々な御要望も頂いておりますことから新たな追加支援策の検討も必要と考えているところであります。

公民館施設は、防災や話合いの活動の場、それから、イベントなど子供からお年寄りまで様々な活動で利用される地域の拠点としてなくてはならない施設でございますので、今後、それぞれの区公民館が主体的に管理運営していく上で地域住民の皆様にも過度な負担が生じないよう各区公

民館長の御意見なども賜りながら支援に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、将来にわたって公民館施設等の保有財産を効果的・効率的に運用していただく上では、公民会の再編、さらには区公民館の再編の必要性も感じておりますので、この点についても区公民館長の皆様方と今後議論を深めてまいりたいと考えているところであります。

次に２番目のごみの戸別収集に関する御質問でございます。

本町では家庭から出される一般廃棄物につきましては集積所収集方式により、それぞれの地域で決められたステーションにあらかじめ出していただくことにいたしております。

高齢者など、ごみステーションまでのごみ出しが難しい場合についてはこれまで共助による取組で御対応いただくなど地域の支え合いやヘルパー等によるごみ出し支援を行っていただいているところであります。

また、ごみ回収業務を実施しているシルバー人材センター等の利用や地域のボランティアグループ等によるごみ回収等について仕組みづくりを行うなど、ごみ出し支援に努めているところであります。

御質問の戸別収集につきましては、令和３年６月議会において上別府議員より同様の御質問があり、「高齢化が進む本町においても重要な課題であり、必要な検討をする」と回答したところでございます。

その後におきましては、関係課において現状の把握や今後の対応などを協議してきましたけれども、高齢者等を対象にしたアンケートの中でもごみ出しに困っているという御意見も一定数ございました。

実態としましては訪問介護事業所等による支援によりごみ出しに支障を来している事例が少数であるなどの観点からいまだ事業化には至っていないところでございます。

令和５年度におきましては地域の互助活動への支援としまして地域生活支援団体活動補助事業を創設いたしまして高齢者のごみ出しや移動支援等の生活支援を行っている有償ボランティア団体等に対し活動経費の一部を助成しながら高齢者に身近な地域における生活支援団体数の拡充を図っているところでございます。

全国的にも高齢化が進み、地域コミュニティ全体で共助による支え合いが困難になる地域が多くなっておりまして、これまでのように地域支え合いによりごみ出しの支援が難しくなってきていると感じているところであります。

そのような中で、先月は県内でもごみ出しが困難な方を対象とした戸別収集を行っている団体の事例が新聞報道でも紹介されたところでございます。

本町におきましても、要介護者や障がい者など、ごみ出しが困難な方に対する支援は必要かと考えており、対象者や収集体制などにつきまして先進事例を参考にしながら制度設計を行ってまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○平八重光輝議員

区公民館補助について。なぜ、今、質問するかと申しますと、合併当時の状況を少し説明いたします。

御存じでない方もいらっしゃると思いますが、平成１７年に合併し、新しいさつま町になったわけですが、２０の公民館が誕生し、その中で薩摩地区の求名、中津川、永野、宮之城地区の佐志、山崎、虎居の６条例公民館には年間約２，４００万円以上の人件費と館の維持管理費の運営補助がありました。紫尾地区は指定管理になっておりましたが、屋地は館をお持ちでなかったもので、残りの１０公民館に対しては全く支援はありませんでした。

大体の金額を申しますと、平成18年度の当初予算では、中津川が370万円、永野は412万円、求名は410万円、佐志が390万円、山崎が380万円、虎居が493万円という運営補助がありましたが、館の管理を含めてであります、人件費も含んでおります。ほかの10公民館にはほぼゼロでありました。

平成20年頃、私はこの不公平をただすべく議会で求めましたが、なかなか進展しませんでした。その中で当時の担当課長が替わりまして担当課長が「あなたのおっしゃるとおりだと思う。私のほうで6条例公民館には説明します」というお話を頂きまして少しずつその中身の変化が見えましたが、それぞれの6条例公民館の皆さんの納得がないとできないということではなかなか進まず諦めかけておったある日、電話があつて、それから、急速に進展しました。その電話は薩摩地区の公民館長の一人でした。

その方は「あなたはこういうことで不公平だから公平にしてくれという話をされていますね」という方で「そうしています」と申しましたら、私は、最初、反対されるかと思ったら「私ども薩摩地区の3公民館長で話し合いをしました。結論から申し上げますと、あなたのおっしゃるとおりです。私どもはあなたのおっしゃることに協力します」というお話を頂きました。

ただ、「1つだけ条件があります。それは宮之城地区の3条例公民館も同じようにしていただきたい」ということをおっしゃいました。「宮之城地区については私は町長ではありませんからできませんけれども、そのように努力させていただきます」という返事をしてその話が進んでまいりました。

その進んだ先の状況を少し説明いたしますと、中津川、求名、永野の交流館は平成24年に指定管理に移行されております。鶴田と神子、柏原は18年度に指定管理になっております。佐志は平成29年に5年遅れでなりました。山崎は地元議員の説得で30年度に指定管理になっております。虎居地区はそのままでございます。

仮に、令和4年度の虎居地区の町費は幾らぐらい使っているかと申しますと、いろんな事業もありまして814万円ほど使っております。

そういう中で、指定管理の移行ということではありますが、今現在、薩摩地区から現状の補助の内容について不満が出ております。どういう不満かと申しますと……。

その前に、私の1回目の質問が具体性を欠いて求めた答弁に漏れがありましたので、再度、質問いたします。鶴田・薩摩地区の6指定管理公民館と宮之城地区の虎居を除いた2指定管理区公民館への現在の支援状況の違いをお尋ねいたします。

○企画政策課長（小野原和人君）

違いとおっしゃいますといろんな考え方があるかと思いますが、企画政策課で所管している先ほど町長も答弁を述べました活動運営補助金の状況について少し触れさせていただきたいと思います。

虎居につきましては、施設が町有ということで……。

すいません。ちょっと最初になりますけれども、活動運営補助金につきましては、18万円の均等割というもので、これは20区が均等に同額ですけれども、それと施設割というものと世帯数割ということです。

施設割については、電気代であったり、ガス代であったり、NHKの受信料であったり、そうしたものの9割を補助しているわけですが、虎居地区公民館につきましては町有施設を使用しているという関係でこの施設割はゼロ円ということでございまして、金額で申し上げますと令和4年度は32万8,320円のお支払いをしているところです。

あと、佐志と山崎についてですけども、まず佐志地区ですが、ここについては年間62万

344円、それと山崎地区公民館については94万6,152円という状況です。

ただ、薩摩地区につきましてですが、求名につきましては79万360円、中津川公民館につきましては78万4,272円、永野地区につきましては76万3,694円ということで施設の利用状況に応じてここについては施設割で大きな差がついているというところですよ。

あと、戸数割もしておりますので、戸数が多くなるにつれてそこについては支援金が大きくなっているという状況です。

○平八重光輝議員

また質問が悪くて申し訳ございません。先ほど薩摩地区から不満が出ていると申しましたが、今の補助については、それぞれの地域の事情もあったり人数もあったり高齢化率等があつて、それは、いいんですというか、理解しますが、出ている内容が、理解、私の言い方が悪かったんですが、薩摩地区3公民館にはなくて、宮之城地区2公民館にあるのは人件費なんです。人を雇っているということなんです。

山崎で年間約187万円使っている。佐志で199万円ほど支払っております。それに対して不満が出ているんです。そこで行くんだったら私たちのところにもしてもらえればありがたいという、そういう差が出るんだたら私が言ったことに賛成しなければよかったというような話が出ていますので、ぜひその辺も考慮していただきたいと思います。

次に、建物の新築や土地の購入・整備については、指定管理公民館は、全額、町が負担する、地元負担はないということでお話をさせていただきますが、現在の公民館等の整備事業ということで補助もありますが、大体2,000万円です、建築には。あと、いろいろあるかもしれませんが、2,000万円ではなかなかできません。恐らく、安くてというか、少なくて2,500万円から3,000万円かかります。駐車場の整備でも上限100万円で2分の1は地元負担ですよというようになっておるようであります。

例えば、柊野を出して申し訳ないんですが、柊野公民館などが館を改築して何とか。非常に老朽化しており、耐震構造でもないように思います。非常に古いです。

ここがもし改築しようとされたときには……。現在、約戸数が60戸余りです。そこで、100万円単位、200万円とか幾らとか負担するというのは大変なことだと思います。そういう中で、現在、山崎公民館が、900万円以上かな、舗装されております。今回の9月定例会の補正予算には永野地区の設計費が計上されております。これは恐らく6年度に新築しますよということだろうと思います。あとの中津川、求名についても8年から一般化すれば7年までに何らかの形があるんじゃないかというふうに予想いたします。

そういう中で、そのあとでといいますか、柊野なんか……。そんなにたくさんはないと思います。町内で新しく造らんにゃならんというところは何か所かだと思いますが、そういうので地元負担が生じるということであれば、同じさつま町に住みながら、住んでいる地域によったり、あるいは、世帯によって非常に高額な負担が生じる可能性があるんです。何とかその不公平感をなくするために土地と建物等は全て指定管理にすれば不公平感はなくなるんじゃないかというふうに考えます。

先ほどの岸良議員への答弁の中で学校については再編については将来的なことについて検討しますということでありましたが、ぜひ、公民館運営といいますか、館の建設については早急に検討していただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

区の公民館の関係等については先ほど回答させていただきましたけども、令和8年度に、全て、虎居、それから、屋地はございませんので、それ以外の館につきましては全て地元へ譲渡してい

くということで今進めているところでございます。

そのようなことから、令和8年度から全ての公民館施設において、ある程度が目ざろえといいますか、できると思っているところでございます。

その後におきましてそういう改築等が出てくるということもまた想定されるところでありまして、今、議員からもありましたように高齢化が進む中で相当な費用負担という非常に難しい状況下にあるというのは当然理解しているところであります。

ここあたりについては、令和8年度以降の関係等につきましては、公平感というか、あまり極端な負担がないように調整していきたい、検討していきたいと今やっているところであります。

また、指定管理の話もありましたけれども、そちらの関係等については、また町有財産としてやっていくということになりますと、非常に今まで我々が進めてきている公有財産の在り方の問題に反する形でございましてこれについては考えていないところでございますけれども、とにかく8年度以降につきましては先ほど来申しますように、地元の負担ができるだけあまり多くなならないような形で補助制度も再構築していきたいと考えているところであります。

座談会でも公民館の改修等の問題も出されているところでありまして、求名の関係、永野の関係……。

永野の関係は、今現在、進めておられるのは新築ではなく今ある施設を一部改修、改築して使いたいということでの話でございます。また、求名の関係等については今ある町有施設等を利用してできないかというような話もございます。

新たになかなか新築するとなりますと、非常に多額の経費もかかりますし、また蓄え等もないというようなことから非常に難しい状況下にありますので、私が座談会でも申し上げているのは、本当に、地域の利用者の数、それからその利用形態に応じた形のものを造っていったらどうですかと。3,000万円、4,000万円かけて大きな建物を造るよりも本当に必要最低限のものでいいんじゃないですかということも申し上げてきたところでございます。

そのような形で地域の実情に応じた形のものを造っていく、補助金の中である程度対応できるようなものを造っていくという形に変えていかないと、今までみたいに大きな建物を造って、将来、どうしてこれを維持していくんだということになりますので、私も座談会等で強くこのお話もさせていただいているところでございます。

今の公民館の運営補助金等の施設の整備の関係等については先ほど来申しますようになるべく大きな負担が生じないような形での対応策検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

○平八重光輝議員

町長がおっしゃるように、世帯数に応じたといいますか、建物を造ることは非常に大事だと思います。高額なお金を使って豪華なものを造る必要は全くございません。

ちょっと元に戻りますけれども、現在、それぞれの公民会で公民館は構成されていますが、その公民会費が高いところでどのぐらいという、御存じでしょうか。

私のほうで言います。高いところは月額3,000円です。非常に高いです。聞きましたら、1月・2月は調整期間に入って、大体、年額3万円を払っていらっしゃると。

それをお聞きしましたら、80歳、90歳の独り暮らしの人も全員入っていらっしゃいます。それでそういう方に公民会長さんなどが「いや、もういいですよ。入らなくてもいいんですよ」と言っても「これまで非常にお世話になった。これからはお世話になるからぜひ入って払いたい」とおっしゃるそうであります。

人口というか、世帯の多いところでは入らない方もいらっしゃいますけれども、入る入らない

は自由でありますが、それぐらい高額なお金を払っても大変なんです。世帯が狭いから。少ないからですね。

そういうことで、できるだけそういう方に負担がないようにという思いで指定管理にできませんかと。できるんじゃないかと思って私は総務省にお尋ねしました。指定管理で今ないところの公民館はそれぞれの地域の方が自分たちのお金で土地を確保し建物を建てられたものでありますから、厳密といいますか、今の考え方では役所が造ったものでありませんから指定管理はできないというような考えもありますが、そういうのを指定管理にする方法はございませんかということで総務省の指定管理というところを見ましたら、そういうのをお尋ねくださいというところがありまして電話をしました。

そうしたら「できます」という回答を頂きました。「どうすればできますか」と申しましたら「個別の公民館を全て町が賃貸借契約を結べば全て指定管理をすることができます」という回答でありましたが、さいもそうしてくれとは申しません。

できるだけ町の支援事業を使って、区公民館等の施設整備事業、あとでまたこれも申しますが、これを使って、地元の負担がないように、できるだけ、あっても少なくなるようにしていただきたいという要請であります。

90歳前後の方の独り暮らしの方は恐らく国民年金だろうと思います。そこまで調べることはできませんけれども、そういう中から3万円を払うというのは大変な金額だと思います。そういう地域もあるということ認識していただければありがたいと思います。

指定管理は考えていないということでありましたので、であるならば、先ほど申しました区公民館等施設整備事業の内容の見直しをぜひやっていただきたいと。これは公民館等ですから公民会も含んでおります。

例えば、公民館を改築するということは現在800万円です。公民館は2,000万円。800万円じゃどんなに頑張っても厳しいところがあります。古い建物が公民館はいっぱいございます。近い将来、建て替えにやならんところがいっぱい出てくると思います。

なぜこれを申すといいますと、各公民館、公民会のいろんな事業の補助も頂いておりますが、この事業等を実施するのも、公民館、公民会の館があってそこに集まってみんなで話し合っそこで事業をするというのが大きな動きの一つでありますから、館をお金がないからもう造らないとなればその公民会自体も崩壊するんじゃないかというように心配します。

具体的に私の公民会の館を申しますと、築約40年です。40年ちょっとぐらい。

ところが、それは泊野小学校がコンクリート化するときに捨てる予定の校舎をもらって建て替えましたから実際はもう80年以上経っていると思います。そういう中で、シロアリが入り、台風で瓦が飛んだりして造り替えようという話もありますが、800万円ではいかんともしく、今、シロアリの入った建物を使っております。非常に危険を感じるころはありますが、これは私どものところだけじゃなくてほかのところにもあるんじゃないかと思っています。

そういうことも含めて、公民会等の補助についてもぜひ見直しをしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

今、公民会の館のお話でございますけれども、確かに、先ほどありましたように、公民会費、高いところは3,000円、それから安いところは1,000円ぐらいということも理解しているところであります。

私の集落もちなみに月額2,000円でございますが高齢者の方々については半額にしたりとかしながら対応しているところあります。また、町内にもそういう取扱いをされているところ

もあるようでございます。

館の関係等につきましても、ある程度、10年後に建て替えないといけないということであらかじめ積立てもされて計画的に進められているところもございます。できれば、そういう老朽化が見えている、10年後には本当に建て替えないといけないということが判った段階である程度の蓄えをしながら計画的にしていく必要もあろうかと思っています。

全てを町費で見えていくというのは難しい部分もございますので、そこあたりについてはそういう財源対策もしていただきながらまた町のほうの補助金の在り方というのは見直しをしていきたいと思っていますところであります。

全てを町がとなると、先ほど来言われますように、積立をしながらやってきたところでのまた不公平感というのも出てきますでしょうし、ある程度の一定の負担は伴いながらも多額の経費負担がないように、さっき言った、身の丈といいますか、地域の実情に応じた大きさの館を造っていくということをしていただくように、我々もまたそういう相談があったらそういうお話もさせていただきながら対応させていただきたいと思っていますところでございますので御理解いただきたいと思います。

○平八重光輝議員

優しい町長でありますからあまり言いにくいところもありますが、積立金も、今あるお金ということではありますが、造るときに。これも地元負担なんです。足りないところを借金して払うというのも地元負担なんで。

ただ、今、現在お金が幾らあるかないかの違いであって地元が負担するお金であるということには違いないということを確認していただければと思います。

次に、令和8年度以降の支援計画であります。まだ2年以上の期間があるわけですが、見直す公民館が8つという。私は9つじゃないかと思いましたけど、これは私の聞き間違いでしょうか。

少し質問がまた悪くて申し訳ございません。虎居は含まないのですかということですか。

○町長（上野 俊市君）

虎居公民館につきましては、中央公民館的な位置づけをしております条例公民館でございますので、ここについては地元への譲渡というのは考えていないところでございます。

○平八重光輝議員

これも言いにくいんですが、現在、3つの条例公民館ということで運営されております。薩摩地区、鶴田地区、中央公民館。その下といいますか、地区にはまた別の公民館ごとの館をお持ちでございます。だから、あそこは、別に、条例公民館と言わないといけないのかどうか判りませんが、中央公民館という位置づけで十分だと思います。

しかし、虎居は一地区の公民館なんです、最初に建てたときの公民館の位置づけが。現在も中央公民館としてどれぐらい働きをされているか、私は全てを理解できませんけれども、中央公民館は宮之城地区も文化センターとかああいふところの町の建物の中で町の職員が配置されたところであるべきではないかと思っています。

鶴田、薩摩については、町の建物の中に町の職員が配置されて条例公民館という名前ですが、中央公民館の働きをしておりますということを申し上げて、これは答弁は求めるものではありません。

それと、もう一つ、自治公民館になったあとに人的な補助も考えるというふうにありましたけれども、これは希望される全ての自治公民館に配置しますよと。もちろん希望されないところはいいわけですが、そういうふう理解すればよろしいのでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

私が先ほど申し上げましたのは、これは座談会で出された意見等でございましたけれども、譲渡後のそういう地区の公民館に人員を配置したいといったときに配置してくれるのかというようなお話もあったところでございまして、必要性があればそういう人件費の関係等についても補助対象とできないかということは検討していきたいということでお答えをさせていただいているところであります。

○平八重光輝議員

先ほど言い漏らしましたから少し元に返りますけれども、平成17年、18年の頃の条例公民館の金額について申しましたが、それについて質問したときは宮之城地区の山崎については山崎3区の全部の面倒を見ますと。

佐志については、湯田、時吉の全てというか、面倒を見ますと。虎居については、虎居地区から北側といいますか、平川とか白男川とか柵野、泊野の面倒を見ていると。面倒というか、いんなのをお手伝いをしていますという話で。

「なら、屋地と船木はどうなの」と言ったら「文化センターを」と。文化センターにそういう箇所はありませんでしたけれども。それはそれとして。

今もそのような認識で山崎と佐志の人員を配置されているというふうに認識すればよろしいのでしょうか。

平成17年、18年で、私は、当時の公民館長さんに、湯田とか時吉とか「ほとんど指導を受けたこともなければあそこで会合をしたこともありません」という回答を頂いたものですから。今は事情が違って、大いに指導もされ、館も利用されているものと理解すればよろしいでしょうか。

○社会教育課長（永江 寿好君）

今、平八重議員が言われている件につきましては、地域支援員についての話だと思います。現在、地域支援員という形で、先ほど言いましたように虎居地区、山崎、それから、佐志地区、先ほど言われた地区に支援していくということで配置しております。

それと、薩摩地区3地区、それから鶴田地区4地区、それから宮之城屋地地区、船木地区につきましては本町のほうの職員が地域支援づくりの対応をしているというところでございます。

以上でございます。

○平八重光輝議員

この件については、以上で終わります。

ごみの戸別収集についてであります、実施時期については明確な答弁がなかったように思いますが、令和3年6月議会で答弁の中にもありましたように上別府議員が、また今年6月議会では有川議員が、表現は違いますけど、趣旨としては同じような質問をされ、提言をされております。上別府議員の質問から2年3か月が経過しておりますが、当時の答弁で「検討する」という答弁がされておりますが、十分、検討されたものと理解しております。

実施時期については、令和7年7月であればまた1年半以上かかって検討時間が長くなりますので、2年近くを要しますので、新規事業ですから途中で補正予算でというわけにもいきませんでしょうから、するとなれば来年の令和6年4月が時期としてはどうかと思います。

まだ困っている方が一定数いらっしゃるのであればそういう方についてはできるだけ早くというふうに希望されているものと思いますが、いつの実施の予定ですかというか、来年4月からの実施はいかがでしょうかということをお尋ねしまして私の質問を終わります。

○町長（上野 俊市君）

ごみ出しの関係等については、非常に重要といいますか、本当に大きな課題でもございます。

質問を頂いてからこれまでも庁内でいろいろ検討してきているところですが、冒頭、回答でも申し上げましたけれども、地域の支援活動をされている団体、ボランティア団体、それからシルバーに委託されたりホームヘルパーで対応されたりということとされている部分もございます。本当に困っていらっしゃる方、ごみ出しのところまでも行けない、本当にどうしようもないという方がいらっしゃることは認識いたしております。

実施時期について明確な答えはお答えできませんけれども、対象者、それから費用、委託の方法等々、阿久根も今年の8月からということとしましたけれども、70世帯当たりで、約1,000万円程度、費用もかかっているようであります。

そういう制度設計をしっかりと立ててからこれには取り組んでまいりたいと考えているところであります。実施の時期については、今、明確には申し上げられないことだけは御理解いただきたいと思います。

本当に手を差し伸べないといけない部分については私どももどげんかしないといけないというのは十分理解しておりますので、御理解いただければと思うところでございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で平八重光輝議員の質問を終わります。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで本日の日程は、全部終了しました。

5日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後2時35分

令和5年第3回さつま町議会定例会

第 3 日

令和5年9月5日

令和５年第３回定例会一般質問
令和５年９月５日（第３日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
6	(５) 中 村 慎 一	1 高齢者クラブ活動等への支援について 地域における福祉活動等の主体である高齢者クラブやサロン等について、役員や主催者等の高年齢化から後継者の確保が困難な状況下であり、運営の継続も危ぶまれる中に、役場等への手続に掛かる事務支援などが求められている。これに対する行政や関係団体による協力支援の取組みを行う考えはないか。 2 地域福祉や介護人材の確保について 介護人材が不足する中で、従事者の過重労働が懸念される。小規模事業所にあっては深刻な問題で、事業所の存亡にもつながり、ひいては住民サービスに影響する問題である。また、地域福祉の担い手の高齢化等により人材の育成確保も大きな課題で、これらについては過去においても一般質問で取り上げてきたが、中々進展が見られない。この点について町長の見解を求める。
7	(６) 上 別 府 ユ キ	1 放課後児童健全育成事業について 労働等により、保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業終了後等に適切な学びや生活の場を与えて、家庭、地域との連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう学童クラブを設置し、育成及び指導を行う事を目的にさつま町放課後児童健全育成事業の条例が制定されている。そこで、先の３月定例議会で一般質問した２つの案件について進捗状況を問う。 (1) 薩摩地区３小学校再編に伴う放課後学童クラブ運営の方向性について、どのように進んでいるか。 (2) 放課後学童クラブのない地区の今後の開設へ向けた動きについては、どのように進んでいるか。 (3) これからの放課後学童クラブの改善すべき課題は把握できているか。 2 公園や子どもの遊び場について 年々、町内の青少年が遊べる場所や親子で遊べる場所が減ってき

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		ているように感じられる。子育て世代からも「どこに行ってどのように遊べばいいのか」という声もある。遊ぶ場所について、以下のことを問う。 (1) 現在、子ども（親子）が遊べる公園等は町内にどれくらいあるか。 (2) 雨でも真夏日でも天候を気にすることなく親子が集える施設を設ける予定はないか。 (3) スケートボード練習場、ボルダリングなどの体験できる場所が確保できないか。
8	(10) 有 川 美 子	1 乗合タクシーについて 町民の移動手段を確保するために、乗合タクシーが運行されている。令和3年には運行区の拡大をしたものの町民から不便さを訴える声があり、課題がある。 (1) 神子、鶴田、湯田・佐志エリアの乗合タクシーにおいて、近隣医療機関とスーパーマーケットが乗降場所に指定されておらず、不便との声が多い。除外された理由は。 (2) さつま町運行区域図と地域公共交通時刻表が見つらいとの声がある。地域ごとの路線図にするなど改善する考えは。 2 母子手帳交付事務について 母子手帳の交付を受けるためには、妊娠届出書を提出する必要がある。本町では交付時に保健師による「妊婦相談」を実施しているが、その際、過去の人工妊娠中絶の回数を聞かれるそうだが、その意義は何か。 3 選挙管理委員会の業務について 本町では、巡回期日前投票を実施しているが、投票率は低下傾向である。更なる投票しやすい環境整備が必要と考える。 (1) 投票率を世代別や地域別に分析しているのか。また、巡回期日前投票の効果は。 (2) 投票環境の向上に向けて研究をしているのか。併せて、商業施設に投票所を設ける考えはないか。

令和5年第3回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和5年9月5日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
13番	上久保 澄 雄 議員	14番	川 口 憲 男 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	早 崎 行 宏 君	議事係 長	西 浩 司 君
議事係 主任	杉 元 大 輔 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	副 町 長	高 田 真 君
教 育 長	中 山 春 年 君	選挙管理委員会委員長	坂 元 満 秋 君
選挙管理委員会事務局長	角 茂 樹 君	企画政策課長	小野原 和 人 君
財 政 課 長	富 満 悦 郎 君	保健福祉課長	甫 立 光 治 君
高齢者支援課長	久保田 春 彦 君	子ども支援課長	藤 園 育 美 君
建 設 課 長	原 田 健 二 君	学校教育課長	岩 脇 勝 広 君
社会教育課長	永 江 寿 好 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。

ただいまから、令和5年第3回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

質問通告に従って順番に発言を許します。

まず、5番、中村慎一議員に発言を許します。

〔中村 慎一議員登壇〕

○中村 慎一議員

おはようございます。

一般質問の2日目でございます。通告に従って質問いたします。簡潔な回答をお願いいたします。

1つ目ですが、高齢者クラブ活動等への支援についてです。

さきの8月22日に高齢者クラブの皆さんと意見交換をする機会がありました。懸命に努力されている中で切実な実情をお聞きいたしました。高齢者クラブに限らず、地域サロン、これにつきましても同じようなことをお聞きいたしております。

町長も御承知のとおり、地域における社会活動などの主体となって活動していただいている高齢者クラブやサロン等につきましては、この活動を通して、地域の交通安全や環境美化、またそれぞれの地域の高齢者の皆さん方の健康づくりとか介護予防、これに大きく貢献されてきております。これは十分御承知のことというふうに思います。

ただ、活動が続けられていく中で、クラブの役員やサロンの主催者等の高齢化もあるようですが、役員や後継者の確保が困難な状況下にあると。解散される単老もあって33クラブ2,000人以上いたものが15クラブ800人に満たないところまで来たということです。

逆にサロンのほうは増えてきているようですが、社協の登録サロン67団体、介護予防のミニデイ登録45団体などあります。しかし、中心となる皆さん方の高齢化からの高齢者問題、後継者問題、これは同じようでございます。

運営を続けることも危ぶまれる中で、運営補助金等に係る会計処理とか会計報告、役場等への手続に係る事務などがネックになっている側面もあって、これに対しては何らかの事務支援が必要だと求められております。

行政とされては、任意団体ではあるんですが、自主運営だとしてこのまま置いておけば一つずつ消えていくことにもなりかねません。地域でこのような活動がこれまでそれぞれに続けられてきている、そういうことは大変有意義なことで必要なものであると考えますけれども、こういう事態になってきていることに対して町長はどのようにお考えか。また、行政もしくは関係団体によって協力支援の取組を行う考えはないのか。お答えをお願いいたします。

次に2つ目でございます。地域福祉や介護人材の確保についてです。

介護人材が不足する中で従事者の過重労働が懸念されてきています。小規模事業所にあつては深刻な問題です。昨年からサービス事業所の廃業が続いて、今年に入りましても規模縮小をされたところもあります。命を削りながら続けられているというのが現状です。

昨年来の廃業・休止に対しましては、何とか事業所間でカバーしながらしのいでこられた感がありますが、これは、結局、住民サービスに大きく影響していく深刻な問題であるというふうに理解しています。

日曜日の南日本新聞の1面に訪問介護事業所の休廃止、それから、3面には介護難民の記事が載っておりました。社会福祉協議会が行う介護サービス事業所の記事でしたけれども、遠隔地に住む高齢者への支援が難しいということなども書いてありました。

全国の介護サービス事業所におきましても同じようなことが報じられております。大半は従業員10人未満の小規模事業所。訪問介護とかデイサービス、ショートステイなどが8割を占めるようです。コロナ禍での利用控えとか物価上昇、職員の高齢化、介護報酬の引下げ、これらが原因であるということです。

特に専門職の皆さんは代替えが利かずに過重労働になると従事者そのものがダウンするわけです。要となって働いていた専門職がいなくなりますと利用者の定数を減数せざるを得なくなります。ユニットを削減したり、サービス利用者の受入れや事業所の存亡にもつながっていくわけです。

昨年のさつま園の訪問介護の廃業、のどかのグループホーム・小規模多機能の規模縮小、どちらも旧薩摩地域の事業所です。こういうことが生じてきているわけです。

特に訪問介護などは広範囲に活動できないのが実情です。地域においてサービス利用に影響することになります。結果としては、在宅の高齢者がいらっしゃる家族の皆さん、家族で介護をされている皆さんに大きな負担が及びかねない深刻な問題です。

特に、本年の高齢者実態調査でも旧薩摩地域は外出のできない高齢者数が多いという調査結果が出ております。議場にはタブレットで資料を配布してございますが、傍聴席のほうは資料を挟んであるというふうに思います。その中に高齢者実態調査の内容を記した書類がございます。4ページ、5ページに書いてございますので御覧いただきたいと思いますが。

また、地域福祉の担い手の高齢化など、人材確保も大きな課題です。これにつきましては、過去におきましても、昨年の12月議会、一昨年の6月議会でも質問を行ってききましたけれども、なかなか進展が見られておりません。この点について町長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

〔中村 慎一議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めましておはようございます。

中村慎一議員から高齢者クラブ活動等への支援についての御質問を頂きましたので、お答えをさせていただきます。

まず、質問にお答えする前に本町の高齢者クラブの状況等について若干申し上げておきたいと思います。

令和5年4月1日現在で単位老人クラブの組織数は15組織でございまして会員数が794名となっているところでございます。

平成17年度にさつま町老人クラブ連合会が設立した当時の41組織3,209人に比較しますと組織数で3分の1また会員数で4分の1程度に減少している状況下にあります。全国的にも、減少率は異なるところでございますけれども、同様に減少傾向にあるところであります。

このような急激な減少の理由としまして考えられることは、1つ目に年金支給開始年齢の引上げなどによる現役世代である60歳代の新規会員の加入率の低さ、それから、2番目には高齢者

の地域貢献意識の希薄化、3番目に生活の多様化や趣味の充実などライフワークの変化などによるものが大きいのではなかろうかと考えているところでございます。

このような状況を受けまして、昨年6月に高齢者クラブ連合会の役員の皆様方との意見交換会を開催しまして、その中で会員の加入促進、組織の事務支援、補助金の要件緩和などの要望が出されたところでございます。

その中で、会員の加入促進につきましてはまず高齢者クラブの活動を町民の皆様方に知っていただくことが重要と考えまして、グラウンドゴルフ大会、健康教室、園芸教室などの健康クラブや趣味を広げるためのイベント等を広報紙等でも紹介しながらクラブ会員の募集なども呼びかけてきたところであります。

また、組織の事務支援につきましては、現在、高齢者クラブが社会福祉協議会へ一部事務委託を行っているところでございまして、また、単位高齢者クラブにつきましても高齢者支援課の窓口におきまして書類作成の説明、それから、支援も行っているところでございます。

ただ、運営補助金等に係る会計処理、それから、これに係る事務などが負担となっているとのことでございますので、これにつきましては、今後、それぞれの事務局体制等も含めまして、町、それから高齢者クラブ、社会福祉協議会の3者で事務支援についてどのような対策が取れるのかも協議を行っていきたいと考えているところであります。

それから、地域サロンにつきましては、地域における通いの場として、できるだけ身近な場所にあることが望ましいと私も考えているところでございますけれども、議員からもありましたように、主催者の高齢化による問題、特に後継者の問題につきましては、新たな指導者の育成や隣接する他の地域の団体との連携なども含めまして、全て一律、同様ではなく、その地域、実態に応じた在り方というのを検討していく必要があるのではなかろうかと考えているところであります。

いずれにしても、高齢者クラブや地域サロンにつきましては、各地域における重要な福祉活動団体であることから今後におきましてもそれぞれ地域の実情に応じて健康づくりや奉仕活動等を通して高齢者が豊かな生活を送っていただけるよう組織の運営や活動の推進についてできる限りでの必要な支援を行っていきたいと考えているところであります。

次に、2点目の質問でございます。地域福祉や介護人材の確保についてでございます。

まず、介護人材が不足する中で、介護保険事業所等への支援をどのように行っていくのかという質問でございますけれども、介護人材の不足などにより昨年から今年にかけて4つの事業所が休止・廃止と。先ほど質問でもございましたけれども、そのような形になっている一方、また、新たにサービスを開始された事業所も2か所あるところでございます。

介護人材の高齢化が進む中で福祉職場の人材確保と就職希望者の求職活動を支援する場としまして就職面談会を本年6月21日に町の社会福祉法人の連絡会、それから、町の社会福祉協議会等で実施したところであります。

就職面談会と障がいや障がい者に対する理解・啓発促進として実施しております「さつまるふくしマルシェ」を同日開催しまして障害者福祉事業所の紹介なども行ったところであります。

このマルシェには薩摩中央高校福祉科の生徒も参加いたしまして介護体験、実演会をしておりまして、若い世代の福祉の担い手の確保と育成も併せて行ったところであります。

また、マルシェに参加した薩摩中央高校の福祉科の生徒は就職面談会の面談を受けており、町内にある社会福祉法人の話を熱心に聞き入っていたところであります。高校生からは町内にこれだけの法人があることを知ることができてよかったという声も聞くことができています。

さらには、新たな試みとしましてさつま町ものづくり振興会の事業に合わせまして福祉科の3年生の生徒を対象とした特別養護老人ホーム3事業所の見学会も実施されたところであります。これらの生徒が高校卒業後にさつま町の介護施設等への就職を期待するところであります。

次に、地域福祉の担い手の高齢化等により人材の育成・確保も大きな課題となっているという御質問でございますけれども、地域におけるいわゆるおたすけ隊につきましては現在までに4団体が設立され、それぞれの地域で支援を行われているところでありまして改めて感謝を申し上げます。

これらの団体をモデルとしまして、さらに活動を広げていくために、今年度、さつま町地域生活支援団体活動支援事業を創設いたしまして事業支援も行っているところであります。この事業の活用によりまして、今後、新たに複数の団体が設立される予定となっているようでございます。

さらに、社会福祉協議会におきまして、9月から10月にかけて宮之城地区、鶴田地区、薩摩地区の3地区を対象とした支え合い協力員養成講座を開催しまして、支え合いネットワーク互助事業や町内の支え合い活動の紹介などについて講義を頂き、新たな地域生活支援団体の立ち上げについても推進を図っていきたいとしているところであります。

また、現在、令和6年度からの第2次さつま町地域福祉計画・地域福祉活動計画及びさつま町高齢者福祉・第9期の介護保険事業計画の策定に当たり、地域福祉座談会の開催や介護事業所へのアンケートも行っているところであります。

これらの結果等に基づきまして、地域や介護事業所等の実情を確認いたしまして福祉職や介護職の成り手不足を解消できますよう町としましてもどのような支援ができるか検討いたしまして対策を講じていきたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○中村 慎一議員

重要な福祉活動であるといったようなことで御答弁を頂きました。

ただ、ここで一つ確認しておきたいということでございます。あらゆる職場で働き手が不足している状況下です。高齢者に対しましても、まちの生産現場とか環境分野、社会活動、福祉活動、中心的な活動主体になっていただいているわけです。

行政が政策を推進するに当たってシニアの皆さんたちが参加して協働していただかなければ進められない位置づけにあると私は思います。いろんな面でシニアの方々の活動とか存在がなければ町が機能しないと言っても過言ではないんじゃないかなというふうに思うんです。

重要な福祉活動であるというふうに表現されましたけれども、シニアの方々の位置づけ、これは、町長、ただ重要な福祉活動であるということだけでなく、何か表現の仕方があるんじゃないかなと思うんですが、今日は傍聴人もたくさん見えておりますけれども、どういう評価をされていらっしゃるか、そこを一言お願いしたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

高齢者クラブにおきましては、それから、また地域サロンも同様でございますけれども、地域の福祉活動にはなくてはならない組織でありまして、その運営に当たりましては、高齢者の存在、活動があつてこそと高く私も評価いたしているところであります。

シニアの方々という表現で申し上げさせていただきますけれども、この方々につきましては、これまで培ってきた経験、豊富な知識、それから技能等を含めまして多くのものをお持ちだと思っております。

これをしっかりと生かしていくことがまた地域にとって重要なものと私は考えているところでございますので、今後におきましてもこういう方々の力を借りながらしっかりとまたまちづくり

につなげていく必要があると私は認識しているところでございます。

○中村 慎一議員

非常にそういうことで理解していただいているということに対しましては敬意を表したいというふうに思います。

それから、もう一つ加えてお聞きしたいことがございます。従来から町の予算編成などは同じような形で編成されてきていらっしゃるというふうに思いますが、これだけ高齢者の多いまちになりますと政策のシフトを変えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

「組織再編を」ということで昨日も説明がございましたけれども、高齢者に係る施策、従来どおりの担当課に任せっきりでなくて、昨日もありましたけれども、危機管理の横にスタッフを置いて、人生100年を推進すべく、シニアが輝くまちづくり、高齢者の皆さんが悠々自適に社会活動を楽しみ、生活を謳歌するまちづくり、これを全体的に推進する仕組みをつくるということも大事じゃないかなというふうに思います。

身体機能が衰えてフレイルの状態になっても人生100年を目指す、体力づくりや健康、予防、高齢者の活動を支援して高齢者が元気なまちを目指す、これがこのまちの意思だよというようなことでこういう支援を役場を挙げて総力を挙げて考えていただきたいというふうに思うんですが、町長にお答えいただければありがたいです。

○町長（上野 俊市君）

現在、本町を含め日本全体が人口減ということでこれまでに経験したことのない時代に突入してきておりまして、本町におきましても人口減対策、子育て、移住・定住という形で力を入れてきているところでございます。

今、中村議員からも言われました人生100年時代と言われる今日、高齢者の方々がしっかりと今を生きているということが実感できるような社会にしていく必要があるかと思っているところでございます。

町の基本計画でございますこの施策の中にも「高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせるまち」と。この実現に向けて取り組むということで明記いたしているところでございます。そのようなことからこの関係等についてはしっかりと対応していきたいと私は思っているところであります。

今、言われました危機管理の横にそういう専門の職をとというようなこともございましたけれども、これにつきましては、また庁内の行革本部会議等々でしっかりと議論しながら対応していきたいと思っているところであります。

現在も、私の指示等を直接伝えるということもやっているわけでございますけれども、専門部署の関係等については、こういう庁舎内の中でしっかりと協議して、どういう形で、命令系統、それから施策がしっかりと進められるかというのは検討させていただきたいと思います。

○中村 慎一議員

しっかりと対応していきたいということではありますが、役場の組織は縦割りでありまして横断的な取組というのがなかなかこれまでもあまりできていないというのが実情だというふうに思います。そこらをしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

2つ目の質問に移りますが、今年、高齢化率が42.4%、10年前、平成25年ですが、35.5%。7ポイント増えました。これは急激な人口減少によるところが大きいわけです。

最近の10年間の人口動態では前期高齢者が一、二割増えています。後期高齢者は3割ぐらい減少しています。

ただ、85歳以上のところで、特に90歳以上ですが、この年代で10年前は600人台だった

たのが今は1,000人を超えています。5割増しで増加してきています。国の推計値でもしばらくはこの状態が続くということであります。

本町の場合、構造的には、戦後生まれの団塊世代、これの少し後の世代が一番多いです。となりますと、この方々は昭和25年から29年生まれぐらいの方々ですが、2年後ぐらいしますと後期高齢期の中心となって推移していくということになります。まさに高齢者のまちになってきています。

これだけ高齢化が進んで若い世代が少なくなってきましたと働き手の中心はシニア世代に移っていくことになります。定年延長とかがあります。働く人も少ない。町外からの働き手も多くなっているというふうに思います。

介護の従事者の中心というのは60歳代ということです。それでも同業種とか異業種からの退職者が中心だと。従事者も高齢化が進んで既に施設の中でも老老介護が進んでいると。そうなってくると施設を縮小せざるを得ないんだというところまで来ているというお話をお聞きします。

ある業種の方が言われるには、もう後継者がなくて廃業するしかないなという、そういう話もありました。ここが大事なポイントだというふうに思います。昨年も訪問介護事業所で職員を募集されても応募がなくて廃業されたということであります。深刻な問題になってきております。

こういう問題、課題がある中で私たちのまちの行政というのはこれに関与できないんでしょうかね。どうなのでしょう。

○町長（上野 俊市君）

関与できないのかというようなことでございますけれども、関与の仕方、そのやり方かと私は思っております。今、人材不足の関係等につきまして申し上げられましたが、非常に、今、介護事業所だけの問題でなくて全ての業種に通ずる大きな問題であります。

行政としては、いろいろな金銭的な支援も行っておりますけれども、今後、金銭的な支援だけでなく、どのような対応ができるのか、関与ができるのかというのは、これをどういう形で進めていくかというのは検討しているところであります。

具体的にどういう形でというのが見つけられない、即効的な効果がどんな形で出てくるのかというのがなかなか見えないところであります。施設の関係等についても経営上の問題もあって入れたくても入れられないというようなものもあろうかと考えているところであります。

ただ、福祉・介護等の分野における新規の人材確保につきましては、先ほど薩摩中央高校の例を申し上げて回答いたしましたけれども、町内の事業所の状況をしっかりと若い方々に知ってもらおうというのも大事ですし、そういう機会をまた行政でつくっていく、そういうのも私はできるものと。関与の一つだと私は思っているところであります。

様々な新規就職等の事業補助制度も、もう少し使いやすい、活用しやすいような制度に変えていきながらまたこういう人材確保も図っていきたいと考えているところであります。

また、地域の人材育成の対策としましては、生活ボランティア養成を行うというようなことも必要かと思っておりますので、これにつきましても段階的に推進していきたいと思っているところでございます。

○中村 慎一議員

ありがとうございます。検討してきているんだが、なかなか打開策がないというところのようでございます。内部検討ということであろうというふうに思いますが。

ここで、若干、配布しました資料につきまして御説明を申し上げたいというふうに思います。タブレットなんですけど、人口ピラミッドの資料をお配りをしてあります。

一番上が国の人口ピラミッドです。がくと棒線が下がっているのは昭和15年ぐらいから

20年ぐらいの戦時中の出生の関係です。それから、その後に団塊世代が増えています。そして、2つ目のピークがありますが、これはベビーブームです。現在、50歳ぐらいの方々ですね。こういう2つの山。

これは日本の全体の数字です。その下が鹿児島県の人口ピラミッドですが、このベビーブームの山が鹿児島県の場合はないようです。なくなっています。小さいですね。団塊世代はいるんだけれども、ベビーブームの世代が県内に在住していないという、そういう状況です。

一番下はさつま町の人口ピラミッドです。これを見ますと、詳しく書いたんですが、団塊世代が全国に比べて5年ぐらい遅れて来ています。そして、ベビーブームのピークがございません。こういったような状況です。

ですから、団塊世代、さつま町の場合は5年ぐらい遅れていますが、これが介護のピークになる85歳。あと10年ぐらいしたらそういうことになっていくようなことであります。

その後ろのほうに帯グラフをつけてございますが、下のほうの帯グラフのグリーンの一番上のライン、これは90歳以上です。ここがだんだん増えてきていますということで100歳以上も相当増えてきているようです。こういう状況になって推移してきているということでもあります。

その次の4ページ、5ページは、民生委員さんたちに毎年調査していただいています、この結果です。右側の欄にあります病気、外出不可とか、それから準寝たきり、寝たきりという方々が、合わせて、下のほうに、数字、統計を出してありますが、313から7人まで、356人いらっしゃいます。この方々が訪問介護の対象者になるということになります。

それから、病気だが外出できないという方々が1,320人いらっしゃいますが、こういう方々はデイサービスの対象者になるというふうに理解していただきたいというふうに思います。先ほど言いましたように、18、19、20、求名、中津川、永野、ここのところの数字が大きい数字が出ているということで先ほど御説明を申し上げました。

それから、5ページは、それぞれの生活の困り事とか生活の状況、そういうのを書いてございますので御覧いただきたいというふうに思います。

今、説明を申し上げましたが、介護は、今、昭和の1桁の皆さん方が中心です。戦前生まれの皆さんですね。2025年問題というのが先ほど言いました団塊世代の方々が75歳になるということでは言われている部分です。

本町で一番多いのが70歳前後、昭和25年から29年まで、現在、69歳から73歳、この方々が、15年後、介護の適齢期になります。適齢期という表現がいいのかどうかですが、町内のサービス事業所がどういう状況になっているかと。介護サービスが営まれているんだろうかということですね。

それと2つ目に、今でさえ90歳代が増えてきてサービス事業所の存在が危ぶまれている中に介護に係る公的サービスをさつま町の場合は維持できるかということですね。

それと、3つ目に、実態調査で明らかのように、高齢者の独居世帯、2人世帯、これは半数以上あると。家族介護者を確保できるかという問題。

それから、4つ目が特老の入所待機問題もありましたけれども、これまで、グループホームなどを充実しまして、ある程度、利用者サイドでサービス事業所を選べる体制づくりを目指してきたつもりなんです、これもおぼつかなくなっているということでもあります。この多くの課題があります。

こういう多くの課題があるんですが、これらにつきまして、町村会等で過疎地の実情を国に訴えて、介護報酬の問題ですけれども、過疎地もしくは遠隔地への加算、特例措置、こういったことなどをお願いするとか働きかけをしていくとかこういったことがこれからは特に必要になって

いくというふうに思うんですが、これらについて、これまでどういうことだったのか、お答えを頂きたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

非常に今こういうグラフ等で示していただきまして改めてまた実感として受け止めたところであります。

これまで、担当課といいますか、高齢者支援課のほうでは県全体のいろんな調査、アンケート等を取りまとめて国への要望も行っているところでもございますけれども、今、議員からもありましたようにこれはさつま町だけの問題ではないと思っております。

町村、市、町、全体が抱える言わば国の大きな課題でもあろうかと思っておりますので、今、ありましたように、10年後を見据えたときに本当に介護事業所等が維持できるのか、それとこういう自治体の介護関係について本当にどうなっていくのかというようなことも踏まえまして、また、町村会のほうでは要望等も上がっておりますので、またこういうのも声を上げて、将来的には単独でできない部分というのは必ず出てくると思っておりますので、国がしないといけない部分というのは必ず私はあろうかと思っております。

そこについては国がしっかりとしていく。今度の子ども・子育ての関係等もございますけれども、高齢者も私は一緒だと思っております。国がしっかりとここあたりは支えていかないことには人口が減っていく単独の市町では難しい時代が必ず来ると思っておりますので、ここについては声を大きくしてまた町村会等でも要望していきたいと思っておりますのであります。

○中村 慎一議員

しっかりと声を上げていっていただきたいというふうに思います。これは国の問題であるというふうに思いますが、これは地方の問題なんです。そこをしっかりと正していっていただきたいというふうに思います。

根本的に2025年問題、サービス事業所の介護力を補完できるように地域包括ケアという考え方があります。その下に地域の福祉力を高める必要があると。そして、主催者や参加者が活動しやすいように継続できるようにその活動を対象に費用やポイントを出すようにさつま町は制度化を進めてきました。

介護保険の地域支援事業に総合事業B型のミニデイとか移送サービス、介護支援ボランティアとか元気度アップ・ポイント、これがそうです。最初は地域サロンの皆さん方は資金がなくて運営が大変でした。

そこで、平成24年度から、サロン等の従事者に対しまして、介護支援ボランティアのポイント制度とか、それから、同じ年から参加者への元気度アップ・ポイント制度、これを始めたんです。国が制度改正をしまして、そのあと、総合事業のミニデイサロンとか移送サービスの制度化を図りました。その活動に定額の支援をしてきているということなんです。

そうすることで地域の支え合いの活動とか介護予防事業が広まってきました。そして、地域の見守りとか高齢者の孤立化に対応できるということになってきているんです。

今では介護認定率も19%に下がってきているということでありまして。従来、21%とか20%とかあったのが19%まで落ちてきているということでありまして、そういう成果があったのかどうかなんですけれども、そういう取組につきまして町長はどういう評価をされているんでしょうか。そのところの説明をお願いしたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

先ほど「国が」と申しましたが、私は国ができる部分は国がすべきだということで御説明を改めてさせていただきたいと思っております。

先ほど来ありました総合事業の関係等については議員が現職時代にいろいろと取り組まれてきた部分でもございまして、それぞれの事業の中身の関係等については担当課長のほうから説明させますけれども、全体的には、地域福祉のほうの力を高め、福祉力の力を高めて主催者や参加者が参加しやすいように変わっていったと。介護予防のための事業がしっかりできてきたということについては全体的に見ますと非常にいい事業だったと。それは私も評価いたしているところでございます。

○高齢者支援課長（久保田春彦君）

総合事業につきましては先ほど議員のほうから話がありましたようにいわゆる介護保険事業を行政だけではなく地域の支え合いによって進めていこうというところで、それぞれの市町村の実情に応じたサービスということになっております。

その中で、いろいろな制度や事業を作成して地域に依頼する中でなかなか定着しない部分に費用負担の制度を設置されて、現在までシステムが構築されて機動しておりまして、各地域における介護予防の事業は非常に有効な状況だと思います。

地域支援事業が始まりまして地域の人材を活用した事業や介護予防のポイント事業などさつま町でも各事業にこれまで取り組んできたところでございますが、なかなか介護の専門員も限りがあり、地域の互助活動が必要なことや自分自身の健康に気を配って介護予防をしなければならぬことを地域に周知・啓発してきていただいているところでございます。

その結果、現在のとおり、自らの健康づくり、地域の互助活動に関心を高く持っていただいているのではないかと考えているところです。引き続き住民の方の健康増進や介護予防に御協力いただくように町としても様々な支援をしていくことを考えているところでございます。

○中村 慎一議員

評価している、取組を進めているということではありますが、生活支援の活動がなかなか広まらない。4団体のままで推移してきています。

今年、3万円上限の生活支援にかかります半額補助事業に取り組んでいただきました。現在、6団体が対象になっているようです。新しい団体には立ち上げ支援に定額3万円が上乗せされるということでもあります。

話を聞きますと「生活支援の活動というのはぜひ必要なんだ。だから始めたいんだ」という話を聞いたりします。

ただ、資金は公民会からというところもあります。これについてなかなか活動が広まらないのは自己資金がないというのがネックだったんです。最初の頃のサロンの活動と一緒になんです。

今回の説明では、燃料代とかには使っていないんだけど、人件費に当たる活動費には使えないということで3万円をもらうのに6万円使わないといけなくなると「どうしようか」とか「ちょっと厳しいね」と言われるところもあります。

草刈りなんかは自主財源がないという中では燃料とか替え刃を持ち寄って作業されます。替え刃も、安くて1,000円しないのもありますけど、1,000円ちょっと以上しますよね。時間500円もらっても費用的には合わないボランティアであります。

社協も、先ほど生活支援の養成講座をされるということではありますが、2分の1補助ということよりも、活動そのものに費用を出してあげないと団体というのは広がらないというふうに思います。定額補助に切り替えて、シニアの皆さんたちがこういう活動は必要だと言われるところ、そこを伸ばしていったほしいというふうに思うんです。

高齢者の生活が破綻しないように文化的な生活が維持できるように周りで支援すると。ごみ出しの問題も昨日ありました。戸別収集の話もありました。孤立する高齢者の話もありました。こ

ういう部分に対応できるんですね。生活支援という活動。

これはぜひ広がりを見せてほしいと思うんですが、これは必要性があるのかなのか、そこらを町長はどう判断されていらっしゃるでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

生活支援グループの関係等については地元の有志によるボランティアグループということで設立された経緯等もございます。

人件費等については、先ほど中村議員からありましたが、利用者あるいは公民会から費用を出してそれを使いながら運営しているという状況であると思っているところであります。

そのようなことから、今回、そういう補助事業の制度設計を行ったわけでございますけれども、事業説明会における各団体等の意見をお聞きしますと今言われるような人件費等やもう少し使える支援ができるような形に変えてもらえないかというような要望は出ているということでございますので、これにつきましては来年度に向けてやっていきたいと思っております。

人件費だけでなく、活動しやすいように、活動が活発化、またそういうところでモデルとなるような団体ができていけばまた生活支援グループも増えていくんじゃないかなと思うので、これについては制度の内容について見直しを行っていききたいと思っております。

○中村 慎一議員

来年からということではありますが、現場をよく見聞きしていただきたいというふうに思います。結局、地域サロンの活動に対する支援というのは介護保険事業の中でできるんです。ただ、生活支援が難しいんですね。ケアマネが介在しないとできないという部分がありましてなかなかできないんです。

ですから、一般会計で予算化されていますが、ここのところの活動を広めていくとなってくると活動そのものに対する支援というのをを出していかないと広がらないというふうに思います。

もしこれを町長が今年から切り替えてするといったことになると恐らく新聞が大きく取り上げてくれるんじゃないかと。優良事例、そういったことでしてくれるというふうにも思います。

そういうことで町民の活動がもうちょっと広がるようにシニアの皆さんたちの活動が継続していくように達成感のある活動になっていくようにぜひ取組を。考え方を変えて。高齢者のまちです。シフトを変えて取組を進めていただきたいというふうに私は思います。

何かこれにコメントがあればよろしくお願いいたします。

○町長（上野 俊市君）

私も改めて現場目線でしっかりとこれは確認しながら進めていきたいと考えているところであります。意識的にも、高齢者が希望を持てるまち、これの実現ということを掲げておりますので、これにつきましてもしっかりと対応させていただきたいと思っております。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で中村議員の質問を終わります。

次は、6番、上別府ユキ議員に発言を許します。

〔上別府ユキ議員登壇〕

○上別府ユキ議員

皆さん、おはようございます。

まず、最初に8月20日に開催されました「あなたも1日議員」は大変お世話になりました。さつま町内の小中学生11人が町政への質問や提案を行い、町長をはじめとする執行部の皆さんには真摯に対応していただき、深く感謝申し上げます。

農業のこと、商業のこと、それから環境のこと、学校の跡地のこと、給食のこと、それから、

移動販売や高齢者や障がい者に優しいまちづくり、子供たちが楽しめるまちづくり、それから少子化対策など子供たちの目線で自分たちのさつま町がよりよくなるようにという思いが込められた一日だったのではないのでしょうか。この子供たちの思いが少しでも反映され、実現されることを要請したいと思います。

私もさつま町の子供たちの施策に対する質問を2点ほど通告しておりますので、御回答いただきますようお願い申し上げます。

まず、放課後児童健全育成事業についてです。

労働等により保護者が昼間に家庭にいない小学校に就学している児童に対して授業終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、家庭・地域との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう学童クラブを設置し育成及び指導を行うことを目的にさつま町放課後児童健全育成事業の条例が制定されています。

そこでさきの3月定例会で一般質問した2つの案件について進捗状況を伺いたいと思います。

1つは、薩摩地区3小学校再編に伴う放課後学童クラブ運営の方向性についてはどのように進んでいますか。

2つ目、放課後学童クラブのない地区の今後の開設に向けた動きについてはどのように進んでいますか。

3番目、これからの放課後学童クラブの改善すべき課題は把握できていますか。

という3点。

次に公園や子供の遊び場についてです。

年々、町内の青少年が遊べる場所や親子で遊べる場所が減ってきているように感じられます。子育て世代からどこに行ってもどのように遊べばいいのかという声を聞きました。そのような中、さつま町の遊ぶ場所について以下のことを問います。

1つ、現在、子供・親子が遊べる公園等は町内にどれぐらいありますか。

2番目、雨でも真夏日でも天候を気にすることなく親子が集え遊べる施設を設ける予定はないですか。

3番目、スケートボード練習場やボルダリングなどの体験のできる場所を確保できないですか。以上です。よろしく御回答ください。

〔上別府ユキ議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、上別府ユキ議員からの御質問、まず、放課後児童健全育成事業についてでございます。

1点目の薩摩地区の3小学校の再編に伴う放課後学童クラブ運営の方向性についてでございますけれども、現在、各小学校にある3か所の放課後学童クラブ、中津川小学校隣接の恵光学童クラブは今までどおり運営を継続しながら、また薩摩農村環境改善センター内に新たに1か所新規開設し、2か所の放課後児童クラブで児童をお預かりする予定といたしているところであります。

当初、学校再編に伴いまして放課後児童クラブも1か所でお預かりできないかということも意識してきたところでございますけれども、薩摩地区は放課後学童クラブ利用登録者の利用率が高く、再編し、通学バス利用となっても今後も利用希望がある方が多いことが保護者と協議する中で判りまして、2か所での開設といたしたところであります。

2点目の放課後学童クラブのない地区の今後の開設に向けた動きについてでございますけれども、対象地域の保護者へアンケート調査を実施いたしたところであります。

調査の結果、利用を希望する保護者が多く、開設を望む保護者のニーズも判ったところであります。今後、開設場所や運営について協議し、保護者への説明の機会を設けていく予定としているところであります。

3点目のこれからの放課後学童クラブの改善すべき課題は把握できているのかということでございますけれども、課題は放課後児童支援員の確保であります。これまで他の質問等の中でも人材不足ということが挙げられておりますけれども、学童クラブの関係等についても支援員の確保がなかなか難しいということを課題として捉えているところであります。

改善策の一つとしましては放課後児童支援員の研修会を7月に開催いたしているところであります。これは支援員のスキルアップと各学童クラブ同士の連携を図りながら働きやすい環境をつくる一環として実施したところであります。来年度以降も引き続きこれを実施していく予定といたしているところであります。

今後も、子供たちが安心して安全に過ごせる場所や支援員の確保に努めていきたいと考えているところであります。

次に、公園や子供の遊び場についてでございます。

先ほど上別府議員からもありましたように先般行われましたあなたも一日議員の中でも子供たちの中から遊び場の問題やら多く出されたところでございます。

まず、1点目の現在の遊べる公園等の数でございますけれども、町には都市公園と児童遊園地が合計で21か所ございます。そのうち遊具設置は13か所となっており、30基の遊具設置をいたしているところであります。

本年度におきましては、宮之城運動公園緑地広場内の複合の遊具、これを更新する。今、進めているところであります。また、県立北薩広域公園内のふるさとゾーン大型冒険遊具、同園内ののびのびゾーンに複合遊具もあるところでございます。

また、公園とは若干違いますけれども、認定こども園クオラキッズ内のさつま町子育て支援センターではコロナウイルス感染症が5類になりましたので感染拡大防止のために実施できなかった園庭開放を未就学親子を対象に再開していただいているところであります。

そのほか、きららの楽校やこども図書館も青少年や親子で利用できる施設であろうかと考えているところであります。

2点目の雨でも真夏日でも天候を気にすることなく親子が集える施設を設ける予定はないかということでございます。

先日、子育てサークルで乳幼児の子育て中の保護者とお話もさせていただいたところでございます。その中で出たのが、今、おっしゃるような「どこでも天気を気にすることなく遊べるような場所が欲しい」との声を直接お聞きしたところでございまして乳幼児の親子がいつでも集まれる場所の必要性というのを肌で感じたところであります。

このような御意見等も賜り、また、この必要性というのもあることから担当課へは設置に向けた検討をするよう指示いたしているところであります。これにつきましては、現在使っていない町有施設等を利用しながらできないかということで、今、これの検討もいたしているところであります。

設置につきましては継続的に運営していくためには安全性・利便性、それから受けていただける場所をしっかりとさせていただくというのも大事でございますので、これにつきましては今後しっかりと関係者とも協議しながら進めていきたいと考えているところでございます。今しばらくお時間を頂きたいと思います。

3点目のスケートボード練習場、ボルダリングなどの体験のできる場所が確保できないかの

ことでございますけれども、スケートボード練習場につきましては県内に阿久根市の番所丘公園スケートボード場をはじめ公園併設が2か所、民間運営施設が5か所の計7か所あるようでございます。

ボルダリングを体験できる場所としましては薩摩川内市の総合運動公園のわんぱく広場の遊具のところに民間施設があるようでございます。

また、民間施設が南さつま市の大坂ボルダリング施設と鹿児島市のキロニコボルダーパーク、メテオスーパードームの3か所あるようでございます。そのほかとしまして、スポーツジムでトレーニングができるような施設もあるようでございます。

なかなかボルダリングの関係等についてはけがや事故等も考えられるということで、常時、管理・指導できる方がいないとなかなか難しいということもあります。また、整備していくためには非常にハードルがいろいろ高いと考えているところであります。

公園等に設置する場合も安全性を考慮して設置していかなければならないと考えているところでありますが、現在、スケートボード場の練習場については今後の課題として検討していきたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午前10時40分とします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○上別府ユキ議員

それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

学校編成に伴う学童クラブ設置の件ですが、当初、1か所の開設を考えていたが、現在、2か所を検討しているということですが、その経緯などをもうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○子ども支援課長（藤園 育美君）

まず、1か所で検討した経緯といたしましては、町内学童クラブの利用登録者の利用率は平均4割から5割、多い日でも7割8割となっております。そういう状況。あと、通学バスの利用の方の利用が少ない。

そちらのところをお伺いしますと、通学バスで帰ると自宅の近くのバス停に4時半に帰り着くと。親御さんは5時頃にもう帰ってくるので時間が短いから在宅で大丈夫ですというような御意見等も今までもお伺いしておりましたので、3か所の学童クラブを1か所に再編しても学童クラブ1か所当たりの利用定員以内での運営が可能と考えたこと、あとは現在の開設場所や運営の課題もあって1か所というところで御提案させていただいたところでした。

その中で再編協議会のほうに私どものほうも参加させていただいておりまして、保護者の方々の御意見をお伺いするとバス通学をしても学童クラブは利用したいという意見をたくさん頂きました。

そこで、そうなった場合、利用定員というのが1日に1つの施設で40人なんです、それを

超過する日が出てくるのではないかなというような予測ができたものですから2か所での開設を検討したところでございます。

○上別府ユキ議員

2か所検討しているということですが、もう1か所目の運営についてはどこまで進んでいるんですか。というか、委託する業者とか、そういうのも含めてお願いします。

○子ども支援課長（藤園 育美君）

新たにつくる学童クラブ、児童クラブの運営につきましては、今まで2つあった学童クラブを1つにまとめるという考えで現在進めております。そうなった場合、現在、永野の学童クラブの運営を引き継いでの運営というところを検討しているところです。

○上別府ユキ議員

判りました。では、正式に設置が決まったときにはまた御報告くださるということでよろしくをお願いします。

もう一つ、再編に伴う学童クラブの設置の件で新しい小学校の改修工事等が来年4月から12月までの長期間計画されているようですが、その間の学童クラブのありようというのはどうなりますか。

○子ども支援課長（藤園 育美君）

新しい小学校での改修工事が4月から12月まで計画されているようです。その期間についても教育委員会のほうと協議しておりますが、学童クラブは、4月より、継続する中津川小学校隣接の恵光学童クラブはそのまま行きまして、さらに新たに設置する学童クラブも4月から始まります。最初から2か所で受け入れをする予定です。その中で学童クラブの利用者につきましては帰りの通学バスで学童クラブまで送っていただけるように現在協議中です。

○上別府ユキ議員

では、この件につきましては、正式な報告を待つということで理解しました。

次の質問についてです。

学童クラブのない地区の件です。アンケートを取り、たくさんの必要を求める声が上がってきたということで、開設に向けての動きが進んでいるというふうに理解していいでしょうか。

そこで、アンケート時点での必要を求める声と実際に動き出して登録する数、そして、実際に利用する数を見極めていく必要があるということもお伺いしましたが、今後、それを踏まえてどういうふうに動いていけますか。

○子ども支援課長（藤園 育美君）

現在、対象地区の保護者の方全員にアンケートをお願いいたしましてそのアンケートの集計結果だけが私たちの手元にある状況です。その集計結果を見まして、ニーズがあるということは判りましたけれども、上別府議員が今言われますようにニーズがあっても実際に利用するとなるとどれぐらいの児童の方が利用するのかというところがなかなかつかめないところでございます。

そこで、現在、PTAのほうにお願いをして、いつかPTAの方を対象に、利用希望の方だけでいいですので、私どもの学童クラブというのはこういうものですか、あるいは、保護者の方の要望をお伺いする機会をつくっていただくようお願いしているところです。

○上別府ユキ議員

それでは、それを理解した上で、実際、利用者数が一定になっていくように進めていくという方向で開設は進んでいくんですね。そういうことになるんですか。

○子ども支援課長（藤園 育美君）

実際の利用者を把握しないことには運営する場所とかあるいは支援員の数とかそういうところ

をなかなか決めることができないものですから、まずはそこを把握して次の段階に行きたいと考えております。

○上別府ユキ議員

それでは、今後、そういう動きを踏まえた上で確実に学童クラブのない地区に子供の居場所としてよりよい学童クラブが設立できましたというような報告ができることを望みたいと思います。

次の質問である学童クラブの課題ということですが、学童支援員の不足を挙げられ、働きやすい環境づくりのための研修会等を開いていくということでしたね。

ここで現場の支援員さんたちの声です。

「私たち支援員の仕事は、子供の安全を守りつつそれぞれの年齢や発達を踏まえて遊びや生活を楽しめる環境を保障し、安心できる人間関係を築いていけるよう援助することです。増えてきている発達障害を抱える子供たちに適切に対応することも大事です。要は子供たちの大切な居場所をつくっていくことです。

また、保護者に子供の様子を日常的に継続的に伝えることや保護者の方々の思いを伺うことも大事です。これも一つの仕事です。

また、保育や運営・企画に関する課題について支援員同士で情報を共有し自らの関わりを振り返りながら子供理解を深め合うことも欠かせません。子供と保護者を支え励ますという学童支援員の役割を改めて認識しています。でも、何せ多岐にわたる仕事内容です。多忙です」と語っていただきました。

ある保護者の方の声です。「学童クラブにお世話になる前は、正直、学校が終わってから子供が夜まで家に帰れないのはかわいそうとか宿題ぐらい見てくれて親の迎えまで時間を潰すところぐらいに思っていました。

しかし、実際、子供が学童クラブに通うようになり、支援員さんたちは子供と一緒に遊んでくれるし、子供たちも心を開いている様子で子供たちへの接し方が本当にいいなと感心しました。働く親にとっても子供にとっても学童クラブは大切なところですよ。学童クラブは子供たちにとっても保護者にとってもなくてはならないところだと思いますが、運営の大変さ、労働環境、処遇改善がまだまだ不十分なこと、多岐にわたる仕事内容を考えると課題はたくさんあるなと感じます。保育の質を保つことの研修の機会などしっかり保障されることが大事です。

施設自体も借り物ではなく、きちっとした学童館みたいな子どもたちが伸び伸びと生活できる広さを兼ね備えてほしいものです。

しっかり地域に根を下ろし、子供、笑顔いっぱいの居場所がずっと続いてほしい。そのために制度をしっかりと整えていくよう保護者も声を上げる必要があるなと思いました」以上が現場からの声です。

学童クラブの課題の一つである保護者が払う利用料金についても安価であってほしいと思うのですが、各児童クラブでばらつきがあります。その改善も今後考えてほしいところです。

放課後児童クラブ利用料の軽減については先の全国知事会で国に要望し、基本的に前向きに受けてもらったという報道がなされていますので、今後、何らかの進展があるかと思われます。

それから、町内学童クラブの設置者及び支援員、保護者、関係者が連携を密にしてさつま町内の学童クラブの啓発、普及、発展を図るためにさつま町学童クラブ連絡協議会がこの9月に設立されます。民間は民間で内容充実のため、互いに研鑽し、情報交換するなど連携を深めることの必要性を感じてのことです。

児童の数は減っていく中、学童クラブの利用者数は横ばいということを聞きました。今後、ますます学童クラブのニーズは高まります。官も民も力を合わせて働く保護者や子供たちのために

よりよい放課後学童クラブを構築できますよう要請しますが、ただいまの学童クラブの課題について、町長、何かお考えはございますか。

○町長（上野 俊市君）

課題については冒頭申し上げたところでございますけれども、今、上別府議員からもございましたように、今回、また協議会も設立されるということでございまして、またそういう中で情報を共有しながら真に何が今必要なのかというのはまた担当のほうも担当課も含めましてここについてはしっかりと対応していきたいと思っているところでございます。

○上別府ユキ議員

では、今後、学童クラブがますます発展しますように要請したいと思います。

次の質問に移ります。

現在、子供、親子が遊べる公園についてのお答えを頂きました。さきの行政改革の個別施設計画では直営の児童公園は、橋ノ口、堀畑、青芝野、西ヶ迫など、数件が廃止と計画されましたが、それらは機能がない、活用がない、利用がないなどの理由での廃止計画です。

先ほど申されました都市公園、それから21か所、30基の遊具施設を持つ公園などについては、維持管理、それから現在のニーズに合っているかどうかについてはいかがですか。

○子ども支援課長（藤園 育美君）

児童遊園地、都市公園に関しましては、遊具に関しましては、都市公園は、毎年、児童公園につきましては必要に応じて劣化診断をして必ず修理を計画的にしております。

その中で、今、毎年、遊具の安全性を見極める劣化診断の基準というのはとても厳しくなってきております。ですので、昨年、大丈夫だった、あるいは修理して大丈夫になったものも今年は安全域が足りないとか、遊具の劣化ではなく、周りの環境の状況でなかなか使えない遊具になってしまうこともございます。

遊具につきましては、今回、都市公園の方を1基更新するということですが、年齢に合った遊具というのなかなか設置できていない公園もございますが、現在の遊具の修理というところにまず重点を置いて、その中で、先ほど上別府議員もおっしゃいました遊具のない公園としての機能のない公園の廃止をして、そのあとで次の段階というところで考えているところです。新しい遊具の設置というのは次の段階で考えているところです。

○上別府ユキ議員

先ほどの回答の中に北薩広域公園の話が出ました。北薩広域公園ということは県の管理でもあるんですけども、利用者の中の声としてこういうのが上がってきました。

「北薩広域公園は虎居方面からの入り口が分かりにくい」「遊具が少ない」「上の子と下の子の遊べる場所が離れ過ぎている」「園内の池が汚いままになっている」というお叱りの声をもらいました。

この声を県に伝えてください。利用者の声を反映していただきたいと思っております。この件については、伝えていただくということでよろしく願いしたいと思います。

雨の日でも真夏日でも天候を気にすることなく親子が集える遊び場・施設を計画する予定はないかということで先ほど町長のほうから今計画を少しずつ進めているという回答がございました。

私も多額の予算をかけずとも現在ある施設をリノベーションしてまちの現在の身の丈に合った施設を着想とアイデアで子どもたちの楽しめる施設にしてくださいということをお願いしたいと思います。

それに向けては確実に業務進行中ということで理解してよろしいですね。何かございますか。子ども支援課長、その件では。

○子ども支援課長（藤園 育美君）

先ほど町長の答弁にもございましたとおり、現在、町長に指示されまして、どこかそういう場所がつかれないかというところでいろいろな施設を見ているところなんです、専門に造られた施設ではないものですから「ちょっとここが、ちょっとここが」というところがございまして、なかなかまだ選定できていないところです。

現在はサークルなどの親子の方たちの御意見も聞きながらどういう場所がというところを再度お伺いしている状況もございますので、そのような意見も基に場所の確保というところをまずは進めたいと考えております。

○上別府ユキ議員

ありがとうございます。じゃあ、よりよい天候に左右されない子供たちと親子が遊べる場所の確保をよろしくお願いしたいと思います。

ここで、関連になるかと思うんですけども、実はさきの8月20日に開催されましたあなたも一日議員の中で子供議員が「子供だけで遊びに行くために交通機関はありますか」という質問しました。それに対して「町の決まりで子供だけで校区外に出ていくのは控えるようになっている」という回答がありました。

この件について確認したいのです。先ほども出ました学校再編があり、学校区というのが変わってくると思うんです。今まで永野小学校区、中津川小学校区、求名小学校区といったのが新しい小学校区になって広がっていきます。

広い校区になり、中にそのB&Gのプールとかこども図書館というのがあったりするので、子どもたちは校区内だから子供だけで遊びに行けるという感覚を持つのではないかと、そういう可能性があるのではないかと考えられますが、その件についての見解はどうなりますか。

○教育長（中山 春年君）

今、議員がおっしゃいましたように、先般のあなたも一日議会のところで6年生のお子さんからそういう質問がありました。その答弁の中で、教育委員会としましては、町の決まりというお話でしたけれども、町の校外生活指導連絡協議会、これは町内の各学校、そして、各PTA、保護者の代表でありますPTAの代表の方々、そして、警察の方々も入られた協議会でありまして、その中で指針として申合せ事項といたしまして「子供たちだけで校区外には行かないようにしましょう」というのがあります。これにつきましては、校区外のところに活動範囲を広げるところに制限をかけているというふうに捉えていただければと思います。

校区内は、小学校1年生から中学校3年生まで自由に動いていいということでもありますけれども、私が考えるには、今ありましたように、新しい学校ができ、校区が広がりました。このことで子供たちにおいては旧校区を超えた友達をたくさんつくってほしいなという思いもあります。

そして、新しい友達と勉強や運動、遊びなどを一生懸命頑張って学校生活を楽しんでほしいなというところもあります。

また、一方では校区が広がったことで知らない場所、知らない道路、知らない人たちが増えてまいります。これは、保護者も同じだと思いますが、子供たちにとっては多くのことが考えられます。そのことで今度はそれだけ多くの危険が潜んでいるというふうにも考えているところでもあります。

子供たちだけで遊びのエリア拡大というのは安心安全の面からも非常に心配であります。私たちが子供の時代も、校区内外に関わる規則というのはありましたけれども、休みの日に遊ぶ友達、遊ぶ場所、そして、遊び方などは、小学生、中学生、高校生時代、成長につれて、歩きから自転車、そして、バイクなど等を通して移動の手段が変わることによって先ほど申し上げたよう

な場所や遊び方、友達は変わっていったと思います。

今の子供たちも一緒に発達や成長段階に応じて移動手段も変わっていくことだと考えますし、それに伴って休みの日の遊び相手や遊ぶ場所、距離また時間なども子供心に考えて判断して対応していくのではないかなと思うんです。

子供たちがそれ以上の範囲でのエリアでの遊びを考える、また集まりを考えるときには、子供自身、保護者の協力を求めたり、また場合においては保護者の中で交代ずつ車で順番に連れていったりということもあるだろうと思います。そのことで保護者の方々は子供の交友関係を知ることまた把握することにつながると思っております。

私自身が考えるには教育的な面から子供たちは自身の発達段階や成長段階に応じた遊び、交友の仕方を子供自らが考え工夫していく、そのことで年齢に応じた安心安全に関する判断力、対応力を身につけていくことと考え、遊びに行くときには、今後も、先ほど移行手段の話等がありましたけれども、これについてはまだ時期尚早ではないかというふうに捉えております。

○上別府ユキ議員

関連ということでお答えいただきました。理解したいと思います。

次の質問、3番目、スケートボード練習場やボルダリングの体験できる場所についてですが、スケートボードの件については、先日、町内の高齢者クラブ連合会の意見交換会において総合体育館やグラウンド観覧席または駐車場での練習を見ることが多い、騒音と駐車場利用者にとっては危険と迷惑であるという声がありました。ただ、危険だから禁止とするだけではなく練習場の確保を希望されていました。

オリンピックの種目でもあるスケートボードはまだまだ我々町民にとってはなじみの薄い部分があります。青少年には遊びから始まって広がりを目指す意味でも周りを気にせず練習できる場所があってもいいのではないのでしょうかという思いで質問しました。

スケートボードの練習場については、ニーズを調査後、検討するという事で回答があったと思うので、進展を待ちたいと思います。

ボルダリングについては、高度な部分があって指導者が必要ということですので、安全面から考えても厳しいということです。判りました。この件についてはこの質問で終わりたいと思います。

子供を外で見かけないのは子供が外で遊ぶ場所がないからという声を耳にしました。町外隣接市町まで出かけるのが当たり前という話もよく聞きます。今後、さつま町の子供たちにどんな夢を持たせ、どう育んでいくのかというところが見えないところです。何か一つでも子供がさつま町の中でわくわくするような施策を考えてほしいです。

その例の一つとしてのスケートボード練習場であったり、ボルダリング場であったり、天候に左右されない遊ぶ場所であったりであるのです。町として少しずつ動き出しているという回答をお伺いしましたので、ほっとしています。

これから人口が減少しても持続できるまちづくりを目指して、未来を支える子供たちや子育て中の世代の方々に夢を持たせ、さつま町に住んでよかったという思いを抱かせてください。

これで私の質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で上別府ユキ議員の質問を終わります。

次は、10番、有川美子議員に発言を許します。

〔有川 美子議員登壇〕

○有川 美子議員

改めまして、お疲れさまです。議員番号10番、有川美子、質問させていただきます。

本日は大項目を3つ質問いたします。

まず、1番目、乗合タクシーについて。

町民の移動手段を確保するために乗合タクシーが運行されています。令和3年には運行区の拡大をいたしました。しかし、町民から不便さを訴える声があり、課題がございます。そこで2つに分けて質問いたします。

①乗合タクシーの神子、鶴田、湯田、佐志エリアにおいて近隣医療機関とスーパーマーケット等を乗降場所に指定されておらず不便であるとの声が届いております。除外された理由をお答えください。

②さつま町運行区域図と地域公共交通時刻表が見つらいとの声が届いております。地域ごとの路線図にするなど改善する考えはないでしょうか。

大項目2、母子手帳交付事務について。

母子手帳の交付を受けるためには妊娠届出書を提出する必要があります。本町では交付時に保健師による妊婦相談を実施していますが、その際、過去の人工妊娠中絶の回数を聞かれるそうですが、その意義は何でしょうか。

大項目3、選挙管理委員会の業務について。

本町では巡回期日前投票を実施しております。投票率は低下傾向になっております。さらなる投票しやすい環境整備がこれから必要と考えております。2つに分けて質問いたします。

①投票率を世代別や地域別に分析しているのでしょうか。また、巡回期日前投票の効果は。

②投票環境の向上に向けて研究していますか。併せて商業施設に投票所を設ける考えはないでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

〔有川 美子議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、有川美子議員からの御質問に答えさせていただきます。

まず、1点目の乗合タクシーの関係等についてでございます。

本町の乗合タクシーにつきましては、公共交通空白地域を解消する目的で平成23年11月から運用を開始してまいりました。その後、利用者の交通のニーズに合わせながら段階的に拡充を図ってきたところであります。

平成30年度にはこれまで定時・定路線型の運行から現在のエリア型の運行体系に切り替え、併せて利用者の身体的負担を軽減するため自宅から目的地を直接結ぶドア・ツー・ドア方式を導入し、また令和3年7月からは商店や各種医療機関が集中する宮之城中心地区へ直接乗り入れができるよう鶴田地区と薩摩地区のエリアを拡大し、現在の11エリアで運行いたしているところでございまして、多くの利用者ニーズに応えられる運行体系にもなっているものと一応考えているところであります。

また、コミュニティバスにつきましては、平成31年4月の中学校再編に合わせて、生徒の通学手段の確保を最優先とし、一般の方でも利用できるよう利便性の向上に努めてきたところであります。

乗合タクシーの運行区域につきましては、住民代表として3区の区の公民館長さん、また町内外の交通事業者、高齢者クラブ代表、警察や鹿児島運輸支局等で構成する地域公共交通活性化協議会で協議の上、決定いたしているところでございますが、協議におきましては高齢者の買物が

乗り継ぎなしでできることを条件としまして、医療機関への通院また町内タクシー事業者が乗合タクシーの運行に供給できる乗務員や車両の数、1便当たりの運行時間、乗務員の乗務時間。利用者の乗車時間など交通事業者・利用者双方の視点で総合的に検討・判断してきたところであります。

御質問にありました神子、鶴田、湯田、佐志エリアの関係につきましては、だいわ鶴田店、立志クリニックの話になるかと思えますけれども、現状では議員御指摘のとおり相互乗り入れができない状況となっているところであります。

この件に関しましては、コースに改善の余地があるものと考えておりますが、コースを拡充し乗合タクシーの利便性が向上することでタクシーや路線バス事業への影響、また、利用者の乗車時間が長くなるなど、課題も想定されますので、ほかのエリアの状況等も含めて地域公共交通活性化協議会等で十分協議をしていきたいと考えているところであります。

なお、高齢者の移動につきましては、本年度から始めた高齢者いきいきチケットでタクシーや路線バスなども利用できますことからチケットの有効活用につきましても、またしっかりと周知・啓発しながら利用促進に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、区域図と時刻表の件に関しましては、全路線を網羅した区域図、時刻表をカラー刷りで配布しているほか、町のホームページではエリアごとの地図と時刻表も掲載しているところであります。

御指摘に関しましては、高齢者サロンへの出前講座でも文字が見にくいといったような御意見も頂いているということでございますので、その都度、丁寧に説明してきているところでございますけれども、今後、路線図・時刻表を作成する際には高齢者の皆様の立場に立って見やすく分かりやすいものを作成していきたい、工夫をしていきたいと考えているところでございます。

次に、母子手帳交付事務についてでございます。

母子手帳交付時の妊婦相談での人工妊娠中絶回数の間診についてでございますけれども、手帳交付時に妊娠届出書とは別に妊婦情報を記入していただいております。

その中に、これまでの妊娠についてお伺いし、その一つとして人工流産の回数を記入していただく項目があるところであります。これは任意で本人に御記入いただく項目でありますので、御記入されない方もいらっしゃると思われているところであります。

御記入いただく意義は、妊娠期から出産後までの支援を円滑に進めるためでございます。この妊婦情報の様式は厚生労働省の科学研究費補助金事業で作成された母子健康手帳の交付活用の手引きを参考にして作成いたしているところであります。

望まない妊娠や予期しない妊娠では社会的にも経済的にも多くのリスクを抱えている可能性が高いとされており、これまでの妊娠についてお伺いすることで支援を必要とする妊婦さんへの支援を少しでも早く実施できるようにいたしているところであります。

また、人工流産に係る事情は様々でございます。語りたくない事情がある方もいらっしゃると思われているところであります。しかし、この項目に記入していただいたことが妊婦さんからの最初のSOSの発信ということもございまして早い時期から様々な支援ができるきっかけにもなると考えているところであります。

先ほど来申しましたようにこの項目については任意ということでございまして記入されない方もいらっしゃるということでございます。こちらからここに書いてくださいということはやっていないということは御理解いただきたいと思うところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔選挙管理委員長 坂元 満秋君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（坂元 満秋君）

選挙管理委員会への御質問にお答えいたします。

選挙管理委員会の業務について、1点目の投票率を世代別や地域別に分析しているのか、また、巡回期日前投票所の効果はとのご質問でございます。

現在、本町の当日投票所については、各地区で1か所設置し、計20投票所を開設しております。また、投票日当日に投票することができない方は本庁及び各支所の期日前投票所を開設し、5か所の巡回期日前投票所につきましては期間を設けて開設しております。

直近の令和5年4月9日に執行された鹿児島県議会議員選挙において、本町全体の投票率は54.90%となり、前回の平成31年の県議会議員選挙の投票率65.73%と比較して10.83ポイント減少となりました。

世代別、地域別に関する分析については、県選挙管理委員会へ確認を行った際に特に小規模投票区においては個人が特定されるおそれもあり、投票の秘密の原則に抵触することが懸念されるとの指摘もあったことからこれまで公表を行っていないところです。

なお、各選挙後に開催する選挙管理委員会定例会において分析を行い、投票所運営等の在り方、改善点について、その都度、検討しているところであります。

なお、御質問の巡回期日前投票所については、平成31年より開設し、現在は広瀬、大薄、北原、金山、下狩宿の5か所で開設し、令和5年の県議会議員選挙におきまして5か所で計100人が投票しております。

そのうち、投票を行った方は70歳代・80歳代の利用者が7割を占め、さらに90歳代も1割弱利用されていることから車の運転が困難な高齢者等を中心に一定の利用ニーズに効果があると考えているところです。

2点目の投票環境の向上に向けて研究しているのか、併せて商業施設に投票所を設ける考えはないかについてであります。

まず、投票数全体に占める期日前投票率は、令和5年県議会議員選挙では投票総数に対して43.4%、直近の9回の選挙においても平均41.13%となっており、投票数全体に占める割合は年々増加傾向となっております。

この傾向は本町だけに限らず全国で共通しているところでございますが、この背景には投票期間を長く取ることで有権者の生活スタイルに合わせた投票機会の確保が図られた成果であると考えており、このことは全世代で期日前投票制度が認知された結果として投票に対する意識の変化が生じていると分析しております。

さつま町選挙管理委員会においてはこのような時代の変化に対応すべく移動期日前投票所等を導入している熊本県八代市、上天草市、多良木町の3自治体の先進地研修を既に実施したところであり、より利便性のある期日前投票所の導入について検討することとしております。

なお、商業施設における移動期日前投票所の開設については県内において鹿児島市、鹿屋市、志布志市の3市4施設で開設されております。

開設に当たっては施設運営者の理解・協力の下、投票を行うための適切なスペースや公明正大な選挙環境の提供、投票所としての秘匿性の確保が必要となります。本町においても商業施設での開設が可能か研究を行い、期日前投票制度を活用した投票の機会の提供に努めてまいります。

また、商業施設やイベント会場における啓発活動、学校等での選挙の出前講座など選挙に関する様々な取組を行いながら投票率の向上が図られるよう努めてまいります。

〔選挙管理委員長 坂元 満秋君降壇〕

○有川 美子議員

1 回目の答弁を頂きました。

まず、最初、1 番目ですね。昨日と今日と御高齢の皆様様の暮らしの問題であるとかいろいろと出ておりますが、私も、さつま町、本町は交通インフラ、交通政策というのは本当にこれから大変皆さんが不安があるところであります。

乗合タクシーではありませんが、「日曜日にタクシー業者さんがもう動いていない。どうしたらいいんだ」という声も私のほうに届いておりますので、また一つ一つ進めていければと思います。

では、乗合タクシーのほう、これまでの経緯を町長のほうもお答えいただいて、その都度、協議して検討して拡充した、大変、そのようなことは私も把握しておりますが、どうしても高齢者の皆様が困っていることは何ですかと。買物もちろんなんです、資料によりますと、先ほど中村議員が出してくださった資料にも載っておりました「通院である」27%。24%ですかね。20%の方が一番通院が困るということはそれだけ病院に行く機会が大変多くなるということです、先ほど病院のお名前を出していただきましたが、言い方は悪いんですが、どうしてそこだけが外れているのかというこの声は大変複数頂いております。

まず、私の質問でなぜそこが除外されたのかというふうに聞いておりますが、その辺の経緯が御説明いただけるでしょうか。

○企画政策課長（小野原和人君）

除外したという考えはこちらとしては持っておりません、基本的には運行エリアというものは区公民館の区域を基準に考えているというところでして、当然ながら買物をする場所が区域内にない場合は最寄りの買物ができる場所まで延ばすような形でエリアを設定しておりました。

神子、鶴田につきましては、その当時は自慢館への買物ができる場所ということで、全ての日用品、食料品、生鮮食品まで扱っていないんでしょうけども、一通り日用品の買物ができるということでそこまで延ばしたということですね。

湯田と佐志エリアについては当初から宮之城の中心地までのエリアがあったものですからそこまで対応していたということで、そのようなことで、立志クリニックさんとだいわですか、につきましては相互乗り入れができないということです。

必ずどこか1 か所で買物ができたということで、あとは乗り継ぎをしていただいて、当初は、路線バス等で乗り継ぎをしていただいて、まちなかまで来ていただくような運行体系となっていたところでございます。

○有川 美子議員

当時のことですね。私も除外というのは言い過ぎだと思っておりますので、それは、地域の希望とかをそのときに聞いていただいたのと、あと、先ほどもありました業者の皆様、タクシー業者の皆様の業務として本当に公平にどうできるのかというのも検討していただいた結果だとは思いますが、42%以上の高齢化率というところでもありますので、さらに、全エリアを改定するのは大変な作業ですし、難しく困難ですが、はっきり言うと、少し小さなエリアの変更の要請です、ここはぜひ、これからますます困る方が増えますので。

私、今、鶴田に在住しておりますけれども、実は70年以上やっていた商店が閉まりました。また、プラスで、だいわさん、鶴田支店さん、ここが買物できなくなれば、大変、地域、そして高齢者の皆様は不便であります。自慢館さんまで延びているのは大変ありがたいんですが、日用品が足りなかったりします、その辺は考慮いただきたい。

あと、医療機関というのは必ず網羅されてなければならないというふうに考えて今回ピンポイントで質問いたしております。先ほど頂いた中で地域公共交通の活性化協議会というところで検

討していただけると思うんですが、地域公共交通の活性の協議会、私が勉強不足であります、開催される頻度を、すいませんが、お示しいただけないでしょうか。

○企画政策課長（小野原和人君）

例年、地域公共交通活性化協議会は6月と3月の年に2回開催しているところでございます。

○有川 美子議員

ということは、今、9月ですから次回は3月ということなんですが、できれば、担当課のほうは大変だと思いますが、少し早めに要望を聞いていただければと思います。私も要請があったものをまた担当課のほうにもお届けさせていただければと思いますので、早めに検討いただいて、3月には、来年度になると思いますけれども、改定に進んでいただくように要請いたします。

そして、少し話を変えますが、乗合タクシーという名前なんですけれども、どうなんでしょう。乗り合いになっているんでしょうか。利用者の声を聞きますと1人だよということが多いんだけども聞いておりますが、この辺は数値目標を踏まえて現状をお聞かせください。

○企画政策課長（小野原和人君）

乗合タクシーの利用実績ということですけども、ここ直近3年間で申し上げますと全路線の平均乗車率は約1.5人程度ということです。便数は徐々に増えてきつつあるんですけども、どうしても乗られる方が2便に1便は1人という状態となっているところです。

○有川 美子議員

聞いている現状と変わらないようでございます。目標は2.3人であると思いますね。これは、費用、予算がありますので、そういった面も踏まえての目標数値であると思います。

これに対して担当のほうではサロンに赴いて説明などをしていただき周知して努力をいただいているということではありますが、それだけは、担当の方も1人とか行くだけではなかなか前に進みづらいと思いますので、また乗合タクシーの周知をさらにまた町報などでしていただけるように要請いたします。

次の質問に参ります。

私がこれを持ってまいりました、自分の家から。ちょっと大きいんですが、皆様、御自宅に届いていらっしゃるのとお判りだと思いますが、大変、字が小さいんですよね。また、運行の地図も分かりやすそうで私のように地図を少し見るのが苦手な人間には大変見づらいというのがあります。

ホームページにエリアごとの時間表は載っております。ただ、今、過渡期でありますね。ホームページに載っているからといって利用できる人というのは世代が少し若い世代になりますね。乗合タクシーを利用される方は御高齢の方が中心だと思いますので、少しそこは……。

これを全部改定してくれというのはではなく、例えば、そのサロンでもいいですが、区を通して、そのエリアのだけ、また大きくしたものをお配りいただくとか枚数がたくさんになれば大変であれば回覧板などに少しつけていただいてそのエリアの時刻表をすると、実はファクスとかを持っていらっしゃる方が多くいらっしゃって、コピーされたりしますので、そのようなことはお考えいただけないでしょうか。

○企画政策課長（小野原和人君）

町長の回答でもありましたけども、我々が外向いていく高齢者サロンでの出前講座でも、特に時刻の部分だと思いますけれども、少し字が小さいと。地図も少し見る人によっては分かりにくいところもあるのかなと思っておりまして。

今、こういった形でというのはお示しできないんですけども、例えば、町を4分割した形ですとか北部と南部で作るとか少し区域分けをした中で地図を作ったりそこに合わせた時刻表を作

っていくというのが有効ではないかなと考えているところです。

○有川 美子議員

町民の代表でありまして町民の皆様の声をお届けするものでありますが、細かいことのように見えますが、大変、暮らしに直結している方も多くありますので、どうぞ、いい方向に、便利になるように作成のほうをお考えいただいてなるべく早めにお作りいただくことを要請いたします。

そして、私が申しあげました交通インフラ、交通政策、大変、さつま町、本町は今後に不安がございます。この件に関しては、年齢は関係ないと思います。高校のバスの件も、昨日、話になりました。全てにおいてだと思えます。

私も、去年、その前でしたでしょうか。「ライドシェアの実験は考えないんですか」とか「運転を誰もいなくてもできるようなそういうのはできませんか」と担当課に話したりするんですが、昨日は、簡単に言えば、ライドシェア、実証実験を検討しているということでもありましたが、もう一点だけ公用車のカーシェアリングも研究をぜひしていただきたいと思えます。

公用車は、止まっていて、もちろん町の予算でつくったものなんですけど、私がこちらに移住してきたときに一番困ったのはレンタカーがなかった。今は少しありますけれども、土日だけでも少し貸してもらえないかなとかそういったことがありましたので、そういった声もございます。

ぜひ、公用車のカーシェアリング、今ある財産を有効活用して町民の皆様の生活の向上、そして、例えば鹿児島からバスで宮之城の駅前に着いた方が町内を回るときに観光であるとか里帰りであるとかでも使えるようにというふうにしていきたいと思えます。

要請をいたしまして第2の項目へと質問を移らせていただきます。

母子手帳の発行の事務のときの妊娠届出書というものについての私の質問であります。

正直に申し上げまして私はこの届出書を出したことがありませんので私自身も判りませんでしたが、ある妊婦さんから妊娠届を、さつま町外です、出しに行ったならば大変いろいろなことを書く項目があり、そこに人工中「絶の回数とか流産の回数とかいつ頃だったとか大変細かく聞かれたんだけど、さつま町はどうですか」と質問されました。

それで調べさせていただいて、先ほどの御答弁なんですけれども、私も、さつま町内で、数人ではありますが、ヒアリングをさせていただいて、今、乳幼児をお持ちの方はすぐ答えが返ってきました。「いい気持ちはしませんでした」と。任意であります。任意なのはもちろんなんです。けれども、それを聞かれる……。その方は保健師さんに聞かれたとおっしゃっていましたが、そこは任意で書くというふうに先ほど答弁ありましたけれども、聞かれる、書いてくださいというのは大変ハードルが高いことです。

1点、人工妊娠中絶、これを聞いて、支援につなげるというふうに先ほどいろいろおっしゃっていましたが、どのような支援につなげたか、事例がもしあればお示してください。

○子ども支援課長（藤園 育美君）

人工妊娠中絶の理由は本当に様々です。その様な理由を聞いて支援につなげるんですが、その中が経済的な理由だったり、あるいは上の子供さんと年齢が産み月が離れていなくて双子を育てるようなものなので難しかったというようなこともございました。

そこで、経済的というところがあれば、現在の経済状況、現在は差し支えない範囲で産める環境にあるのかということもお伺いしながら、さらには現在は妊娠・出産に関するいろいろな支援もございますので、そちらのほうの情報提供をした事例もございます。

あとは、産んでいらっしゃる子供さん、人工流産をされた子供さんの数に応じては、妊婦さん、お母様の体の心配ということがございますので、今後の家族計画について助産師のほうからお話をさせていただいてお母様の体をいたわっていただくような助言をすることもございました。

○有川 美子議員

事例についてお伺いいたしました。支援につなげるということは私も理解しております。30年ほど前はもっと細かく大変いろんなものを書くというのがあったそうなのですが、まず確認いたします。妊娠届出書を出すことによって母子手帳を交付して妊婦さんが頂いて、そして、いろんな支援を受けていくんですね。

これは母子保健法というもので聞く項目が決まっておりますね。それについては、妊娠届出書は、私は、1つ2つ項目が多くなっていますが、配偶者の氏名とか生年月日とかというふうに法令に入っていないものも項目はあるけれども問題ないと思うんですけども、ホームページにこんなふうに書いてあります。「できれば御夫婦でいらしてください」だったと思います。パートナーと一緒に来て、今、育児と一緒にできるようにというような動きが大変多くあります。おなかの中で育っていくのは女性のほうでありますけれども、女性だけで妊娠するわけではありません。もちろん相手があつてのことですから御夫婦であれば御一緒にいらしてくださいねとホームページに書いてあるんですが、こういったことはありませんか。もし御夫婦で来て中絶をしたということを女性が伝えていなかった場合とか、あとパートナーが替わっていた場合とか、すごくセンシティブな質問だと思うんですよ。任意だとは言いながらも私の下には何で聞かれなきゃいけないんだと。医療機関でなら判るとおっしゃるんです、皆さん。行政がそこをわざわざ把握しなくてもいいのではないかと。この意見に対してはいかがでしょうか。

○子ども支援課長（藤園 育美君）

今おっしゃいます医療機関が把握するのは判るところなんです、なかなかその情報が私どものほうにはオンタイムでは入ってこないということ、さらには妊娠届を出していただいて母子手帳を交付するというのは私たち行政と保護者の方のつながりの第一歩です。そこを書いてもらわずに、いろいろなこと、お話をお伺いするとすると込み入った詳しいお話を聞かなければならないというような現状もございます。

さらに、妊娠届のときではなく、お互いの信頼関係を構築してから聞けばいいのではないかと。というようなこともあるんですが、そのリスクで考えるのが早急な対応が必要な場合というところのリスクが大きいというところを考えまして最初でなかなか関係性ができていないときにお伺いするよりは、任意という形ではあるけれども、書いていただき、そこに書いていただいた方は最初のSOSと受け止めて差し支えなければお伺いできませんかということでお伺いしています。

また、御夫婦で来られるというときにも、そのことが御夫婦間できちんとお話ができている方は御夫婦でお話をしてくださる方もございますので、そういうときにはお話を傾聴して子供さんの出産と一緒に迎えましょうねというところでお話をさせていただく場合もございます。

○有川 美子議員

このことは正直に申し上げて意見は半分半分に分かれるものだと思います。体のこと、子供の命を育てていくことですね。あと、お母さんになる方、ママになる方の体のことも行政側として支援につなげるために聞く。大変、理解ができます。

なので、私も聞いた中では、本当に嫌だったという方と、はっきり言いますね、行政には本当に絶対言いたくない、今後、いろんな生まれてからの指導があるけど不信感があるという方と、いやいや、やはり聞いていただいて、そうやってSOSを出せない人への支援になるのであれば書けるところは書きますという方と分かれておりますので。

最後に要請させてください。大変、繊細なものであります。私が友人とかみんなに聞くとおなかに子供を授かったときに大変自分ではコントロールできないぐらいいらしたりとか不安になったりとか、すごくいろんな時期を過ごすそうです。そのときにちょっとした一言が普通だっ

たら流せるものが流せなくてこういうところで行政には絶対相談しないとかそういうことにもなると思うので、ぜひ。

私は個人を責めているわけではありません。担当の保健師の方とか、大変、雰囲気の良い方で、私は優しい御対応を頂いていると思っているんですが、もう一つ深くそういうケアをするという意味で、何か。

していないとは言いません。言葉、こういったことを聞くに当たっても一言添えるとかそういったことをぜひ子ども支援課のほうでももう一度見直していただいて。

医療関係者とか今まで当たり前に聞いていたものからすると、当たり前に聞くんだけど、初めてとか何回も聞かれると、2人目、3人目で毎回毎回聞かれると、女性は傷ついておりますので、体も精神的にも傷ついてますので、そういったところは御配慮をぜひ頂きたいということで御検討を要請いたしまして最後の大項目3の質問へと移ってまいります。

選挙管理委員会委員長様、御足労いただきましてありがとうございました。

選挙管理委員会に質問するということとはなかなかないことであると思うんですが、私は当選させていただいたときから4年間の間に一度は議員として質問させていただこうと考えておりました。それが今3年目でございます。

先ほど投票率のお話、細かく、一番最初の直近の県議会選挙のお話を頂きましたけれども、10ポイント以上落ちているということなんですが、私たち、さつま町議会議員でありますので、さつま町長選挙とさつま町議会議員選挙で見るとさつま町長選挙の2005年の4月の分は85.39%。すごい数字ですね。2人が立候補されたそうです。同じ、私たち、町長選挙と議員選挙が一緒ですから。このときは無投票ですかね。2009年のさつま町議会議員選挙も84.22%。80%を超えるということは本当に大変なことでありますけれども、それだけ町民の皆様が自分たちで代表を選ぶんだという思いの表れであります。

私たち、今、さつま町議会議員16名は2021年に選挙で選んでいただきました。その際に64.92%であります。年月が流れておりますので、いろんな理由があるかと思いますが、18歳から投票に行けるようになりましたけれども、少しずついいですか、下がっているのは全国的な問題でもあると思います。

先ほど期日前投票とかいろんなことをして生活のスタイルに合わせた投票の仕方を工夫してその効果も一定程度あるというのは私も理解できるんですが、もう一步、もう少し選挙が、本当に有権者の皆様の権利でありますので、さつま町をもう少しアップもしくはこれ以上下がらないか。本当はアップですね。していくようにどうにかならないかというふうな質問でございます。

先ほど研究していますかというふうな問いに関して熊本とかですかね、3自治体で先進の研修をしているということも頂きました。この3自治体が先進地だったという、研修に行ったときは何が先進だったんでしょうか。教えていただければと思います。

○選挙管理委員会事務局長（角 茂樹君）

今、議員御指摘の部分については選挙管理委員会の中でも選挙のたびにいろいろと検討課題を挙げて研究をしているところでございます。

そうした中で、答弁の中でもございましたように、選挙に行けない方々、特に行きたくても投票所まで足を運べない方々にどうやって選挙の機会を与えていくかということで移動期日前投票所といったようなものを行っているというのが有効ではないかということで、全国的にこういった事例はたくさんございましたので、近隣の熊本県でそういった先進事例が2市1町あったので、そちらのほうに研修に行かせていただいたというような状況でございます。

○有川 美子議員

大項目の3の2から質問しておりますが、このまま2のほうを。1は後で質問させてください。移動しての期日前投票が有効ということで、先ほど数字もおっしゃっていただきました。5か所でさつま町も計100人投票と。70歳代・80歳代は7割、90歳代が1割弱ということで、これも、交通、車を挙げてても、一緒ですね、いろんな課題は。それに対応しているんだということで大変効果があることだと思います。

ですが、商業施設、鹿児島県は4施設あるということですが、すみませんが、鹿児島市、鹿屋市、志布志市の商業施設は具体的にどのような商業施設かというのが判ればお示しください。

○選挙管理委員会事務局長（角 茂樹君）

県内の商業施設での期日前投票所の開設状況といいますのが、具体的に場所を申し上げたいと思います。鹿児島市ではイオンモール鹿児島、勤労者交流センター、鹿屋市ではマックスバリュ鹿屋寿店、あるいは志布志市ではサンポートしぶしアピアというところで開設されているという実績でございます。

○有川 美子議員

先ほどの答弁では研究を可能かどうかというふうの「研究を」というふうにおっしゃっていただきましたけれども、さつま町でするのであれば、大きいところは1か所決まっておりますので、ぜひ研究していただいて、またいつ選挙があるか判りませんが、私たちさつま町議会議員と町長選挙はあと1年8か月ほどだと思いますが、ぜひ、研究、あとできる限り実施できる方向にさせていただいて投票率アップということを目指していただきたいと思います。

職員の皆様、そして選挙に携わる皆様には大変もしかすると負担のかかることであるかもしれませんが、ぜひ御検討を頂きたいということを要請いたします。

最後に、戻りまして選挙管理委員会のほうにお尋ねしました1の質問のほうをいたします。

世代別とか、研究しているんですか、分析はしていますかというところですが、しているんだと。その都度、いろいろ検討もちゃんとして分析しているんですが、公表はしないというところなんですね。ここが私は実は気にかかっております。

私自身も当選させていただいた後に、自分自身が頂戴いたしましたありがたい票はどの辺りの地域からとか投票所からどうだったんだろうかと。パーセントだけでもというふうに変換しましたが、「これはしておりません。公表していません」という答えだったんですが、これは個人が特定されるのでしょうか。公表というところで、検討、研究でも構いませんが、頂くという考えはございませんか。

○選挙管理委員会事務局長（角 茂樹君）

ただいま御指摘の部分についてでございますが、答弁をさせていただいたように県選管ともいろいろ協議させていただいている事項でございます。

基本となる根本的なものは日本国憲法に定めてあります全ての選挙における投票の秘密はこれを侵してはならないと。選挙人はその選択に関し公的にも私的にも責任を問われないということなんですが、こういったのに基づいた話でございます。

こういった我々のような小さな町になりますと、地区ごとの投票率を出すことによって、ある一定程度、限定できるといいますか、我々としてはそういったところも懸念するところもございます。

予想がつくと。そういったところはできるだけ投票の自由といったものも尊重しながら我々としては慎重に対応していかなくちゃならない部分ではないかなというふうにも考えるところです。

選挙を戦われる方々からするとおっしゃるとおりだというふうに思っておりますが、選挙を公平公正に実施するあるいは投票率を上げるという観点から立ちますとこういったところについて

はもう少し我々としても研究・検討させていただき、県選管とも協議をさせていただきたいという部分であろうかというふうに感じているところでございます。

○有川 美子議員

選挙に出させていただく身のこともおっしゃっていただいたんですけれども、予想がつくんですね。私は予想とかそういうことをしないものですから、大変そのところは今の時点では判りませんが、国会議員の皆様選挙、衆議院・参議院選挙でしたりとかそういったところは細かく数字が出ているものですから、町も、そこまで細かくなくても、どこどこ、旧薩摩地区、旧鶴田地区、旧宮之城地区の投票率であるとか、あと、できれば個人個人なんですけど、そういったことが分析されているのであれば公表いただけるとありがたいなというところでの質問でありました。

立場が違えばいろんな考えがありましたけれども、4年の中で一度は選挙に関して、もっと投票率を上げるということは、議員の私どもの仕事のひとつとまでは言わないかもしれませんが、私たちが議員として活動させていただくこの4年間の動きを見ている中で次の投票率にもつながっていくものだと考えております。ですので、質問させていただきました。

3年目はもう9月が終わりまして、今年の一般質問ができるのもあと2回、来年、次を合わせればあと6回しかございませんが、しっかりとさつま町の今後の発展、そして、小さくとも今あるものを利用しながら変えることで町民の皆様の福祉の向上ですとか、そういったことが図れるようにまた提言をさせていただきます。

本日はこれにて私の一般質問を終了いたします。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で有川美子議員の質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

明日9月6日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前11時55分

令和5年第3回さつま町議会定例会

第 4 日

令和5年9月6日

令和5年第3回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和5年9月6日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	11番	古 田 昌 也 議員
12番	岸 良 光 廣 議員	13番	上久保 澄 雄 議員
14番	川 口 憲 男 議員	15番	柏 木 幸 平 議員
16番	宮之脇 尚 美 議員		

欠席議員(1名)

10番 有 川 美 子 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	早 崎 行 宏 君	議事係 長	西 浩 司 君
議事係 主任	杉 元 大 輔 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	副 町 長	高 田 真 君
教 育 長	中 山 春 年 君	総 務 課 長	角 茂 樹 君
企画政策課 長	小野原 和 人 君	財 政 課 長	富 満 悦 郎 君
町民環境課 長	松 山 和 久 君	高齢者支援課 長	久保田 春 彦 君
子ども支援課 長	藤 園 育 美 君	農 政 課 長	山 口 泰 徳 君
担い手育成支援室 長	山 口 良 浩 君	耕地林業課 長	上谷川 征 和 君
商工観光PR課 長	中 村 英 美 君	建 設 課 長	原 田 健 二 君
水 道 課 長	出 水 隆 君	消 防 長	萩木場 一 水 君
教育総務課 長	大 平 誠 君	学校教育課 長	岩 脇 勝 広 君
社会教育課 長	永 江 寿 好 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 5 0 号 さつま町立学校条例の一部改正について
- 第 2 議案第 5 1 号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 5 2 号 さつま町子ども・子育て会議条例及びさつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 4 議案第 5 3 号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 5 議案第 5 4 号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 6 議案第 5 5 号 令和 5 年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 7 議案第 5 6 号 令和 5 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 議案第 5 7 号 令和 5 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総務厚生 (第1委員会室)	5 1	さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
	5 2	さつま町子ども・子育て会議条例及びさつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	5 3	さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	5 4	さつま町火災予防条例の一部改正について
	5 5	令和5年度さつま町一般会計補正予算（第5号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 5 款 国庫支出金（関係分） 1 6 款 県支出金（関係分） 1 9 款 繰入金 2 0 款 繰越金 2 2 款 町債 歳 出 2 款 総務費 3 款 民生費 人件費全部 第3条 債務負担行為の補正（関係分） 第4条 地方債の補正
	5 6	令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
文教経済 (第2委員会室)	5 0	さつま町立学校条例の一部改正について
	5 5	令和5年度さつま町一般会計補正予算（第5号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 3 款 分担金及び負担金 1 5 款 国庫支出金（関係分） 1 6 款 県支出金（関係分） 2 1 款 諸収入 歳 出 6 款 農林水産業費 7 款 商工費 8 款 土木費 1 0 款 教育費 1 1 款 災害復旧費 第2条 繰越明許費の補正 第3条 債務負担行為の補正（関係分）

委員会	議案番号	件名
	5 7	令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和5年第3回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

10番、有川美子議員から、欠席する旨届出がありましたので、お知らせいたします。

ここで、執行部から「議案第52号 さつま町子ども・子育て会議条例及びさつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」及び「議案第54号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、訂正の申出があります。これを受けたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。したがって、執行部からの訂正の申出を受けることに決定しました。執行部の発言を許します。

○町長（上野 俊市君）

おはようございます。今議会に上程されました「議案第52号 さつま町子ども・子育て会議条例及びさつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正」におきまして、第2条中の見出しを含む改正条文中に誤りがあったところでございます。

また、「議案第54号 さつま町火災予防条例の一部改正について」も、条文の中に文言等の誤りがあったところでございます。

訂正等につきましてはお配りしてございますが、以上に2件につきまして、議案集及び新旧対照表の該当箇所について訂正をし、お詫びを申し上げます。

今後、このような誤りがないよう指導を徹底してまいりたいと考えているところでございます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいま、町長から説明のあった箇所については、訂正されたものとして審議くださるようお願いいたします。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

これから9月1日に提案がありました議案第50号から議案第57号までの議案8件について総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑をお願いします。

△日程第1「議案第50号 さつま町立学校条例の一部改正について」、日程第2「議案第51号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、日程第3「議案第52号 さつま町子ども・子育て会議条例及びさつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第4「議案第53号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第5「議案第54号 さつま町火災予防条例の一部改正について」

○議長（宮之脇尚美議員）

まず、日程第1「議案第50号 さつま町立学校条例の一部改正について」から日程第5「議案第54号 さつま町火災予防条例の一部改正について」までの議案5件を一括して議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案5件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案5件については、配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

△日程第6「議案第55号 令和5年度さつま町一般会計
計補正予算（第5号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第6「議案第55号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案の提案については、説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○新改 幸一議員

1点だけお伺いいたします。この補正予算案の説明資料の16ページの関係なんですが、担い手育成支援室長は来ていらっしゃいますか。いいですか。

16ページの関係の一番上なんですが、農地中間管理事業費の関係で、所管が違いますのでお伺いしますけれども、この機構集積協力金、大変この国の制度で本当にありがたいわけですが、今回2地区ということで1,292万円の補正予算を組んであるわけですが、この2地区の地区名が判れば教えていただきたいのが1点と、このさつま町全体の流れの中で、まだまだこの集積協力金を推進すれば、それで国の補助制度にのっとって補助金が頂けるのかなという、こういう地域が何か所ぐらいあるのか、そういう推進をどのような形で持っていかれようとしているのか、そこあたりをお伺いしたいところでございます。

○町長（上野 俊市君）

担い手育成支援室長がちょっと出席しておりませんので、私のほうからお答えできる部分はお答えさせていただきたいと思います。

この2地区につきましては、上平川地区と武開発地区のこの2つの地区でございます。面積が合計で38ヘクタールとなるところであります。

あとの関係等については、答弁を保留させていただきたいと思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○中村 慎一議員

9月補正予算の説明資料の14ページでございます。上から2段目の地域包括支援センター管理運営費の250万円ですが、金額が大きいんですが、これは当初なら新規事業かなというような感じなんですけれども、年度途中でこれだけの大きな事業の委託料が発生するということにつきまして、ちょっと内容の説明をいただきたいと思います。

それから、今回、物価高騰に伴います費用の計上がなされております。補正予算の説明資料の最後のところに出ておりましたけれども「ほのぼの苑」、それから介護サービス事業所に係る給付金ですが、説明資料の13ページ、14ページ。

13ページの下から2段目と14ページの一番上の段ですが、ここに計上してございますけれども、物価高騰に伴うという内容につきまして、積算の内容をどういったことに対してこういう給付金を算定しているのか、そこらを若干説明をいただきたいというふうに思います。

○高齢者支援課長（久保田春彦君）

それでは、最初の3款1項4目地域包括支援センター管理運営費250万円についてでございますが、包括支援センターにおける権利擁護関連事務の強化または相談事業等の強化のために、新たに職員を採用したということによる委託料ということになっております。それと物価高騰の関係でございます。

3款1項4目物価高騰対策事業費、併せまして3款1項2目物価高騰等対策事業費でございますが、昨年に引き続きまして物価高騰等の影響を受け、厳しい経営環境に置かれているという介護保険事業施設に対する給付金でございます。

今年度につきましては、LPガスや食料費の物価高騰分に対しての支援ということでございまして、施設系及び通所系のサービス事業所29事業所を対象としているところでございます。したがって、今回は訪問系のサービス事業所につきましては対象外とされています。

この積算につきましては、鹿児島県におきましてLPガスについては高騰分の2分の1、食料費支援分について高騰分の4分の1というふうになっております。昨年同様、経費に対する4分の1程度というのを助成ということで考えておりまして、本町におきましても同様の県が設定をしました単価に基づきまして、本町の介護保険施設等の支援を行っているところでございます。

以上のとおりでございます。

○中村 慎一議員

それと、予算説明資料の10ページにございますが、10ページの一番上にあります総務一般管理費の顧問弁護士業務の49万5,000円でございますが、これらにつきましては、裁判所に何らかの訴訟案件が提起されたということに対する弁護士費用といったようなことであろうかというふうに思いますが、これらについて、役場の業務上の中でこういったことになったということについてのお話というのは今まで聞いておりませんので、これにつきましては説明のできる範囲で御説明をいただきたいというふうに思います。

○総務課長（角 茂樹君）

顧問弁護士の契約を行うということでお願いをしているものでございますが、御承知のとおり、近年、非常に多様化・複雑化してきている住民ニーズに対しまして、我々としましては自治体における行政事務というのは、非常に拡大し高度化してきている状況でございます。

これに伴って行政活動の様々な場面におきまして、行政法以外あるいは例えば民法でありますとか、民事手続あるいは知的財産権法など法分野を含めた幅広い視点からの、法的検討を踏まえた対応が増えてきているといったような状況でございます。

これから複雑多様化高度化するこの地域課題解決とともに、職員の公務能力の向上を図って、組織としての説明責任能力の向上を目指す観点から、今回、弁護士との顧問契約による対応を進めてまいりたいと考えているところでございます。

具体的にはどのような問題があるのかということについては、個別事業もありますので大まかに捉えた中で御説明を申し上げますと、例えば公共施設など公有財産をめぐる法的問題に関する事項あるいは自治体と指定管理者間における法的問題に関する事項、公務員の服務等に関する事

項、行政手続に伴い生じる法的問題等に関する事項など、あと債権管理に関する事項など非常に幅広く行政法以外の分野まで法が及ぶ部分もありますので、こういった専門家による対応を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

これに至りましては、県内の市町村の全て調査を行ったところ、半分以上がもうこういった体制をとっているということもございましたので、今回、本町においてもこのような措置をお願いしてまいりたいということをお願いしているところでございます。

○中村 慎一議員

具体的には、対象となるような事件はないんだということでもいいわけですね。その一般的な相対的な取組を今後していくという話ですよね。

○総務課長（角 茂樹君）

個別的に具体的部分も含めて相談をしていきたいというふうには考えているところでございます。

○橋之口富雄議員

この説明資料16ページの商工振興事務費の旅館業と施設整備事業費の補助が200万円出ておりますが、この内訳をちょっと判れば教えてもらいたいのと、18ページの小学校共通管理費の中で盈進小学校と中学校の監視カメラがついていますが、今後、ほかの学校もこれをつける予定があるのか教えていただければと思います。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

旅館業と施設整備事業補助の件についての御質問かと思えます。

旅館事業者より共同利用を行っている湯治場と調理場を個室利用に修繕をしたいという相談がございましたので、その修繕にかかる費用を上限の200万円で計上させていただいたところでございます。件数につきましては1件でございます。

○教育総務課長（大平 誠君）

監視カメラの設置の関係でございます。

今回、大規模校であります宮之城中学校、盈進小学校に設置するための予算を計上させていただいておりますけれども、今後、この大規模校での検証を踏まえて全校に設置できればというふうに考えております。

以上です。

○担い手育成支援室長（山口 良浩君）

先ほど答弁保留の件でございます。

今後の実施地区の予定ということで、令和6年度以降、中津川武の5工区、そして二渡の須杭地区、そして大薄上、大長地区、合計で66ヘクタールを見込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号については、配布してあります議案付託表のとおり、分割して、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

**事業特別会計補正予算（第２号）」、日程第８「議案第
５７号 令和５年度さつま町上水道事業会計補正予算
（第１号）」**

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第７「議案第５６号 令和５年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）及び日程第８「議案第５７号 令和５年度さつま町上水道事業会計補正予算（第１号）」の議案２件を一括して議題とします。

各議案の提案については、説明済であります。

これから、ただいまの議案２件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○中村 慎一議員

それでは、予算説明資料の２５ページでございます。２５ページの上から２段目にございます、準備基金の７,４５３万１,０００円の関係でございます。

これにつきましては、現在の基金の準備高というのが７月末の現金の残高が４億５,６００万円ぐらい監査のほうからの報告がなされておるようでございます。当初の繰入とかいたしますと４億円を割り込むような形でございますが。

ただ、介護保険料が非常に高騰してきておりまして、標準が６,１００円ということで、６５歳以上の高齢者は１号保険料として毎月支払いをされていらっしゃる。これは年金天引きで２か月分ずつ引かれますので、非常に金額が大きいということで高齢者の方々からいろいろな話をお聞きいたしますが、さつま町の６,１００円というのが、鹿児島県内でも真ん中ぐらいの保険料でございます。

ただ、現在の介護保険の基金というのは６５歳以上の保険料だけを基金として積み上げるということになっておりまして、これは１号保険料にだけしか使えない基金でございます。これは毎年、国とか県とか町とか基金とか財源が入ってきますが、これにつきましては毎年精算をしてお返すするわけですね。ですから町が払った今年の分の負担金というのは精算をして次の年には返しますよという制度なんですけど、１号保険料についてはそれがないんですね、返さない。

これは３年間の事業費を集めて、その次の計画期間の保険料に充てていいんですよといったようなことになっているんです。ですから、今この基金が４億円近くたまっていると。それから、１年間の１号保険料の予算額というのは４億７,０００万円です。ですから３年間の事業期間の中で１年間分に近い金額が、今、基金が残っているんだということになります。

これを一月の６５歳以上の高齢者に割り算をしまして充てていただいたときに、どれぐらいの保険料になって、来年からの第９期の介護保険料をどれぐらいに下げられるのか、そのところをしっかりと説明をしていただきたいというふうに思います。

○高齢者支援課長（久保田春彦君）

中村議員のほうから基金残高の今後の活用ということにつきましての御質問でございます。

今、話がありましたように、基金の今年度の今回の積立額７,４５３万１,０００円と、令和５年度の特別会計の基金繰入金６,８３９万１,０００円を差引きしますと３億８,８５３万１,０００円という基金残になる予定でございます。

介護保険給付費準備基金の目的につきましては、介護保険の保険給付に不足が生じたときの財源に充てるための基金として設置をされているところでございます。

介護保険事業特別会計における唯一の留保財源ということになりますけれども、現在、第９期の介護保険事業計画を策定中でありましてけれども、この計画の中で保険料として還元できるように、今後、協議してまいりたいと思います。

ただ、今後の認定者数の推移を見てみますと、団塊の世代が今後、新規の介護申請を受けるいわゆる８０歳代へ移行するという時期になってまいりますので、第９期の次の第１０期に向けての給付費の増が予想されるということでございますので、そこまで見込んだ形であまりにもその給付費を下げてしまうと、次の給付費の上げ幅がかなり大きくなるし、次の１０期のための準備もする必要があるというふうに考えておりますので、そのあたりを考慮して、今後、協議をしてまいりたいと考えております。

○中村 慎一議員

９期１０期のために残しておきたいというような話ではありますが、この介護保険の基金というのは、趣旨的にはあまり先のない高齢者の人たちに、残った分は早めに返しましょうというということで、この基金そのものはたくさんためるなというのが、最初の厚労省の説明でありました。

そういうことで、基金自体は大体２億円ぐらいが適当かなといったようなところでやってきているわけですが、最近はそのように趣旨が変わってきているのかなというふうに思いますが、この基金そのものが４億円近くございますが、この年度末である程度数字は変わるかもしれませんが、８，２００人の１２か月の３年分ということで計算しますと１，３１６円という数字が出るようでございます。この６，１００円からこれを引きますと４，８００円程度になるという話であります。

鹿児島県内の介護保険料の一番安いところの伊佐市４，８５０円でございます。一番高いところは日置市ですか７，４００円ということですが、伊佐市と似たような介護保険料にある程度下げられるという話でありますから、ここのところは取組をぜひやっていただいて、第９期でこういう取組をしていただきたいというふうに思うんです。

そのところは法の趣旨、制度の趣旨というのをしっかりと抑えながら取組を進めていっていただきたいというふうに思います。これは、また総務厚生常任委員会でもそれぞれ御審議をいただくというふうに思いますが、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前９時５６分

再開 午前９時５６分

○議長（宮之脇尚美議員）

再開します。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております。議案２件については、配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

本日から９月８日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第１委員会室、文教経済常任委員会が第２委員会室となっております。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

9月21日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前9時57分

令和5年第3回さつま町議会定例会

第 5 日

令和5年9月21日

令和5年第3回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 令和5年9月21日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
13番	上久保 澄 雄 議員	14番	川 口 憲 男 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	早 崎 行 宏 君	議事係 長	西 浩 司 君
議事係 主任	杉 元 大 輔 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	副 町 長	高 田 真 君
教 育 長	中 山 春 年 君	代表監査委員	紺 屋 一 幸 君
総 務 課 長	角 茂 樹 君	企画政策課長	小野原 和 人 君
財 政 課 長	富 満 悦 郎 君	町民環境課長	松 山 和 久 君
保健福祉課長	甫 立 光 治 君	高齢者支援課長	久保田 春 彦 君
子ども支援課長	藤 園 育 美 君	建 設 課 長	原 田 健 二 君
水 道 課 長	出 水 隆 君	監査委員事務局長	山 田 博 彦 君
消 防 長	萩木場 一 水 君	教育総務課長	大 平 誠 君
社会教育課長	永 江 寿 好 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第50号 さつま町立学校条例の一部改正について
- 第 2 議案第51号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第52号 さつま町子ども・子育て会議条例及びさつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 4 議案第53号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 5 議案第54号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 6 議案第55号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第5号）
- 第 7 議案第56号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第57号 令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第59号 令和4年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第60号 令和4年度さつま町上水道事業会計決算の認定について
- 第11 議案第61号 令和4年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第12 議案第62号 3災第768号川口柳野線道路災害復旧工事請負契約の締結について
- 第13 議案第63号 5災第2号大俣線道路災害復旧工事請負契約の締結について
- 第14 発委第 4号 さつま町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 第15 報告第 6号 令和4年度健全化判断比率の報告について
- 第16 報告第 7号 令和4年度資金不足比率の報告について
- 第17 議員派遣の件
- 第18 閉会中の継続調査の件

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和5年第3回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第50号 さつま町立学校条例の一部改正について」、日程第2「議案第51号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、日程第3「議案第52号 さつま町子ども・子育て会議条例及びさつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第4「議案第53号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第5「議案第54号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第6「議案第55号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」、日程第7「議案第56号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第8「議案第57号 令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「議案第50号 さつま町立学校条例の一部改正について」から、日程第8「議案第57号 令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案8件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の審査報告を求めます。
まず、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔古田 昌也議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（古田 昌也議員）

改めまして、おはようございます。

それでは、総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第51号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、「議案第52号 さつま町子ども・子育て会議条例及びさつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、「議案第53号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、「議案第54号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、「議案第55号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」関係分及び「議案第56号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、以上の議案6件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、議案第51号であります。

今回の改正は、印鑑登録証明書の交付に印鑑登録カードの提示が必要であったものを、コンビニエンスストアなどで各種証明書の交付を行うに当たり、マイナンバーカードまたは電子証明書の機能を搭載したスマートフォンの利用により印鑑登録証明書の交付が可能となるよう、本条例の一部を改正するものであります。

質疑の中で、コンビニエンスストアなどで各証明書交付に係る料金の設定はどのようになるかただしましたところ、今回の交付可能になるものが、住民票と印鑑登録証明書の２種類であり、料金について役場窓口で徴収している金額と同じ２００円で設定するとのことであります。

次は、議案第５２号であります。

今回の改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律などの整備及び一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

次は、議案第５３号であります。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

質疑の中で、町内の学童クラブ内の放課後児童支援員の充足率はどのようになっているかただしましたところ、町内の学童クラブでは、子供の人数に関わらず、支援員もしくは支援員とみなされる者を２名以上配置するように依頼し、全ての受託者が対応しており、充足率は１００％である。また、支援員の資格がある者が、各受託者に１名以上は配置されているとのことであります。

次は、議案第５４号であります。

今回の改正は、蓄電池設備及び個体燃料を使用する火器設備等について基準の見直しが図られたため、関係条例の一部を改正するものであります。

質疑の中で、家庭用ソーラーパネルに付随する蓄電池には影響があるかただしましたところ、今回の改正では、２０キロワット時以下の容量の蓄電池は届出を必要とせず、家庭用蓄電池は１０キロワット時以下の容量が一般的である。町で行っている蓄電池の設置補助の申請状況を確認すると、申請は１０キロワット時以下の容量であり、影響はないと考えているとのことであります。

次は、議案第５５号の関係分についてであります。

まず、２款１項１目総務一般管理費に４９万５,０００円が計上されております。

これは、複雑多様化、高度化する地域課題解決、職員の法務能力、組織としての説明責任能力の向上を目指す観点から、弁護士との顧問契約により対応を行うための経費であります。

質疑の中で、鹿児島県町村会の顧問弁護士もいるが、町単独で顧問契約を行う理由についてただしましたところ、町村会の顧問弁護士は２０町４村の自治体を引き受けており、日程調整に時間を要し、また、鹿児島市に事務所があることから、時間的制約や複数回にわたる相談などがあることから、より充実した円滑な相談体制への確立が必要である。県内の他市町村の動向を確認すると、顧問弁護士契約に移行してきているところも多い。また、職員内部による判断では対応が難しい困難事案が増加しているので、顧問契約を行うことで、これらの課題に対応し、庁舎内での相談体制の確立を目指したいとのことであります。

次に、２款１項１３目財産登記事務費に１,１１３万６,０００円が計上されております。

これは、旧薩摩中学校及び旧鶴田小学校土地分筆登記のための測量などに係る経費であります。

質疑の中で、旧薩摩中学校の宅地に隣接する学校敷地を分筆する理由についてただしましたところ、敷地の一部が隣接する公共施設にかかっていることのほか、のり面部分について民間等に売却した場合、崩壊した際に相手側が復旧をする必要があるため、のり面を町有地とするために

分筆作業を行うとのことであります。

次に、２款１項１６目諸費の国庫負担金の返還金に７１５万６、０００円が計上されております。

これは、前年度、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業に係るワクチン接種実績に伴う返還金であります。

質疑の中で、当初の接種見込みに比べ実績が減少した原因についてただしましたところ、申請時点での件数は接種対象者全ての人数であり、接種間隔により申請者全てが接種できず接種者数が減少した。また、感染により接種が遅れたケースもあるのではと考えている。

町としては、対象者全てに接種していただきたいが、義務ではないので難しいと考える。しかし、多くの方に接種していただけるよう、今後も周知に努めたいとのことであります。

次に、２款２項２目賦課徴収費に５３６万円が計上されております。

これは、旧町ごとに紙媒体で管理しております土地家屋台帳を電子化するための経費であります。

質疑の中で、紙の土地家屋台帳の保存期間とその冊数についてただしたところ、土地家屋台帳の冊数は７５０冊程度であり、この冊数を本町と両支所で管理を行っており、これに加えて閉鎖された台帳が１９０冊ほどある。来年度以降ＰＤＦ化することで、書庫スペースに空きができると考えている。また、ＰＤＦ化した後の紙の台帳も永久に保存していくとのことであります。

次に、３款１項２目と３款１項４目物価高騰対策事業費に、それぞれ６８万２、０００円と７３５万２、０００円が計上されております。

これは、昨年度に引き続き、物価高騰等の影響を受け、厳しい経営環境に置かれている介護事業所などが安定的に運営できるように支援を行うものであります。

質疑の中で、別々に予算が計上されているが、支援内容に違いがあるのかただしましたところ、所管する係が違いため別々に予算を計上しているが、いずれも同じ支援内容であり、内容はＬＰガスや食材費等の価格高騰に対しての支援であるとのことであります。

次は、議案第５６号についてであります。

１款１項２目連合会負担金に３９万１、０００円が計上されています。

これは、第三者行為求償事務委託料であります。

質疑の中で、第三者行為による事故などの損害賠償請求はどのような流れで行われているかただしましたところ、介護保険サービスの提供費用は、加害者が負担することが原則で、町が一時的に立て替えた後で加害者に請求することとなる。町が加害者に対して有する損害賠償請求金に係る損害賠償金の徴収、収納事務について、国保連合会に委託して共同処理事業を実施しているとのことであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔古田 昌也議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔上圀 一行議員登壇〕

○文教経済常任委員長（上圀 一行議員）

改めまして、おはようございます。

それでは、文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第50号 さつま町立学校条例の一部改正について」、「議案第55号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」関係分及び「議案第57号 令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」以上の議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、議案第50号であります。

今回の改正は、薩摩地区3小学校の再編統合に係る新学校名について、再編準備委員会の総意として薩摩小学校に決定されたことから、本条例の一部を改正するものであります。

次は、議案第55号の関係分であります。

歳出の6款1項5目みどりの食料システム戦略推進総合対策事業費には、有機農業の面積拡大や生産振興を図るための補助金として79万6,000円が計上されております。

質疑の中で、本町の有機栽培の現状についてただしましたところ、令和4年度末での環境保全型農業直接支払交付金制度に取り組む事業対象者は、お茶が3農家、水稻が1農家、野菜が1農家であり、手間をかけて栽培しているため大規模な農業はできないが、有機栽培は他の作物と比べ高い価格で取引されているとのことであります。

次に、6款1項9目フレッシュファーマー育成事業には、認定新規就農者1人に対する経営開始資金の助成として125万円が計上されております。

質疑の中で、これまで経営開始資金を助成した新規就農者の人数と、その後の経営状況等についてただしましたところ、これまで助成した人数は15人であり、そのほとんどが認定農業者へステップアップし、経営を拡大しているとのことであります。

次に、7款1項4目鉄道記念館管理費には、宮之城鉄道記念館に防犯カメラを設置する費用として82万5,000円が計上されております。

質疑の中で、防犯カメラを設置する理由についてただしましたところ、多目的トイレが毎日のように荒らされている事案が発生していることから、トイレ側と正面玄関に1台ずつ、館内に2台設置し、防犯対策及び抑止効果により状況の改善を図りたいとのことであります。

次に、10款1項2目さつま町ふるさと発見プロジェクト事業には、小中学生による短編PR動画の作成費用として46万6,000円が計上されております。

質疑の中で、PR動画をどのように作成していくのかただしましたところ、児童生徒が提出した動画の企画書から5本程度を選考し、企画した子供たちが主演の動画を外部委託により作成していく予定である。また、日本語のほかに英語とベトナム語に翻訳した動画も作成したいとのことであります。

次に、10款2項1目小学校共通管理費及び10款3項1目中学校共通管理費には、不審者等対策のため、盈進小学校と宮之城中学校への監視カメラ設置費用として、それぞれ186万4,000円と202万6,000円が計上されております。

質疑の中で、ほかの小学校への監視カメラの設置について計画はあるのかただしましたところ、国の補助により集中的な支援が令和7年度まで実施される見込みであるため、ほかの小学校についても計画的に整備していきたいとのことであります。

次に、10款6項2目宮之城総合体育館管理費には、トレーニング室や1階トイレ、器具庫扉等の改修工事費用として3,257万9,000円が計上されております。

質疑の中で、トイレ改修工事については、1階トイレのみを計上しているが、2階のトイレについては改修する予定はないのか、また、トイレの洋式化を計画していると思うが、個室のスペースを広げる考えはないかたまたましたところ、2階のトイレ改修については、現段階では計画していないが、今後対応を検討していきたい。また、個室のスペースについては、十分な広さを確保した上で洋式トイレを設置していきたいとのことであります。

次に、11款1項1目農林水産施設災害復旧事業（過年）には、令和3年に発生した災害による農地・農業用施設の復旧工事費として1,200万円が計上されております。

質疑の中で、復旧工事の進捗率と完成見込みについてたまたましたところ、令和3年災害の復旧工事については、労働力不足や現場の状況等により進捗が遅れているが、現在約51%が完成している。今後も細かな進捗管理を行い、今年度中の完成を目指しているとのことであります。

次は、議案第57号であります。

収益的収入については、11款水道事業収益を157万1,000円増額し、収益的支出については、21款水道事業費用を955万7,000円減額しようとするもので、資本的支出については、41款1項建設改良費を5,250万円増額しようとするものであります。

建設改良費の工事請負費は、漏水を繰り返している県道宮之城加治木線の仮屋原地区配水管改良工事などであります。

質疑の中で、現時点で漏水が予想される箇所はどれぐらいあるかたまたましたところ、漏水箇所を予想するのは困難であるが、法定耐用年数の40年を超える水道管は約23%であり、105キロメートル程度と見込んでいるとのことであります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔上圀 一行議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、順に討論、採決を行います。

まず、議案第50号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第50号 さつま町立学校条例の一部改正について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、地方自治法第244条の2第2項及びさつま町立学校条例第3条の規定によって、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。出席議員は16人であり、その3分の2は11人です。

本案に対する文教経済常任委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮之脇尚美議員）

着席ください。ただいまの起立者は全員です。よって、「議案第50号 さつま町立学校条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第５１号から議案第５４号までの議案４件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第５１号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」から、「議案第５４号 さつま町火災予防条例の一部改正について」までの議案４件を一括して採決します。

議案第５１号から議案第５４号までの議案４件に対する総務厚生常任委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第５１号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」から、「議案第５４号 さつま町火災予防条例の一部改正について」までの議案４件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第５５号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第５５号 令和５年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」を採決します。本案に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第５５号 令和５年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」は、各委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第５６号及び議案第５７号の議案２件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第５６号 令和５年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」及び「議案第５７号 令和５年度さつま町上水道事業会計補正予算（第１号）」の議案２件について、一括して採決します。

議案第５６号及び議案第５７号の議案２件に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第５６号 令和５年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」及び「議案第５７号 令和５年度さつま町上水道事業会計補正予算（第１号）」の議案２件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第9「議案第59号 令和4年度さつま町歳入歳出
決算の認定について」、日程第10「議案第60号 令
和4年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」、
日程第11「議案第61号 令和4年度さつま町上水道
事業会計未処分利益剰余金の処分について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第9「議案第59号 令和4年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程
第11「議案第61号 令和4年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」
までの議案3件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、議案第59号から議案第61号まで、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第59号 令和4年度さつま町歳入歳出の決算の認定について」であります。

本決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、監査委員の審査に付し、
同条第3項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものでありま
す。

令和4年度、国におきましては、経済財政運営と改革の基本方針2021、いわゆる骨太の方
針により、ポストコロナの経済成長を生み出す4つの原動力としまして、グリーン社会の実現、
官民挙げたデジタル化の加速、日本全体を元気にする活力ある地方づくり、少子化の克服、子供
を生み育てやすい社会の実現を掲げ、重点的な取組がなされたところであります。

また、歳入面におきましては、地方の安定的な財政運営に必要な財源といたしまして、前年度
の水準を下回らないとすることを基本とした地方財政対策が講じられたところであります。

本町の令和4年度当初予算につきましては、新型コロナウイルス感染防止と地域経済活動の両
立を念頭に、重要課題であります人口減対策に努めるとともに、豪雨災害からの復旧・復興及び
防災・減災対策を最優先とした予算編成となったところであります。

今後におきましても、第2次総合振興計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本に、町
民の皆様の声をお聞きしながら、自主性、主体性を重視するとともに、時代とニーズに即したさ
らなる住民サービスの向上のため、町民の皆様と一体となり、全力で取り組んでまいります。

そのため、引き続き議会をはじめ町民の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げるところでござ
います。

それでは、各会計の決算状況について申し上げます。

まず、一般会計でございます。

令和4年度の決算につきましては、前年度に実施いたしました新型コロナウイルス感染症への
対応に係る給付金などにより、歳入歳出決算額は、ともに前年度を下回ったところであります。

歳入決算額は167億9,679万2,000円となり、前年度に比べ9億9,427万
9,000円、5.6%の減少となっております。

また、財源内訳では、町税や分担金、負担金、使用料及び手数料など、自主財源の全体に占め
る割合が29.5%、また、地方交付税や国県支出金などの依存財源は70.5%でございまして、
自主財源比率の全体に占める割合は低く、依然として国、県などへの依存財源の割合が高い状況
にあります。

歳出決算額は155億2,061万6,000円となり、前年度に比較しまして9億6,162万7,000円、5.8%の減少となったところであります。

歳出決算額を性質別に見てみますと、主なもので、災害復旧事業をはじめデジタル化推進に伴う物件費、物価高騰対策のための補助費等が増加した一方で、光ブロードバンドによる普通建設事業費、前年度の新型コロナウイルス感染症対策に係る給付金事業で補助費等が減少しております。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は12億7,617万6,000円で、これから翌年度に繰り越すべき財源2億3,264万1,000円を差し引いた実質収支は、10億4,353万5,000円の黒字となりました。

次に、特別会計につきましてであります。

まず、国民健康保険事業特別会計でございます。

歳入決算額が30億3,566万6,000円、歳出決算額28億5,598万8,000円、差し引き1億7,967万8,000円の黒字となっています。

歳出決算額の保険給付費総額は21億1,954万7,000円で、歳出全体の74.2%を占めており、前年度と比較いたしまして1億6,404万2,000円、7.2%の減少となっております。

今後とも、引き続き生活習慣病の早期発見、早期治療につなげ、さらに被保険者の生活改善につながるような個別面接型の保健指導を実施しながら、重症化予防に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入決算額3億6,785万9,000円、歳出決算額3億6,667万円、差し引き118万9,000円の黒字となっております。

歳出決算額のうち、後期高齢者医療広域連合納付金が3億5,584万4,000円を占めており、歳出全体額の97.0%となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。

歳入決算額35億3,448万円、歳出決算額32億9,001万1,000円、差し引き2億4,446万9,000円の黒字となっております。

歳出決算額は、対前年度比較で6,682万円、2.0%の減となっており、うち保険給付費の総額が28億5,183万円で、前年度と比較しまして8,136万2,000円、2.8%の減となったところであります。

また、介護認定者数につきましては1,647人で、第1号被保険者の認定率が19.9%となり、前年度と比較しまして0.5%の減となったところであります。

今後におきましても、給付費の適正化や介護予防・日常生活支援総合事業など、これらの事業の充実を図りながら、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくりの推進に努めてまいります。

最後に、農業集落排水事業特別会計でございます。

歳入決算額7,017万円、歳出決算額6,468万7,000円、差し引き548万3,000円の黒字となっております。

また、加入戸数は409戸で、前年度に比較しまして13戸の増となっておりますけれども、今後におきましても加入促進を図りながら、区域内の水質保全と生活環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、令和4年度の具体的な政策、成果につきましては、決算書及び主要施策の成果説明書の

とおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

次に、「議案第60号 令和4年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」であります。

上水道事業では、年度末現在給水人口が1万8,056人で、前年度に比べ356人の減、年間総給水量は202万3,030立方メートル、6万4,684立方メートルの減となっております。

経理の状況では、収益的収支において収入総額が4億1,314万5,000円、支出総額が4億2,221万6,000円で、差し引き907万1,000円の純損失となったところであります。

令和4年度の純損失額は、前年度に比べ777万3,000円増加しておりますけれども、水道施設の維持管理経費や減価消却費など固定的な経常経費に対し、給水人口の減少による水道料金収入の減少が大きな要因と分析しているところでございます。

資本的収支におきましては、収入総額5,532万8,000円に対し支出総額2億2,467万3,000円で、不足する額1億6,934万5,000円につきましては、損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金及び消費税調整額で補填しております。

主な施設整備といたしましては、国道504号、仮屋瀬地区の排水管更新のほか、広瀬道路建設に伴う送配水管の移設、西手水源地の送水ポンプ取替えなど、機械設備の更新にも努めたところであります。

また、城之口水源地、紫尾水源地及び浄水場においては、国の電源立地地域対策補助金を活用して非常用発電装置を整備し、停電時でも安定した水の供給ができるよう努めたところであります。

次に、「議案第61号 令和4年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。

当年度の未処分利益剰余金1,450万5,414円は、令和4年度の決算におきまして、資本的支出に対し資本的収入が不足する分の補填財源としまして、減災積立金1,000万円、建設改良積立金を450万5,414円使用したため、使用後の未処分利益剰余金を資本金へ組み入れようとするものであります。

水道事業につきましては、給水人口は年々減少し、反面、施設は老朽化が進む中、経営環境は厳しくなる傾向にありますが、効率的な事業経営の推進により、安全、安心な水の安定した供給に努めてまいります。

ただいま御説明いたしました議案のうち議案第60号につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、監査委員の審査に付し、同条第4項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものであります。

また、議案第61号につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、令和4年度各会計決算の概要を申し上げましたが、これら各種の事業によりまして、住民福祉の向上及び社会資本の整備並びに水道事業の健全経営に努めてきたところであります。

最後に、議員各位の御理解と御協力に対し、深く感謝を申し上げますとともに、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。提案に当たりましての説明を終わります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、議案第59号から議案第61号までの議案3件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○柏木 幸平議員

ここで、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第59号から議案第61号までの議案3件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にすることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいま、柏木幸平議員から、議案第59号から議案第61号までの議案3件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とするこの動議が提出されました。

この動議は、所定の賛成者がありますので成立しました。

「議案第59号 令和4年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から、「議案第61号 令和4年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」までの議案3件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とするこの動議を議題として採決します。

お諮りします。この動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第59号 令和4年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から、「議案第61号 令和4年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」までの議案3件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とするこの動議は、可決されました。

お諮りします。決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、古田昌也議員、上別府ユキ議員、上久保澄雄議員、柏木幸平議員、上圀一行議員、有川美子議員、中村慎一議員、森山大議員、以上の8名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました8人を決算特別委員会委員に選任することを決定しました。

これより、決算特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、決算特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員長の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから決算特別委員会を招集します。委員会の場所を第2委員会室と定めます。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時27分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨、通知を受けましたので報告します。

委員長に中村慎一議員、副委員長に有川美子議員、以上のとおりであります。

△日程第12「議案第62号 3災第768号川口柳野線
道路災害復旧工事請負契約の締結について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第12「議案第62号 3災第768号川口柳野線道路災害復旧工事請負契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第62号 3災第768号川口柳野線道路災害復旧工事請負契約の締結について」であります。

これは、3災第768号川口柳野線道路災害復旧工事につきまして、去る8月31日、入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○建設課長（原田 健二君）

それでは、まず「議案第62号 3災第768号川口柳野線道路災害復旧工事請負契約の締結について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第62号 3災第768号川口柳野線道路災害復旧工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第62号 3災第768号川口柳野線道路災害復旧工事請負契約の締結について」は、可決されました。

△日程第13「議案第63号 5災第2号大俣線道路災害復旧工事請負契約の締結について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第13「議案第63号 5災第2号大俣線道路災害復旧工事請負契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

「議案第63号 5災第2号大俣線道路災害復旧工事請負契約の締結について」であります。

これは、5災第2号大俣線道路災害復旧工事につきまして、去る8月31日、入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○建設課長（原田 健二君）

それでは、「議案第63号 5災第2号大俣線道路災害復旧工事請負契約の締結について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第63号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第63号 5災第2号大俣線道路災害復旧工事請負契約の締結について」を

採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第63号 5災第2号大俣線道路災害復旧工事請負契約の締結について」は、可決されました。

△日程第14「発委第4号 さつま町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第14「発委第4号 さつま町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

〔森山 大議員登壇〕

○議会運営委員長（森山 大議員）

おはようございます。

ただいま議題となっています「発委第4号 さつま町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」提案の趣旨説明を申し上げます。

これまで、地方議会議員は、議員が属する地方公共団体に対し請負をすることができないという規定が地方自治法に定められていましたが、年間300万円以内の請負ができるように緩和されたところでございます。

このようなことから、議員の公正、適正な職務執行を損なうことがないよう、議員個人による請負状況の透明性を確保するため、請負状況を公表するための条例を制定しようとするものでございます。

以上で趣旨説明を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発委第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託は行いません。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「発委第4号 さつま町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第4号 さつま町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

**△日程第15「報告第6号 令和4年度健全化比率の報告
について」、日程第16「報告第7号 令和4年度資金
不足比率の報告について」**

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第15「報告第6号 令和4年度健全化判断比率の報告について」及び、日程第16「報告第7号 令和4年度資金不足比率の報告について」の報告2件を一括して議題とします。

各報告について、内容の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、報告第6号及び報告第7号を一括して提案の理由を申し上げます。

「報告第6号 令和4年度健全化判断比率の報告について」及び「報告第7号 令和4年度資金不足比率の報告について」であります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき健全化判断比率を、同法第22条第1項の規定に基づき資金不足比率を公表しようとするもので、いずれにつきましても、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

それでは、「報告第6号 令和4年度健全化判断比率の報告について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（富満 悦郎君）

続きまして、「報告第7号 令和4年度資金不足比率の報告について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの報告に対して、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。

これで、報告2件を終わります。

△日程第17「議員派遣の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第17「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、配布しましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、配布しましたとおり派遣することに決定しました。

△日程第１８「閉会中の継続調査の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第１８「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定によってお配りしました申出書の各事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和５年第３回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前１０時４３分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 宮之脇 尚 美

さつま町議会議員 川 口 憲 男

さつま町議会議員 柏 木 幸 平